

昭和四十年大蔵省令第十一号

所得税法施行規則

所得税法及び所得税法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、所得税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第二十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第一条の四）

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則（第一条の五）

第二章 非課税所得（第二条―第三条の二）

第三章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三条の三―第十五条の二）

第四章 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第十六条―第十七条）

第二編 居住者の納税義務

第一章 各種所得の金額の計算

第一節 所得の種類及び各種所得の金額（第十八条―第十九条の三）

第一節の二 所得金額の計算の通則（第十九条の四）

第二節 収入金額の計算（第二十条―第二十一条の二）

第三節 必要経費等の計算

第一款 家事関連費等の必要経費不算入等（第二十一条の三）

第二款の二 棚卸資産の評価（第二十二条・第二十三条）

第三款の三 有価証券の評価（第二十三条の二―第二十三条の四）

第二款 減価償却資産の償却（第二十四条―第三十四条の三）

第三款 引当金（第三十五条―第三十六条の三）

第四款 専従者控除（第三十六条の四）

第五款 給与所得者の特定支出（第三十六条の五・第三十六条の六）

第三節の二 外貨建取引の換算（第三十六条の七・第三十六条の八）

第四節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第三十七条―第三十八条）

第五節 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（第三十八条の二）

第六節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算（第三十八条の三）

第七節 収入及び費用の帰属時期の特例（第三十九条―第四十条の二）

第二章 所得控除及び税額控除（第四十条の三―第四十四条）

第三章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税（第四十五条・第四十六条）

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告（第四十七条―第四十九条）

第二款 延納（第五十条―第五十二条）

第三款 納税の猶予（第五十二条の二・第五十二条の三）

第四款 還付（第五十三条・第五十四条）

第三節 青色申告（第五十五条―第六十六条）

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 非居住者の納税義務（第六十六条の二―第七十一条）

第二章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第七十二条―第七十二条の四）

第二節 外国法人の納税義務（第七十二条の五・第七十二条の六）

第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収（第七十三条―第七十六条の三）

第二章 退職所得に係る源泉徴収（第七十七条）

第三章 公的年金等に係る源泉徴収（第七十七条の二―第七十七条の六）

- 第四章 非居住者の所得に係る源泉徴収（第七十七条の七）
 第五章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第七十八条・第七十九条）
 第六章 源泉徴収に係る所得税の納付（第八十条）
 第五編 雑則

- 第一章 支払調書の提出等の義務（第八十一条―第一百条）
 第二章 その他の雑則（第一百一条―第一百四条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（定義）

第一条 この省令において、「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「恒久的施設」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「オープン型の証券投資信託」、「公社債投資信託」、「公募公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「特定受益証券発行信託」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「各種所得の金額」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」、「同一生計配偶者」、「源泉控除対象配偶者」、「老人控除対象配偶者」、「扶養親族」、「控除対象扶養親族」、「特定扶養親族」、「老人扶養親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「出国」、「更正」、「決定」又は「源泉徴収」とは、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）以下「法」という。第二条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、各種所得の金額、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、修正申告書、青色申告書、出国、更正、決定又は源泉徴収をいう。

2 この省令において、「不動産所得」、「事業所得」、「山林所得」、「譲渡所得」、「不動産所得の金額」、「山林所得の金額」、「雑所得の金額」、「総所得金額」、「退職所得金額」、「山林所得金額」、「雑損控除」、「医療費控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」、「寄附金控除」、「障害者控除」、「寡婦控除」、「ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、「扶養控除」、「基礎控除」、「課税総所得金額」、「課税山林所得金額」とは、「課税山林所得金額」とは、それぞれ所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）以下「令」という。第一条第二項（定義）に規定する不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、雑所得の金額、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、課税総所得金額又は課税山林所得金額をいう。

3 この省令において、「配当控除」、「分配時調整外国税相当額控除」又は「外国税額控除」とは、それぞれ法第二編第三章第二節（税額控除）に規定する配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除をいう。

4 この省令において、「相続人」には、包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。

（恒久的施設の範囲）

第一条の二 令第一条の二第九項（恒久的施設の範囲）に規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）又は出資（自己が有する自己の株式（投資口を含む。以下この号において同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の発行済株式等のうち占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号（定義）に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が前項の一方の者により保有されている場合、当該株主等である法人の有する当該他方の法人の発行済株式等のうち占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式

等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲）

第一条の三 法第二条第一項第三十号イ（3）（定義）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合、その者と同一の世帯に属する者の住民票に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号（住民票の記載事項）に掲げる世帯主との続柄（次号及び次条において「世帯主との続柄」という。）が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一条の四 法第二条第一項第三十一号ハ（定義）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則

第一条の五 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託の信託資産等（法第六条の二（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する信託資産等をいう。）につき、法第二百二十四条から第二百二十四条の六まで（利子、配当等の受領者の告知等）の規定により告知し、又は告知書に記載するこれらの規定に規定する氏名又は名称、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（これらの規定による告知を受け、又は告知書の提出を受ける者が確認すべき氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を含む。）は、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所（法第六条の三第一号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する営業所をいう。以下この条において同じ。）の所在地並びに当該受託者の個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しないうる者にあつては、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称並びに当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所の所在地。次項において同じ。）とする。

2 法第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）、第二百二十七条（信託の計算書）、第二百二十八条の二（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）、第二百二十八条（名義人受領の配当所得等の調書）、第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）又は第二百二十八条の三（株式無償割当てに関する調書）の規定によりこれらの規定に規定する調書、通知書又は計算書を提出し、又は交付すべき者が、これらの調書、通知書又は計算書に記載すべき法人課税信託の受託者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号は、当該法人課税信託の受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称、当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所の所在地並びに当該受託者の個人番号又は法人番号とする。

第二章 非課税所得

（児童又は生徒の預貯金の利子等につき課税を受けないための手続等）

第二条 法第九条第一項第二号（非課税所得）に規定する学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて、金融機関その他の預貯金の受入れをする者（令第三十二条第一号（金融機関等の範囲）に掲げる者に限る。）の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において、当該児童又は生徒の代表者の名義で預貯金又は合同運用信託（法第九条第一項第一号又は令第三十三条第一項（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に規定する預貯金又は同条第二項に規定する合同運用信託を除く。以下この条において「預貯金等」という。）の預入又は信託（以下この条において「預入等」という。）をする場合には、その預入等をする都度（その預入等が第六条第一項各号（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）に掲げる預貯金等に係る契約に基づくものである場合には、最初に預入等をする際、その学校の長の指導を受けて預入等をする預貯金等である旨を証する書類を提出しなければならない。）

2 金融機関の営業所等の長は、前項の書類の提出を受けた場合には、遅滞なく、その書類に係る預貯金等に関する通帳、証書、受益証券その他の書類に、その預貯金等が法第九条第一項第二号の規定に該当するものである旨を表示しなければならない。

（給与が非課税とされる外国政府職員等の要件の細目）

第三条 令第二十四条第一号（給与が非課税とされる外国政府職員等の要件）に規定する財務省令で定める者は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者とする。

（非課税とされる国等から支給される金品に係る事業の範囲等）

第三条の二 法第九条第一項第十六号（非課税所得）に規定する財務省令で定める事業は、国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する指導、相談、同号に規定する業務その他の援助の利用に対する助成を行うものとする。

2 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

二十二 裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）の規定により国家公務員災害補償法第九号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金の例による補償を受けている者又は裁判官の災害補償に関する法律の規定により国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金の例による補償を受けている者又は裁判官の災害補償に関する法律の規定により国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金の例による補償を受けている者（妻に限る。）である者

二十三 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員災害補償法第九号第三号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金を受けている者又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金を受けている者又は同条第三号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金を受けている者（妻に限る。）である者

二十四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三（公務災害補償）の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第三号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金に準ずるものを受けている者又は国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の三の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金に準ずるものを受けている者又は国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の三の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金に準ずるものを受けている者（妻に限る。）である者

二十五 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条（災害補償）の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第三号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金に準ずるものを受けている者又は国会議員の秘書の給与等に関する法律第十八条の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金に準ずるものを受けている国会議員の秘書の給与等に関する法律第十八条の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金に準ずるものを受けている者（妻に限る。）である者

二十六 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二（災害補償）の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第三号に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号に掲げる障害補償年金に準ずるものを受けている者又は国会職員法第二十六条の二の規定に基づく補償で国家公務員災害補償法第九号第六号に掲げる遺族補償年金に準ずるものを受けている者（妻に限る。）である者

二十七 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条第一項（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）の規定に基づく条例で定めるところにより同法第二十五条第一項第三号（補償の種類）に掲げる傷病補償年金若しくは同項第四号に掲げる障害補償年金に相当する補償を受けている者又は同法第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより同法第二十五条第一項第六号に掲げる遺族補償年金に相当する補償を受けている者（妻に限る。）である者

二十八 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号）第二条（補償義務）の規定に基づく公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）第四条の二第一項（傷病補償）の規定に基づく同法第五条第一項（障害補償）の規定する障害補償年金を受けている者又は同法第二条の規定に基づく同法第八条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族補償年金を受けている者（妻に限る。）である者

二十九 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項（非常勤消防団員に対する公務災害補償）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項及び第二項（消防作業従事者等に対する損害補償）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項（公務災害補償）及び第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）の規定に基づく非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）に定める基準に従い定められた条例（同令に定める基準に従って行われた水害予防組合の組合会の議決を含む。以下この号において同じ。）に基づき同法第五条の二第一項（傷病補償年金）に規定する傷病補償年金若しくは同法第六条第一項（障害補償年金）に規定する障害補償年金を受けている者又は同令に定める基準に従い定められた条例に基づき同法第七条（遺族補償年金）に規定する遺族補償年金を受けている者（妻に限る。）である者

三十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（応急措置の業務に従事した者に対する補償）の規定に基づく災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六条第一項（損害補償の基準）に定める基準に従い定められた条例に基づき前号の傷病補償年金若しくは障害補償年金を受けている者又は同項に定める基準に従い定められた条例に基づき前号の遺族補償年金を受けている者（妻に限る。）である者

三十一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第二条（国及び都道府県の責任）の規定に基づく警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第六条の二第一項（傷病給付の範囲、金額及び支給方法）に規定する傷病給付年金若しくは同法第七条第一項（障害給付の金額及び支給方法）に規定する障害給付年金（同法第六条第二項の規定により同令の規定に準じて定められた年金を含む。）を受けている者又は同法第九条第一項（遺族給付年金）に規定する遺族給付年金（同法第六条第二項の規定により同令の規定に準じて定められた年金を含む。）を受けている者（妻に限る。）である者

三十二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第二条（国の責任）若しくは第三条（国の給付の特例）の規定に基づく海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第三条の二第一項（傷病給付）に規定する傷病給付年金若しくは同法第四条第一項（障害給付）に規定する障害給付年金を受けている者又は同法第六条第一項（遺族給付年金）に規定する遺族給付年金を受けている者（妻に限る。）である者

三十三 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九十九号）第六条（給付の範囲、金額、支給方法等）の規定に基づく証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第四条の二第一項（傷病給付の範囲、金額及び支給方法）に規定する傷病給付年金若しくは同法第五条第一項（障害給付の金額及び支給方法）に規定する障害給付年金を受けている者又は同法第六条（遺族給付年金）に規定する遺族給付年金を受けている者（妻に限る。）である者

三十四 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）第四条第二項（認定等）の規定による認定を受けている者（同法附則第三条若しくは第四条第二項（旧法の廃止に伴う経過措置）の規定により同法第四条第二項の規定による認定を受けている者）又はこれら（公害健康被害の補償等）の規定による法律第五号第三項（認定等）の規定による同法第四条第二項の規定による認定を受けている者及び同法第六条（認定等）の規定による申請に基づいて行われた同項の規定による認定に係る死亡者を含む。）に係る遺族（妻に限る。）である者

三十五 市長から公害健康被害の補償等に関する法律第四条第一項の規定による認定を受けている者（同法附則第三条若しくは第四条第二項の規定により同法第四条第一項の規定を受けている者とみなされる者を含む。）で同法第三条第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費に相当する給付を受けている者又は当該認定を受けている者の死亡により同項第三号に掲げる遺族補償費に相当する給付を受けている当該市長が定める遺族（妻に限る。）である者

三十五 市長から公害健康被害の補償等に関する法律第四条第一項の規定による認定を受けている者（同法附則第三条若しくは第四条第二項の規定により同法第四条第一項の規定を受けている者とみなされる者を含む。）で同法第三条第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費に相当する給付を受けている者又は当該認定を受けている者の死亡により同項第三号に掲げる遺族補償費に相当する給付を受けている当該市長が定める遺族（妻に限る。）である者

三十六 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第三号（給付の範囲）に掲げる障害年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に定める遺族（妻に限る。）である者

三十七 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項（遺族年金）、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百四十四号）附則第十一項（遺族年金）、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号）附則第五号第一項（遺族年金の支給の特例）又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第七号第一項（遺族年金の支給の特例）に規定する遺族年金を受けているこれらの規定に規定する遺族（妻に限る。）である者

三十八 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三号第一項（執行官法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例により支給される同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第十一号）附則第十三号第一項（退職後の年金についての暫定措置）の規定による恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二条第一項（恩給の種類）に規定する増加恩給に相当する恩給を受けている者

三十九 国民年金法等改正法附則第九十七号第一項（第七条の規定の施行に伴う経過措置）の規定により支給される国民年金法等改正法第七条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第十七条（支給要件）に規定する福祉手当を受けている同条に規定する重度障害者である者

四十 国民年金法等改正法第三条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項（年金額）に規定する子のうち、同法第五十九条第一項第二号（遺族）に規定する障害の状態にある者に該当するものとして同法第六十二条第一項の規定により同項の加給年金額の計算の対象とされている者

四十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第二条第三項（定義）に規定する入所者

四十二 毒ガス等の影響によりガス障害に患している者として、県知事から健康管理手当若しくは保健手当の支給を受けている者又は国家公務員共済組合連合会の理事長から特別手当、医療手当、健康管理手当若しくは保健手当の支給を受けている者

（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲等）

第五号 令第三十三号第四号第八号（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲）に規定する財務省令で定める取得勧誘は、その受益権の募集に係る金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘（以下この項において「取得勧誘」という。）が同条第三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、同条第十項に規定する目録見書及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第十四項（定義）に規定する資産信託流動化計画にその取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとする。

2 令第三十三号第四号第九号に規定する財務省令で定める国際機関は、条約又は国際間の協定により国内においてその発行する債券の利子に係る源泉徴収の義務を免除された国際機関とする。

（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）

第六号 令第三十五号第一項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）に規定する財務省令で定める預貯金等に係る契約は、次に掲げるものとする。

一 普通預金（普通預金を含む。）又は貯蓄預金（貯蓄預金を含む。）

二 租税の納付に充てることを目的として金融機関（令第三十二条第一号（金融機関等の範囲）に掲げる者をいう。）に対してした預金（貯金を含む。以下この号において同じ。）で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているもの

三 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項（定義）に規定する納税貯蓄組合法預金

四 一定の預入期間又は預入金額及び一定の据置期間を約して積み立てる預貯金でその据置期間が三月以上のも

五 据置貯金

六 令第三十二条第二号又は第三号に掲げる者が受入れをする預貯金

七 定期預金（定期貯金を含むものとし、第四号に掲げるものを除く。）又は通知預金（通知貯金を含む。）のうち反復して預入することを約するもの

八 指定金銭信託及び貸付信託のうち反復して信託することを約するもの

九 令第三十二条第一号又は第七号又は第五号に掲げる者から有価証券を反復して購入することを約するもの

十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八号第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条第二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債を反復して購入することを約するもの

2 令第三十五号第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三十五号第四項に規定する届出書を提出する者（第三号において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び住所

二 障害者等に該当しないこととなつた年月日及びその事実

三 預貯金等のうち、提出者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載したものの種別

四 その他参考となるべき事項

（障害者等に該当しないこととなつた日以後に預入等をした預貯金等の利子等の計算等）

第六号の二 令第三十六号第二項（障害者等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合等）に規定する該当しないこととなつた日以後に預入等をした預貯金等に係る部分の利子、収益の分配

又は剰余金の配当は、同日以後に預入等をした預貯金等の金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する額面金額等）、当該預入等の日から当該預貯金等の払戻し、解約、償還又は買入償却の日までの期間及び当該預貯金等の利率を基礎として計算するものとする。

第六号の二 令第三十六号第二項（障害者等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合等）に規定する該当しないこととなつた日以後に預入等をした預貯金等に係る部分の利子、収益の分配

又は剰余金の配当は、同日以後に預入等をした預貯金等の金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する額面金額等）、当該預入等の日から当該預貯金等の払戻し、解約、償還又は買入償却の日までの期間及び当該預貯金等の利率を基礎として計算するものとする。

2 令第三十六条第三項に規定する財務省令で定めるものは、普通預金、普通貯金、貯蓄預金、貯蓄貯金、前条第一項第二号及び第三号に掲げる預貯金並びに令第三十二条第二号又は第三号（金融機関等の範囲）に掲げる者が受入れをする預貯金で普通預金又は普通貯金に相当するものとする。

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）

第七条 令第四十一条の二第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 当該身体障害者手帳
- 二 法第十条第一項に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者 当該年金に係る年金証書及び妻であることを証する書類（当該妻であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）
- 三 法第十条第一項に規定する寡婦年金を受けることができる妻である者 当該年金に係る年金証書
- 四 令第三十一条の二第一号（障害者等の範囲）に掲げる者 同号に規定する障害基礎年金に係る年金証書
- 五 令第三十一条の二第二号に掲げる者 同号に規定する障害厚生年金又は遺族厚生年金に係る年金証書（当該遺族厚生年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 六 令第三十一条の二第三号に掲げる者 同号に規定する増加恩給又は扶助料に係る恩給証書（当該扶助料を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該恩給証書及び妻であることを証する書類）
- 七 令第三十一条の二第四号に掲げる者 同号に規定する傷病補償年金、障害補償年金、複数事業労働者傷病年金、傷病年金若しくは障害年金又は遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金に係る年金証書（当該遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 八 令第三十一条の二第五号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書（当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 九 令第三十一条の二第六号又は第七号に掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金又は遺族補償年金に係る年金証書（当該遺族補償年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 十 令第三十一条の二第八号に掲げる者 同号に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る都道府県知事の支給決定通知書（当該遺族補償費を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該支給決定通知書及び妻であることを証する書類）
- 十一 令第三十一条の二第九号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る支給決定通知書（当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該支給決定通知書及び妻であることを証する書類）
- 十二 令第三十一条の二第十号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金若しくは遺族給与金に係る年金証書又は遺族給与金証書（当該遺族年金又は遺族給与金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書又は遺族給与金証書及び妻であることを証する書類）
- 十三 令第三十一条の二第十一号に掲げる者 同号に規定する児童扶養手当に係る児童扶養手当証書及び当該児童扶養手当を受けている同号に規定する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
- 十四 令第三十一条の二第十二号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書（当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 十五 令第三十一条の二第十三号に掲げる者 同号に規定する障害児福祉手当又は特別障害者手当に係る認定通知書
- 十六 令第三十一条の二第十四号に掲げる者 同号に規定する療育手帳
- 十七 令第三十一条の二第十五号に掲げる者 同号の精神障害者保健福祉手帳
- 十八 令第三十一条の二第十六号に掲げる者 同号に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当に係る医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書
- 十九 令第三十一条の二第十七号に掲げる者 戦傷病者手帳
- 二十 令第四十一条の二（障害者等の範囲）に掲げる者 同号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付又は死亡を支給事由とする年金たる給付に係る年金証書（当該死亡を支給事由とする年金たる給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十一 令第四十二条第二号に掲げる者 同号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付又は死亡を支給事由とする年金たる給付若しくは特別遺族年金に係る年金証書（当該死亡を支給事由とする年金たる給付又は特別遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十二 令第四十三条第三号又は第四号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を支給事由とする年金たる保険給付又は死亡を支給事由とする年金たる保険給付に係る年金証書（当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十三 令第四十四条第五号、第七号、第十二号又は第十六号に掲げる者 これらの規定に規定する障害共済年金又は遺族共済年金に係る年金証書（当該遺族共済年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十四 令第四十六条又は第五号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を給付事由とする年金又は死亡を給付事由とする年金に係る年金証書（当該死亡を給付事由とする年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）

- 二十五 第四条第八号、第九号又は第十四号に掲げる者 これらの規定に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金を受け付けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十六 第四条第十号に掲げる者 同号に規定する旧公務傷病年金若しくは特例公務傷病年金又は旧遺族年金若しくは特例遺族年金に係る年金証書（当該旧遺族年金又は特例遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十七 第四条第十一号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金に係る年金証書（当該遺族年金又は通算遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十八 第四条第十三号に掲げる者 同号に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金である給付、遺族共済年金若しくは通算遺族年金に係る年金証書（当該死亡を給付事由とする年金である給付、遺族共済年金又は通算遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 二十九 第四条第十七号に掲げる者 同号に規定する障害を給付事由とする年金である給付又は死亡を給付事由とする年金である給付に係る年金証書（当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十 第四条第十八号に掲げる者 同号に規定する公務傷病年金又は遺族扶助年金に係る年金証書（当該遺族扶助年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十一 第四条第十九号に掲げる者 同号に規定する増加恩給、傷病年金若しくは特例傷病恩給又は傷病者遺族特別年金に係る恩給証書（当該傷病者遺族特別年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該恩給証書及び妻であることを証する書類）
- 三十二 第四条第二十号、第二十三号又は第二十八号から第三十号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金又は遺族補償年金に係る年金証書（当該遺族補償年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十三 第四条第二十一号又は第二十二号に掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金の例による補償又は遺族補償年金の例による補償に係る年金証書（当該遺族補償年金の例による補償を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十四 第四条第二十四号から第二十六号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金に準ずる補償に係る年金証書（当該遺族補償年金に準ずる補償を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十五 第四条第二十七号に掲げる者 同号に規定する傷病補償年金若しくは障害補償年金に相当する補償又は遺族補償年金に相当する補償を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十六 第四条第三十一号から第三十三号までに掲げる者 これらの規定に規定する傷病給付年金若しくは障害給付年金又は遺族給付年金に係る年金証書（当該遺族給付年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 三十七 第四条第三十四号に掲げる者 都道府県知事の公害健康被害の補償等に関する法律第四条第二項（認定等）の規定による認定をした旨を証する書類（同号に規定する妻である者にあつては、当該書類及び妻であることを証する書類）
- 三十八 第四条第三十五号に掲げる者 同号に規定する障害補償費に相当する給付又は遺族補償費に相当する給付の決定に係る市長の通知書（当該遺族補償費に相当する給付を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該通知書及び妻であることを証する書類）
- 三十九 第四条第三十六号に掲げる者 同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書（当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）
- 四十 第四条第三十七号に掲げる者 同号に規定する遺族年金に係る年金証書及び妻であることを証する書類
- 四十一 第四条第三十八号に掲げる者 同号に規定する増加恩給に相当する恩給に係る恩給証書
- 四十二 第四条第三十九号に掲げる者 同号に規定する福祉手当に係る認定通知書
- 四十三 第四条第四十号に掲げる者 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二条第四号（保険給付の種類）に掲げる遺族年金に係る年金裁定通知書で、その者が第四条第四十号に掲げる者に該当する者である旨及びその者の生年月日の記載があるもの
- 四十四 第四条第四十一号に掲げる者 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項（定義）に規定する国立ハンセン病療養所等の長の同号に掲げる者である旨を証する書類
- 四十五 第四条第四十二号に掲げる者 県知事の同号に規定する健康管理手当若しくは保健手当の支給を受けている者である旨を証する書類又は国家公務員共済組合連合会の理事長の同号に規定する特別手当、医療手当、健康管理手当若しくは保健手当の支給を受けている者である旨を証する書類
- 2 令第四十一条の二第一項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）とする。
- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条（定義）に規定する個人番号カード（第四項第一号において「個人番号カード」という。）で、法第十条第二項の規定による提示、同条第五項の規定による告知又は令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）若しくは第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による提示をする日（以下の項及び第四項において「告知等の日」という。）において有効なもの
- 二 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）
- 三 印鑑証明書
- 四 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

- 五 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項（免許証の交付）に規定する運転免許証（告知等の日において有効なものに限る。）又は同法第四十条の第五項（申請による取消し）（同法第五十条第二項（免許の失効）において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の様式によるものに限る。）
- 六 旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第二条第五号（定義）に規定する旅券をいう。）で告知等の日において有効なもの
- 七 出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中長期在留者）に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、告知等の日において有効なもの
- 八 前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（告知等の日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの）に限る。）
- 三 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。
 - 一 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項及び第六項において同じ。）
 - 二 前号の署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの
- 四 令第四十一条の二第三項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（障害者等である者の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。）とする。
 - 一 個人番号カードで告知等の日において有効なもの
 - 二 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、当該障害者等である者の個人番号の記載のあるもの（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。）及び令第四十一条の二第一項に規定する住所等確認書類（第二項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）
- 五 前項各号に掲げる書類を令第四十三条第一項の規定により提示する場合には、当該書類は、その変更後の氏名、住所及び個人番号の記載のあるものに限るものとする。
 - 一 署名用電子証明書
 - 二 地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により総務大臣が定めるもの
 - 三 第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの
- 七 金融機関の営業所等の長は、令第四十一条の二第五項に規定する申請書又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を受理した場合には、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。
 - 一 当該申請書提出し、又は電磁的方法（法第十条第八項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。）により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した者（以下第十二項までにおいて「提出者」という。）の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実
 - 二 提出者に係る非課税貯蓄申告書に記載された預貯金等の種別
 - 三 当該申請書の提出又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供があつた年月日並びに当該申請書に添付された令第四十一条の二第三項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写しに係るこれらの書類の名称又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に提示された同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類に係るこれらの書類の名称若しくはその提供の際に同条第四項に規定する署名用電子証明書等（以下この章において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けた旨
 - 四 その他参考となるべき事項
- 八 提出者が、次に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該提出者が前項に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関（以下第十二項までにおいて「提出先金融機関」という。）の営業所等に非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。）には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、その変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号（第一号に掲げる場合には、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）を記載した届出書（第四項各号に掲げるいずれかの書類（第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書を送信しているものに限る。）を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び次に掲げる場合に該当することとなつた場合も、同様とする。
 - 一 提出者の氏名又は住所の変更をした場合
 - 二 提出者の個人番号の変更をした場合
- 九 提出者が、障害者等に該当しないこととなつた場合（提出先金融機関の営業所等に令第三十五条第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）に規定する届出書を提出した場合を除く。）には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、障害者等に該当しなくなつた旨及び第六条第二項各号（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- 十 前二項に規定する提出者は、これらの規定による届出書の提出に代えて、これらの規定に規定する提出先金融機関の営業所等に対し、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、これらの届出書を当該提出先金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

11 提出者は、前項の規定により第八項に規定する届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合に、同項に規定する書類の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の提出先金融機関の営業所等に対し、当該写しに記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、同項の規定により当該届出書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

12 提出者は、令第四十一条の二第五項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、提出先金融機関の営業所等に、その旨の申出をすることが出来る。

13 第七項の規定により同項の帳簿を作成した金融機関の営業所等の長は、当該帳簿に記載した者から非課税貯蓄に関する異動申告書若しくは非課税貯蓄廃止申告書若しくは令第三十五条第四項に規定する届出書若しくは第八項若しくは第九項の届出書の提出があつた場合、令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する書類を提出した場合又は前項の申出があつた場合には、当該帳簿の第七項各号に掲げる事項をこれらの申告書、届出書若しくは書類に記載され、又は記録されている事項に訂正し、又は当該申出をした者に係る当該事項を抹消しておかなければならない。

（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）

第八条 令第四十三条第一項前段（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第一項に規定する申告書を提出する者（以下この号及び次号において「提出者」という。）の氏名、生年月日、住所及び個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）

二 提出者の変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号

三 その金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載した預貯金等の種別

四 前号の非課税貯蓄申告書の提出年月日

五 その他参考となるべき事項

2 令第四十三条第一項後段に規定する財務省令で定める書類は、前条第二項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第四十三条第一項前段に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

3 令第四十三条第一項前段に規定する個人が、同項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出したときは、当該非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、当該非課税貯蓄に関する異動申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、当該個人の個人番号を付記するものとする。

4 令第四十三条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第二項に規定する申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 令第四十三条第二項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三 前号に規定する移管前の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載した預貯金等の種別

四 前号の非課税貯蓄申告書の提出年月日

五 その他参考となるべき事項

5 令第四十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第三項に規定する申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 令第四十三条第三項に規定する特定業務につき生じた同項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日

三 前号の特定業務につき同号の事由が生じた令第四十三条第三項に規定する特定金融機関の同項に規定する特定営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

四 前号に規定する特定営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載した預貯金等の種別

五 前号の非課税貯蓄申告書の提出年月日

六 その他参考となるべき事項

（非課税貯蓄申告書等の付記事項）

第八条の二 令第四十一条の三第一項（非課税貯蓄申告書への確認をした旨の記載等）及び令第四十三条第一項後段（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する財務省令で定める事項は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する書類若しくは前条第二項に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨とする。

（金融機関等において事業譲渡等があつた場合に提出すべき書類の記載事項）

第八条の三 令第四十四条第一項（金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十四条第一項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び当該移管先の営業所等に係る同項に規定する金融機関等の法人番号

二 令第四十四条第一項に規定する移管をした金融機関の営業所等の名称及び所在地

三 当該移管に係る個人の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実並びに当該個人が前号に規定する金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）に記載され、又は記録された預貯金等の種別及び法第十条第三項第三号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に掲げる最高限度額（非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、変更後の最高限度額）

四 前号の非課税貯蓄申告書に記載され、又は記録された法第十条第三項第四号に掲げる最高限度額の合計額

五 その他参考となるべき事項
(非課税貯蓄廃止申告書等の記載事項)

第九条 令第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 非課税貯蓄廃止申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 当該金融機関の営業所等において預入等をした預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けることをやめようとするものの種別
- 三 前号の預貯金等に係る法第十条第三号に掲げる最高限度額（非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、変更後の最高限度額。次項第三号において同じ。）
- 四 その他参考となるべき事項

2 令第四十五条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第四十五条第四項の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二 令第四十五条第四項の規定により提出があつたものとみなされる非課税貯蓄廃止申告書に係る非課税貯蓄申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）に記載され、又は記録された預貯金等の種別
- 三 前号の非課税貯蓄申告書に係る法第十条第三号に掲げる最高限度額
- 四 令第四十五条第四項の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(非課税貯蓄者死亡届出書の記載事項等)

第十条 令第四十六条第一項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 非課税貯蓄者死亡届出書を提出する相続人の氏名及び住所
- 二 被相続人の氏名、生年月日及び死亡の時に係る住所並びに死亡年月日
- 三 当該金融機関の営業所等において預入等をした被相続人に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものの種別
- 四 その他参考となるべき事項

2 令第四十六条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 非課税貯蓄者死亡届出書を提出した者の被相続人又は死亡したことを知つた非課税貯蓄申告書を提出した個人（以下この項において「被相続人等」という。）の氏名、生年月日及び死亡の時に係る住所並びに死亡年月日
- 二 当該金融機関の営業所等において預入等をした被相続人等に係る預貯金等で法第十条第一項の規定の適用に係るものの種別
- 三 前号の預貯金等に係る法第十条第三号に掲げる最高限度額（非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、変更後の最高限度額）
- 四 非課税貯蓄者死亡届出書を受理した年月日又は当該死亡したことを知つた年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(非課税貯蓄相続申込書の記載事項)

第十一条 令第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 非課税貯蓄相続申込書を提出する相続人の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実
- 二 被相続人の氏名及び死亡の時に係る住所
- 三 当該金融機関の営業所等において預入等をした被相続人に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものの種別
- 四 その他参考となるべき事項

(金融機関の営業所等における非課税貯蓄申告書等の写しの作成)

第十二条 金融機関の営業所等の長は、個人から提出された非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した場合又は令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の書類を提出する場合には、これらの申告書又は当該書類の写し（これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）を作成しなければならない。ただし、当該非課税貯蓄申告書に記載された事項、当該非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載された変更後の事項若しくは異動事項又は当該書類に記載した事項を令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する帳簿に記載する場合には、この限りでない。

2 金融機関の営業所等の長は、前項の規定により、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書の写しを作成し、又は帳簿に記載する場合若しくはこれらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受けた場合には、これらの申告書の写し又は当該帳簿若しくは当該電磁的記録に、これらの申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する書類若しくは第八条第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載し、又は記録しておかなければならない。

(金融機関の営業所等における帳簿書類等の整理保存)

第十三条 金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げるその作成し、提供を受け、受理し、又は提出若しくは送信を受けた書類、電磁的記録又は署名用電子証明書等を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書及び非課税貯蓄に関する異動申告書の写し又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記載された情報の内容を出力することにより作成した書面（これらの申告書に係る非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄者死亡届出書の提出があった日（令第四十五条第四項（非課税貯蓄廃止申告書）の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる場合には、その提出があったものとみなされる日））

二 令第四十五条第五項又は令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定により提出した書類の写し（これらの書類を提出した日）

三 非課税貯蓄申込書（令第三十五条第一項又は第二項（普通預金契約等）についての非課税貯蓄申込書の特例）に規定する限度額の記載のあるものを除く。）又は非課税貯蓄相続申込書（これらの申込書を受理した日）

四 前号に規定する限度額の記載のある非課税貯蓄申込書 当該非課税貯蓄申込書に記載された令第三十五条第一項に規定する普通預金契約等の期間が満了する日又は当該普通預金契約等の解約があった日のうちいずれか早い日

五 令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する帳簿 其の帳簿の閉鎖の日

六 令第四十八条第五項に規定する帳簿又は同項に規定する申請書（同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写し並びに署名用電子証明書等を含む。）、非課税貯蓄者死亡届出書若しくは令第三十五条第四項の規定による届出書 当該帳簿の閉鎖の日又はこれらの申請書若しくは届出書を受理した日

七 第七条第八項又は第九項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する届出書（同条第八項に規定する書類の写し及び当該写しに記載されている事項が記録された電磁的記録並びに署名用電子証明書等を含む。）これらの届出書を受理した日

2 金融機関の営業所等の長は、令第四十八条第三項に規定する帳簿に、前項第四号に掲げる非課税貯蓄申込書に記載された事項を記載する場合には、同項の規定にかかわらず、当該非課税貯蓄申込書は、当該非課税貯蓄申込書を受理した日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、その保存を要しないものとする。

3 第一項第三号及び第四号の申込書、同項第六号の申請書並びに同号及び同項第七号の届出書には、電磁的方法により提供されたこれらの申込書、申請書又は届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

（有価証券の記録等に関する帳簿書類の整理保存）

第十四条 令第三十七条第四項（有価証券の記録等）の金融機関の営業所等の長及び支払事務取扱者は、その作成した同項に規定する貸付信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の受益権若しくは有価証券の振替に関する帳簿又は有価証券の保管に関する帳簿を各人別に整理し、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

2 令第三十八条第一項（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）の規定による通知を受けた同項に規定する支払事務取扱者は、その受けた通知の内容を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をその通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（非課税貯蓄申告書の書式）

第十五条 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書及び非課税貯蓄相続申込書の書式は、それぞれ別表第二（一）から別表第二（六）までによる。

（金融機関の営業所等の届出）

第十五条之二 金融機関の営業所等の長は、最初に非課税貯蓄申告書を受理することとなる日見込まれる日までに、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項にあつては、当該金融機関の営業所等が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条（貯蓄金の管理等）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条（貯蓄金の管理等）の規定によりこれらの規定に規定する労働者又は船員の貯蓄金をその委託を受けて管理する者で、法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受ける貯蓄金の受入れをするものに該当する場合に限る。）を記載した届出書を、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一 当該金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（令第五十条第一項（金融機関の営業所等の届出及び営業所番号）に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。）の個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地。次項において同じ。）

二 当該金融機関の営業所等において受入れをする法第十条第一項の預貯金等の種別

三 当該金融機関の営業所等において受入れをする貯蓄金の利率、利子の支払方法及び管理方法

四 その他参考となるべき事項

2 前項の届出書を提出した金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他参考となるべき事項を記載した届出書を、同項に規定する所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一 当該金融機関の営業所等の名称又は所在地につき異動が生じたとき 次に掲げる事項

イ 当該異動が生じた旨及びその年月日

ロ 当該異動前の金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

ハ 当該異動後の金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

二 当該金融機関の営業所等に係る金融機関等に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知されたとき 当該通知があつた旨及びその年月日並びに当該金融機関等のその通知を受けた後の名称、所在地及び個人番号

三 当該金融機関の営業所等の廃止（預貯金の受入れの業務の廃止その他の理由により金融機関の営業所等に該当しないこととなる場合を含む。以下この号において同じ。）をすることとなつたとき 当該廃止をすることとなつた旨及びその年月日並びに当該廃止をすることとなつた金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の個人番号又は法人番号

人番号

第四章 公共法人等及び公益信託等に係る非課税

(公社債等に係る有価証券の記録等)

第十六条 令第五十一条の三第一項第四号(公社債等に係る有価証券の記録等)に規定する財務省令で定める公社債等は、金融機関の合併及び転換に関する法律第八條第一項(特定社債の発行)(同法第五十五条第四項(長期信用銀行が普通銀行となる転換)において準用する場合を含む。)^一の規定による特定社債、信用金庫法第五十四条の二の四第一項(全国連合会債の発行)の規定による全国連合会債、農林中央金庫法第六十條(農林債の発行)の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三條(商工債の発行)の規定による商工債とする。

2 令第五十一条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融機関の振替口座簿(令第五十一条第一号(貸付信託の受益権の収益の分配のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額)に規定する金融機関の振替口座簿をいう。以下この条及び次条第一項第四号において同じ。)に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- 二 金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受け、又は振替の取次ぎをした令第五十一条の三第一項に規定する公社債等の種別又は名称及び額面金額
- 三 前号に規定する公社債等につき金融機関の振替口座簿に増額の記載若しくは記録をした日及び金融機関の振替口座簿にその減額の記載若しくは記録をした日又は保管の委託がされた日及び保管の委託の取りやめがあつた日

四 令第五十一条の三第一項第三号に規定する投資信託委託会社の営業所にあつては、同号の振替の取次ぎをした同項第一号に規定する金融機関の営業所等の名称及び所在地
五 第二号に規定する公社債等の利子等(法第十一條第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する利子等をいう。次条第一項第三号において同じ。)で法第十一條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものの支払年月日及びその適用を受ける金額

六 その他参考となるべき事項

3 令第五十一条の三第二項の金融機関等の営業所等の長は、その作成した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項)

第十六条の二 法第十一條第三項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する申告書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該申告書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二 法第十一條第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする公社債又は令第五十一条の二各号(公社債等の範囲)に掲げる受益権の別及び名称

三 法第十一條第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする同条第三項に規定する公社債等(以下この項において「公社債等」という。)の利子等の支払期及び当該公社債等の利子等の額

四 前号に規定する公社債等に係る有価証券につき令第五十一条の三第一項(公社債等に係る有価証券の記録等)の規定により金融機関の振替口座簿に増額の記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした年月日及び当該記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた同項第一号に規定する金融機関の営業所等又は同項第二号に規定する金融商品取引業者等の同条第二項に規定する営業所等の名称(同条第一項第三号に規定する投資信託委託会社の営業所等を通じて公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿に増額の記載又は記録を受ける場合には、その旨及び当該公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿に増額の記載又は記録をする者の名称)

五 当該申告書の提出の際に經由すべき支払者(法第十一條第三項に規定する支払者をいう。次項において同じ。)の名称

六 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する申告書を受理した支払者(法人番号を有しない者を除く。以下この項において同じ。)は、当該申告書(法第十一條第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した法第十條第二項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する電磁的記録を含む。)に、当該支払者の法人番号を付記するものとする。

(公共法人等に該当する農業協同組合連合会の指定申請書の記載事項等)

第十七条 令第五十一条の五第二項(公共法人等に該当する農業協同組合連合会の要件等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第五十一条の五第二項の規定による申請書を提出する農業協同組合連合会(以下この条において「申請法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

二 申請法人が設置する病院又は診療所の名称及び所在地

三 申請法人が農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第一項第十二号(老人の福祉に関する施設)に掲げる事業を行う場合には、その設置する老人の福祉に関する施設の名称及び所在地

四 申請法人の理事の氏名及び住所又は居所

五 申請法人の行う事業の概要

六 その他参考となるべき事項

2 令第五十一条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、定款の写し(当該定款が同項に規定する申請書の提出をする日前一年以内に変更をしたものである場合には、当該変更に関する農業協同組合法第四十四條第二項(定款の変更)に規定する行政庁の認可に係る書類の写し又は同条第四項の規定により行政庁に届け出た書類の写しを含む。)並びに同日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書とする。

第二編 居住者の納税義務

第一章 各種所得の金額の計算

第一節 所得の種類及び各種所得の金額

(金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等)

第十八条 法第二十四條第一項(配当所得)に規定する財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十七條(金銭の分配)の金銭の分配のうち、同条第三項の規定により出資総額又は同法第三百三十五條(出資剰余金)の出資剰余金の額から控除される金額があるもの(当該金額が一時差異等調整引当額(投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)

第三十九条第三項後段又は第六項後段（純資産の部の区分）の規定により同令第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。次項において同じ。）の増加額と同額である当該金銭の分配を除く。）とする。

2 令第六十一条第二項第五号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。

（確定給付企業年金の掛金）

第十八条の二 令第六十四条第一項第二号（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）に規定する財務省令で定める掛金は、次に掲げる掛金とする。

- 一 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の四（資産の移換をする場合の掛金の一括拠出）の規定により支出した同条の掛金
- 二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二条の五第一項（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換）の加入者であつた者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四条の八第三号（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）の掛金
- 三 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第六十四条（積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合の取扱い）の規定により支出した同条の掛金（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第十八条の三 令第六十九条第一項第二号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）に規定する企業型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 その者の令第六十九条第一項第一号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうち確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合、次に掲げる期間
 - イ 当該資産の額の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間
 - ロ 当該資産の額の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第三十条第一項各号（通算加入者等期間に算入する期間）に定める期間又は同令附則第二条第二項（適格退職年金契約に関する特例）に規定する期間のうち、確定拠出年金法第三十三条第二項第二号（支給要件）に規定する企業型年金運用指図者期間（以下この条において「企業型年金運用指図者期間」という。）又は同項第四号に規定する個人型年金運用指図者期間（以下この条において「個人型年金運用指図者期間」という。）と重複している期間
 - 二 その者の老齢給付金の支払金額のうち確定拠出年金法第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により資産管理機関が移換を受けた同項の脱退一時金相当額等が含まれている場合、次に掲げる期間
 - イ 当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間
 - ロ 当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間
 - 2 令第六十九条第一項第二号に規定する個人型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、その者の老齢給付金の支払金額のうち確定拠出年金法第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会が移換を受けた同法第七十四条の二第一項の脱退一時金相当額等又は残余財産が含まれている場合における次に掲げる期間とする。
 - 一 当該脱退一時金相当額等又は残余財産の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間
 - 二 当該脱退一時金相当額等又は残余財産の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第五十九条第二項（準用規定）において準用する同令第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間
- （特定退職金共済団体の資金運用の対象となる生命保険料等の範囲等）
- 第十八条の四 令第七十三条第一項第五号ホ（特定退職金共済団体の要件）に規定する生命保険の保険料その他これに類する生命共済の共済掛金は、次に掲げるものとする。
- 一 令第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体（以下この条及び第十九条において「特定退職金共済団体」という。）を保険契約者及び保険金受取人とする生命保険で次に掲げるものに係る保険料
 - イ その特定退職金共済団体の令第七十三条第一項第二号に規定する被共済者（ロ、次項、第四項及び第九項において「被共済者」という。）を被保険者とする養老保険（被保険者が保険期間中に死亡し又は当該期間満了の日に生存している場合に保険金を支払う定めのある生命保険をいう。）又は生存保険（被保険者が一定期間満了の日に生存している場合に保険金を支払う定めのある生命保険をいう。保険金の支払方法が年金の方法によるものを含む。）
 - ロ 被保険者たる被共済者の集団又被保険者とする保険期間が一年である団体生命保険で被保険者が保険期間中に死亡した場合に保険金を支払うほか当該期間中に解約した場合若しくは被保険者が被保険団体から脱退した場合又は被保険者が当該期間満了の日に生存している場合に当該保険契約に基づく保険金以外の給付金を支払う定めのあるもの
 - 二 農業協同組合連合会（農業協同組合法第十條第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものに限る。）が行う特定退職金共済団体を共済契約者及び共済金受取人とする生命共済で次に掲げるものに係る共済掛金
 - イ その特定退職金共済団体の令第七十三条第一項第二号に規定する被共済者（ロにおいて「被団体共済者」という。）をその生命共済の被共済者とする養老共済（生命共済の被共済者が共済期間中に死亡し又は当該期間満了の日に生存している場合に共済金を支払う定めのある生命共済をいう。）又は生存共済（生命共済の被共済者が一定期間満了の日に生存している場合に共済金を支払う定めのある生命共済をいう。共済金の支払方法が年金の方法によるものを含む。）

- ロ 被共済者たる被団体共済者の集団を被共済団体とする共済期間が一年である団体生命共済で被共済者が共済期間中に死亡した場合に共済金を支払うほか当該期間中に解約した場合若しくは被共済者が被共済団体から脱退した場合又は被共済者が当該期間満了の日に生存している場合に当該共済契約に基づく共済金以外の給付金を支払う定めのあるもの
- 2 令第七十三条第一項第七号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する合併又は事業の譲渡（以下この項、第四項、第六項及び第八項において「合併等」という。）に伴い被共済者となつた者で当該合併等の直前において当該合併等に係る合併法人（合併後存続する法人をいう。第四項及び第六項において「適格退職年金契約」という。）に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）附則第十六条第一項第三号（適格退職年金契約の要件等）に規定する受益者等（第四項及び第六項において「受益者等」という。）であつたものとする。
- 3 令第七十三条第一項第七号に規定する財務省令で定める合併又は事業の譲渡は、次に掲げる合併又は事業の譲渡とする。
- 一 農業協同組合が農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項（合併経営計画の樹立）の規定により同法第四条第二項（合併経営計画の適否の認定）の認定を受けて行う合併又は農業協同組合法第十条第三号（貯金又は定期積金の受入れ）の事業を行う農業協同組合が同法第六十五条第二項（合併の要件）の認可を受けて行う合併（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条第二項（合併の認可の申請等）において準用する同令第五十条第二項（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請等）に規定する審査を受けて行うものに限る。）
- 二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この項において「再編強化法」という。）第八条（合併）の規定による農林中央金庫と信用農水産業協同組合（再編強化法第二条第二項（定義）に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。第五号イにおいて同じ。）との合併
- 三 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会（再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。第五号ロ及び第六号において同じ。）を除く。）との合併
- 四 再編強化法附則第三十条第一項（農林中央金庫と特定承継会社との合併）の規定による農林中央金庫と特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）との合併
- 五 再編強化法第二条第四項に規定する事業譲渡のうち次に掲げるもの
- イ 信用農水産業協同組合連合会が農林中央金庫に対して行う信用事業（再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。二及び次号において同じ。）の全部又は一部の譲渡
- ロ 特定農業協同組合（再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合をいう。ハにおいて同じ。）が農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会に対して行う農業協同組合法第十条第一項第三号の事業の全部の譲渡
- ハ 特定農業協同組合が特定承継会社に対して行う農業協同組合法第十条第三号の事業の全部の譲渡
- ニ 再編強化法第二条第一項第三号に規定する特定漁業協同組合又は同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合が農林中央金庫、同項第四号に規定する信用漁業協同組合又は同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会に対して行う信用事業の全部の譲渡
- 六 再編強化法附則第二十九条第一項（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）の規定による信用農業協同組合連合会が特定承継会社に対して行う信用事業の全部又は一部の譲渡
- 七 再編強化法附則第三十一条第一項（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）の規定による特定承継会社が農林中央金庫に対して行う事業の全部又は一部の譲渡
- 4 令第七十三条第一項第七号に規定する被共済者となつた者として財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 合併等に伴い被共済者となつた者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人（合併により消滅した法人をいう。次号及び第六項において同じ。）、合併法人又は事業の譲渡をした法人である事業主が締結していた適格退職年金契約に係る受益者等であつたもの
- 二 合併等前被共済者であつた者で当該合併等の直前において当該合併等に係る被合併法人、合併法人又は事業の譲渡をした法人である事業主が締結していた適格退職年金契約に係る受益者等であつたもの
- 5 令第七十三条第一項第七号イ（一）に規定する財務省令で定める契約は、特定退職金共済団体が、その行う退職金共済事業につき新たに同号に規定する過去勤務期間を退職給付金の額の計算の基礎に含めることとする退職金共済事業に係る契約（当該契約が当該退職金共済事業を開始する日の前日における加入事業主（同項第一号に規定する加入事業主をいう。第九項、第十項、第十三項及び第十四項第三号において同じ。）との間で締結することとされては、同日から同日以後二年以内に当該締結をするものとされてはならない。）とする。
- 6 令第七十三条第一項第七号イ（二）に規定する財務省令で定める期間は、その者が、当該合併等に係る被合併法人若しくは合併法人又は事業の譲渡をした法人である事業主が締結していた適格退職年金契約に係る受益者等であつた期間（当該適格退職年金契約の締結若しくは変更又はその者の加入に伴い、その者につき法人税法施行令附則第十六条第一項第七号に規定する過去勤務債務等の額が計算されたことがある場合には、その計算の基礎に含められた期間を含む。）とする。
- 7 令第七十三条第一項第七号ロに規定する財務省令で定める金額は、同号ロに規定する過去勤務等通算期間及び同項第五号の規定による資産の運用による利益の状況を基礎として適正に見積もられる運用収益に相当する金額とする。
- 8 令第七十三条第一項第七号ハに規定する財務省令で定める日は、合併等があつた日（同日後において当該合併等に係る同号に規定する合併等被共済者に係る退職金共済契約（同項第一号に規定する退職金共済契約をいう。次項第一号及び第十項において同じ。）の締結をした場合には、当該締結の日）とする。
- 9 令第七十三条第一項第七号ハ（三）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 令第七十三条第一項第七号ハ（三）の他の特定退職金共済団体（次項において「他の特定退職金共済団体」という。）は、同号ハ（三）の申出をする加入事業主であつた者に係る同号ハ（三）に規定する資産総額に相当する額（以下この項及び次項において「加入事業主に係る資産総額相当額」という。）を、当該加入事業主に係る資産総額相当額並びに当該加入事業主であつた者及び当該加入事業主であつた者に係る被共済者について行つた退職金共済契約に係る退職金共済事業に関する記録とともに、一括して、遅滞なく、当該加入事業主であつた者がその加入事業主となつた同項第七号ハ（三）の特定退職金共済団体（次号及び次項において「受入特定退職金共済団体」という。）に、引き渡すこと。

- 10 二 受入特定退職金共済団体は、加入事業主に係る資産総額相当額を、加入事業主となつた者に係る被共済者の退職給付金に充てるための資産として受け入れること。
令第七十三条第一項第七号ハ(3)の申出は、その申出をする加入事業主となつた者が、その加入事業主となつた後直ちに、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該受入特定退職金共済団体を經由して、当該他の特定退職金共済団体に提出することにより、行わなければならない。
 - 一 申出をする事業主の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条(国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等)に規定する場所。以下この条において同じ。)
 - 二 加入事業主に係る資産総額相当額を当該他の特定退職金共済団体から当該受入特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
 - 三 当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする事業主が当該他の特定退職金共済団体との退職金共済契約の解除をした年月日
 - 四 当該受入特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする事業主が当該受入特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した年月日
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 11 令第七十三条第一項第八号ハに規定する財務省令で定める事項は、同号ハの退職給付金を支給すべき特定退職金共済団体(第十三項において「従前の特定退職金共済団体」という。)は、同号ハの申出をした者に係る当該退職給付金に相当する額を、一括して、遅滞なく、同号ハの他の特定退職金共済団体(第十三項において「他の特定退職金共済団体」という。)に引き渡すこととする。
 - 12 令第七十三条第一項第八号ハ及びホに規定する財務省令で定める期間は、三年間とする。
 - 13 令第七十三条第一項第八号ハの申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、従前の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする者が同号ハに規定するその退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であつたことを証する書類を添付し、これを他の特定退職金共済団体を經由して従前の特定退職金共済団体に提出することにより、行わなければならない。
 - 一 当該申出をする者の氏名及び住所
 - 二 当該申出をする者に係る他の特定退職金共済団体の加入事業主の氏名又は名称及び住所
 - 三 他の特定退職金共済団体の名称及び所在地
 - 四 当該申出をする者を雇用していた事業主(当該申出をする者がその退職につき令第七十三条第一項第八号ハの規定に従い同号ハの退職給付金の請求をしなかつた場合のその退職に係る従前の特定退職金共済団体の加入事業主(当該加入事業主であつた者を含む。)をいう。)の氏名又は名称及び住所
 - 五 前号の退職の年月日
 - 14 令第七十三条第一項第八号ホの申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、被共済者証の写しを添付し、これを同号ホに規定する他の加入事業主を經由して特定退職金共済団体に提出することにより、行わなければならない。
 - 一 当該申出をする者の氏名及び住所
 - 二 当該申出をする者を雇用する令第七十三条第一項第八号ホに規定する他の加入事業主の氏名又は名称及び住所
 - 三 当該申出をする者を雇用していた事業主(当該申出をする者がその退職につき令第七十三条第一項第八号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかつた場合における当該退職に係る当該特定退職金共済団体の加入事業主(当該加入事業主であつた者を含む。)をいう。)の氏名又は名称及び住所
 - 四 前号の退職の年月日
- (理事と特殊の関係のある者の範囲)
- 第十八条の五** 令第七十三条第二項第五号(特定退職金共済団体の要件)に規定する理事と財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該理事の配偶者
 - 二 当該理事の三親等以内の親族
 - 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 四 当該理事の使用人
 - 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
 - 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- (特定退職金共済団体の承認申請書の記載事項等)
- 第十九条** 令第七十四条第一項(特定退職金共済団体の承認)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 令第七十四条第一項に規定する申請書を提出する法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号
 - 二 前号の法人の代表者及びその法人の行う退職金共済事業の責任者の氏名
 - 三 前号の退職金共済事業を開始しようとする年月日
 - 四 第一号の申請書を提出する時において第二号の退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び令第七十三条第一項第二号(特定退職金共済団体の要件)に規定する被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数
 - 五 第一号の法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、令第七十三条第二項第五号に掲げる要件に該当することを明らかにする事項
 - 六 令第七十五条第一項(特定退職金共済団体の承認の取消し等)の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後再び第一号の申請書を提出する場合には、その取消しの通知を受けた年月日
 - 七 令第七十五条第三項に規定する届出書を提出した後再び第一号の申請書を提出する場合には、同項に規定する年月日
 - 八 その他参考となるべき事項

- 2 令第七十四条第六項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 令第七十四条第一項に規定する退職金共済規程を変更したい旨及びその内容（当該内容が令第七十三条第一項第七号に掲げる要件に関するものである場合にあっては、同号イからハまでに掲げる事項についての内容）
 - 三 前号の変更をしようとする事情及びその変更をしようとする年月日
 - 四 令第七十四条第六項において準用する同条第一項に規定する申請書を提出する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、令第七十三条第二項第四号及び第五号に掲げる要件に該当することを明らかにする事項
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 3 特定退職金共済団体は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を変更するときは、遅滞なくその旨をその主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

（資産の譲渡とみなされる地役権の設定の範囲等）
 - 第十九条の二 令第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）に規定する財務省令で定める導流堤に類するものは、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条（定義）に規定する砂防設備である遊砂地（流出した土砂、土石又は泥流（以下この項において「土砂等」という。）が下流域に流出することを防止するために設置される施設で、当該土砂等を捕捉し、かつ、当該施設の区域内において人為的に当該土砂等を氾濫させるものをいう。）とする。
 - 2 令第七十九条第一項第一号に規定する財務省令で定める遊水地に類するものは、ダムによつて貯留される流水に係る河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項（河川整備基本方針）に規定する計画高水流量を低減するために設置される施設で、同法第六条第一項第三号（河川区域）に規定する遊水地に相当するもの（同法第七十九条第一項（国土交通大臣の認可等）の規定による国土交通大臣の認可を受けて設置されるものに限る。）とする。
 - 3 令第七十九条第一項第三号に規定する財務省令で定める施設又は工作物は、同号の事業計画書に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十七号）第八条第一号イ（使用認可申請書の添付書類の様式等）に掲げる事業計画の概要に記載された同号ロの施設又は工作物とする。
 - 第十九条の三 令第八十二条の三第一項第二号ト（確定給付企業年金の額から控除される金額）に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。
 - 一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）次号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号及び第三号において「旧厚生年金保険法」という。）第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金保険法第六十九号第一項（連合会）に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金
 - 二 平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条において「旧確定給付企業年金法」という。）第一百十條の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号（定義）に規定する旧厚生年金基金（次号及び第四号において「旧厚生年金基金」という。）から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第一百十條の二第四項に規定する積立金
 - 三 旧確定給付企業年金法第一百十條第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は第一百十二條第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第三十條の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金
 - 四 旧確定給付企業年金法第一百五條の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により平成二十六年四月一日前に旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額
- 第一節の二 所得金額の計算の通則
- 第十九条の四 令第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する財務省令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。
- 一 合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（令第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。次号において同じ。）を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の同項に規定する譲渡制限付株式（以下この項において「譲渡制限付株式」という。）又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該合併による完全支配関係（法人税法第二条第二号の七の六（定義）に規定する完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある場合における当該法人の譲渡制限付株式
 - 二 分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合における当該法人の譲渡制限付株式
- 2 この条において、合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人とは、それぞれ令第八十三条の二第五項第一号から第五号まで（合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算）に規定する合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人をいう。
- 第二節 収入金額の計算
- （国庫補助金等の総収入金額不算入）
- 第二十条 法第四十二条第三項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 交付を受けた法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等の額及びその交付の目的
 - 二 法第四十二条第一項の規定の適用を受けた固定資産に関する明細
 - 三 法第四十二条第二項に規定する固定資産の取得をした場合には、その取得の事由及びその資産の価額
 - 四 その他参考となるべき事項

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けるための記載事項)

第二十一条 法第四十三條第四項(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 交付を受けた法第四十三條第一項に規定する国庫補助金等の額、その交付の目的及びその交付の条件
- 二 前号の国庫補助金等をもつて取得又は改良をしようとする法第四十三條第一項に規定する固定資産の取得予定年月日又は改良予定年月日並びにその取得に要する金額の見込額及びその内訳
- 三 その他参考となるべき事項

(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受けるための記載事項)

第二十一条の二 法第四十四條の二第三項(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四條の二第一項の債務の免除を受けた年月日
- 二 法第四十四條の二第一項の債務の免除により受ける経済的利益の金額
- 三 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である事情の詳細
- 四 その他参考となるべき事項

第三節 必要経費等の計算

第一款 家事関連費等の必要経費不算入等

第二十一条の三 法第四十五條第三項第一号ロ(家事関連費等の必要経費不算入等)に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの居住者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所若しくは事業所、雑所得を生ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地とする。

第一款の二 棚卸資産の評価

(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)

第二十二条 令第九十九條の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所以下この款及び第二款において同じ)その他参考となるべき事項とする。

(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)

第二十三条 令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第一百一条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その評価の方法を変更しようとする事業の種類並びに商品又は製品(副産物及び作業くずを除く)、半製品、仕掛品(半成工事を含む)、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分
- 三 現によつて評価の方法及びその評価の方法を採用した年月日
- 四 採用しようとする新たな評価の方法
- 五 その他参考となるべき事項

第一款の三 有価証券の評価

(合併により取得した株式等の取得価額)

第二十三条の二 令第一百二十二條第一項(合併により取得した株式等の取得価額)に規定する財務省令で定める関係は、合併の直前に当該合併に係る法人税法第十二條第十二号(定義)に規定する合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係(同第十二條の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条及び次条において同じ)がある場合の当該完全支配関係とする。

(分割型分割により取得した株式等の取得価額)

第二十三条の三 令第一百三十三條第一項(分割型分割により取得した株式等の取得価額)に規定する財務省令で定める関係は、法人税法第十二條第十二号の九(定義)に規定する分割型分割の直前に当該分割型分割に係る同第十二條の三に規定する分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合の当該完全支配関係とする。

(発行日取引の範囲)

第二十三条の四 令第一百十九條(信用取引等による株式又は公社債の取得価額)に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引は、金融商品取引法第六十一條の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)第一条第二項(定義)に規定する発行日取引とする。

第二款 減価償却資産の償却

(特別な償却方法の承認申請書の記載事項)

第二十四条 令第二百二十條の三第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十條の三第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その採用しようとする償却の方法が令第三十二條第一項各号(年の中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例)のイ又はロに掲げる償却の方法のいずれに類するかの別
- 三 その他参考となるべき事項

(取替資産の範囲)

第二十四条の二 令第二百二十一條第三項(取替資産の意義)に規定する財務省令で定める取替資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 鉄道設備又は軌道設備に属する構築物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分岐器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物(鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔を除く)。

二 送電設備に属する構築物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線
 三 配電設備に属する構築物のうち、木柱、配電線、引込線及び添架電話線
 四 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器及び屋内配線
 五 ガス又はコークスの製造設備及びガスの供給設備に属する機械及び装置のうち、鑄鉄ガス導管（口径二十・三センチメートル以下のものに限る）、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器（取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項）

第二十五条 令第二百一十一条第四項（取替資産に係る償却の方法の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百一十一条第四項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第二百一十一条第二項に規定する取替法を採用しようとする年の一月一日（年の中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場合には、その日。第二十七条（特別な償却率の認定申請書の記載事項）において同じ。）において見込まれる令第二百一十一条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び償却後の価額の合計額
- 三 その他参考となるべき事項

（旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項）

第二十五条の二 令第二百一十一条の第二項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百一十一条の第二項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第二百一十一条の第二項に規定する旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類（同条第二項に規定する資産の種類をいう。）ごとの同条第三項に規定する改定取得価額の合計額
- 三 その他参考となるべき事項

（特別な償却率によることのできる減価償却資産の範囲）

第二十六条 令第二百二十二条第一項（特別な償却率による償却の方法）に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

- 一 なつ染用銅ロール
- 二 映画用フィルム（二以上の常設館において順次上映されるものに限る。）
- 三 非鉄金属圧延用ロール（電線圧延用ロールを除く。）
- 四 短期間にその型等が変更される製品でその生産期間があらかじめ生産計画に基づき定められているものの生産のために使用する金型その他の工具で、当該製品以外の製品の生産のために使用することが著しく困難であるもの
- 五 漁網、活字に常用されている金属及び前各号に掲げる資産に類するもの

（特別な償却率の認定申請書の記載事項）

第二十七条 令第二百二十二条第二項（特別な償却率による償却の方法）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十二条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 前号の申請書を提出する日の属する年の一月一日における令第二百二十二条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び償却後の価額の合計額
- 三 令第二百二十二条第一項の認定を受けようとする償却率
- 四 その他参考となるべき事項

（償却の方法の選定の単位）

第二十八条 令第二百二十三条第一項（減価償却資産の償却の方法の選定）に規定する財務省令で定める区分は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める種類の区分とする。

- 一 機械及び装置以外の減価償却資産のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号。以下この条から第三十三条まで（種類等を同じくする減価償却資産の償却費）において「耐用年数省令」という。）別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の適用を受けるもの 同表に規定する種類
- 二 機械及び装置のうち耐用年数省令別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の適用を受けるもの 同表に規定する設備の種類
- 三 耐用年数省令第二号第一号（特殊の減価償却資産の耐用年数）に規定する汚水処理又はばい煙処理の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）の適用を受けるもの 同表に規定する種類
- 四 耐用年数省令第二号に規定する開発研究の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）の適用を受けるもの 同表に規定する種類

五 坑道及び令第六条第八号イ（鉱業権）に掲げる鉱業権（次号に掲げるものを除く。） 当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類

六 試験権 当該試験権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類

（減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項）

第二十九条 令第二百二十四条第二項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十四条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分（二以上の事業所又は船舶ごとに償却の方法を決定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分）
- 三 現によつて償却の方法及びその償却の方法を採用した年月日

四 採用しようとする新たな償却の方法
 五 その他参考となるべき事項
 (耐用年数の短縮が認められる事由)

第三十条 令第三十条第一項第六号(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令(以下この条及び第三十三条第二項(種類等を同じくする減価償却資産の償却費)において「旧耐用年数省令」という。)を用いて償却費の額を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却費の額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却費の額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。

二 当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が旧耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)に特掲された設備以外のものであること。

三 その他令第三十条第一項第一号から第五号まで及び前二号に掲げる事由に準ずる事由
 (耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)

第三十一条 令第三十条第二項(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三十条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所

二 令第三十条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産に係る耐用年数省令に定める耐用年数

三 承認を受けようとする償却費の額の基礎となる令第三十条第一項に規定する未経過使用可能期間の算定の基礎

四 令第三十条第一項第一号から第五号まで及び前条各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別

五 第二号の減価償却資産の使用可能期間が同号に規定する耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実

六 その他参考となるべき事項
 (耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)

第三十二条 令第三十条第七項(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 令第三十条第一項の承認に係る減価償却資産(以下この項及び次項において「短縮特例承認資産」という。)の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合

二 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(当該資産の購入の代価(令第二百二十六条第一項第一号イ(減価償却資産の取得価額)に規定する購入の代価をいう。)又は当該資産の建設等(同項第二号に規定する建設等をいう。)のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の百分の十に相当する金額を超えるものを除く。)と取り替えた場合であつて、その取り替えた後の使用可能期間の年数と当該短縮特例承認資産の令第三十条第一項の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

2 令第三十条第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三十条第七項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所

二 短縮特例承認資産の令第三十条第一項の承認に係る使用可能期間の算定の基礎

三 令第三十条第七項に規定する更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎

四 前項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別

五 その他参考となるべき事項

3 令第三十条第八項に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める減価償却資産は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一 第三十条第一号(耐用年数の短縮が認められる事由)に掲げる事由 当該事由による令第三十条第一項の承認に係る減価償却資産と構成を同じくする減価償却資産

二 第三十条第三号(令第三十条第一項第一号及び第三十条第一号に係る部分に限る。)に掲げる事由 当該事由による同項の承認に係る減価償却資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

4 令第三十条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三十条第八項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所

二 令第三十条第八項に規定する承認に係る減価償却資産及びその取得した減価償却資産の材質若しくは製作方法若しくは構成又はこれらに準ずるもの

三 令第三十条第一項第一号及び前項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別

四 その他参考となるべき事項
 (種類等を同じくする減価償却資産の償却費)

第三十三条 居住者の有する減価償却資産で耐用年数省令に規定する耐用年数(令第三百三十条第一項(耐用年数の短縮)の規定により耐用年数とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)を適用するものについての各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される償却費の額は、当該耐用年数に応じ、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類を区分とし、二以上の事業所を有する居住者で事業所ごとに償却の方法を選定している場合にあつては、事業所ごとのこれらの区分とする。)ごとに、かつ、当該耐用年数及びその居住者が採用している令第三百三十条から第二百二十一条まで(減価償却資産の償却の方法等)に規定する償却の方法の異なるものについては、その異なるごとに、当該償却の方法により計算した金額とするものとする。

2 前項の場合において、居住者がその有する機械及び装置の種類区分について旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分については、旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分とすることができる。

3 居住者がそのよるべき償却の方法として令第二百二十条の二第一項第一号イ(2)(減価償却資産の償却の方法)に規定する定率法を採用している減価償却資産のうち平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産と同年四月一日以後に取得された資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、第一項の規定を適用する。

(増加償却割合の計算等)

第三十四条 令第三百三十三条(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)に規定する財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合は、同条に規定する平均的な使用時間を超えて使用する機械及び装置につき、千分の三十五にその年における当該機械及び装置の一日当たりの超過使用時間の数を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

2 前項の機械及び装置の一日当たりの超過使用時間とは、次の各号に掲げる時間のうちその居住者の選択したいずれかの時間をいう。

一 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとにイに掲げる時間(当該機械及び装置が当該機械及び装置の通常の経済事情における一日当たりの平均的な使用時間を超えてその年において使用された場合におけるその超えて使用された時間の合計時間を当該個々の機械及び装置のその年において通常使用されるべき日数で除して計算した時間をいう。次号において同じ。)

ロ 当該機械及び装置の取得価額(減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額をいい、令第三百三十条第九項(耐用年数の短縮)の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合)に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる。以下この号において同じ。)のうち当該個々の機械及び装置の取得価額の占める割合

二 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置のその年における平均超過使用時間の合計時間をその年十二月三十一日(その居住者が年の中途中において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時)における当該個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間

3 令第三百三十三条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三百三十三条に規定する書類を提出する者の氏名及び住所
- 二 令第三百三十三条の規定の適用を受けようとする機械及び装置の種類及び名称並びに所在する場所
- 三 第一号の者の営む事業の通常の経済事情における当該機械及び装置の一日当たりの平均的な使用時間
- 四 その年における当該機械及び装置を通常使用すべき日数
- 五 その年における当該機械及び装置の第三号の平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間
- 六 当該機械及び装置の一日当たりの超過使用時間
- 七 その年における当該機械及び装置に係る第一項の増加償却割合
- 八 当該機械及び装置を第三号の平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類として保存するものの名称
- 九 その他参考となるべき事項

(少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定)

第三十四条の二 次に掲げる貸付け(次項の規定に該当する貸付けを除く。)は、令第三百三十八条第一項(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するものとする。

- 一 当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け
- 二 継続的に当該居住者の経営資源(業務の用に供される設備(その貸付けの用に供する資産を除く。)、業務に関する当該居住者又はその従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く。))その他これらに準ずるものをいう。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務としての資産の貸付け
- 三 当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け

2 資産の貸付け後に譲渡人(当該居住者に対して当該資産を譲渡した者をいう。)その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合(当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額(当該対価の額として見込まれる金額)の合計額が当該居住者の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。)における当該貸付けは、令第三百三十八条第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないものとする。

(一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定)

第三十四条の三 前条の規定は、令第三百三十九条第一項(一括償却資産の必要経費算入)に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

第三款 引当金

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ホ(個別評価資金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの(同号ニに掲げる事由を除く。)とする。

- 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
- 二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの

(更生手続開始の申立て等に準ずる事由)

第三十五条の二 令第四百四十四条第一項第三号ホ(個別評価資金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 手形交換所(手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。)による取引停止処分

二 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項（定義）に規定する電子債権記録機関（次に掲げる要件を満たすものに限る。）による取引停止処分
イ 金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の金融機関に業務委託（電子記録債権法第五十八条第一項（電子債権記録業の一部の委託）の規定による同法第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業の一部の委託をいう。ロにおいて同じ。）をしていること。

ロ 電子記録債権法第五十六条（電子債権記録機関の業務）に規定する業務規程に、業務委託を受けている金融機関はその取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け（当該金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く。）をすることができない旨の定めがあること。

（保存書類）

第三十六条 令第四百四十四条第二項（個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第四百四十四条第一項各号に掲げる事実が生じていることを証する書類

二 担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類

（退職給与引当金に係る書面）

第三十六条の二 令第四百五十四号第二項（退職給与引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める書面は、令第五百三十三号第三号（退職給与規程の範囲）に掲げる規程の作成又は変更について、令第四百五十四号第二項に規定する使用者の全員の意見を記載した書面及び当該作成又は変更に係る規程を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて周知を行っていることの実態の詳細を記載した書面とする。

（退職給与引当金勘定の累積限度額から控除する過去勤務債務に係る掛金の額等）

第三十六条の三 令第五百五十六号第三号ロ（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等）に規定する財務省令で定める金額は、確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項（特別掛金額）に規定する掛金の額、法人税法施行令附則第十六条第一項第七号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第二号に規定する掛金等の額及び確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二条第一項第五号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産の額とする。

第四款 専従者控除

（青色専従者給与に関する届出書の記載事項等）

第三十六条の四 法第五十七条第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十七条第二項に規定する書類を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地の納税地

二 法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者（以下この条において「青色事業専従者」という。）の前号の者との続柄及び年齢

三 青色事業専従者が他の業務に従事し又は就学している場合には、その事実

四 その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額

五 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条第二項に規定する書類に記載した青色事業専従者の給与の金額の基準を変更する場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該書類を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 その変更する内容及びその理由

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条第一項に規定する居住者がその年一月十六日以後新たに青色事業専従者を有することとなつた場合には、その者は、その有することとなつた日から二月以内に、同条第二項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

第五款 給与所得者の特定支出

（給与等の支払者等による証明等）

第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する証明（同項第四号及び第五号に規定する証明にあつては、これらの規定に規定する給与等の支払者による証明に限る。）は、同条第一項の規定の適用を受けようとする居住者の申出に基づき、同条第二項に規定する支出の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項（当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、当該補填される部分の金額を含む。）につき行われるものとする。

一 法第五十七条の二第二項第一号に掲げる支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この項において同じ。）並びに勤務する場所

ロ その者の通勤の経路及び方法及び当該経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる旨

二 法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所並びに勤務する場所及び当該場所を離れて職務を遂行した場所

ロ その旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものである旨

三 法第五十七条の二第二項第三号に掲げる支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名並びに転任の前後の勤務する場所及び住所

- ロ その者の転任の事実が生じた年月日
 - 四 法第五十七条の二第二項第四号に掲げる支出 次に掲げる事項
 - イ その者の氏名及び住所
 - ロ その研修がその者の職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものである旨
 - ハ その研修を行う者の名称並びにその研修を行う場所及び期間
 - 五 法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出 次に掲げる事項
 - イ その者の氏名及び住所
 - ロ その人の資格の取得がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨
 - 六 法第五十七条の二第二項第六号に掲げる支出 次に掲げる事項
 - イ 第三号イ及びロに掲げる事項
 - ロ その者が法第五十七条の二第二項第六号又は令第六百六十七条の三第四項（給与所得者の特定支出の範囲）に規定する場合のいずれかに該当する旨
 - 七 法第五十七条の二第二項第七号イに規定する図書を購入するための支出 次に掲げる事項
 - ハ その者の配偶者その他の親族が居住する場所
 - 八 法第五十七条の二第二項第七号ロに規定する図書を購入するための支出 次に掲げる事項
 - イ その者の氏名及び住所
 - ロ その図書の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容
 - ハ その図書の名称及び内容
 - 九 法第五十七条の二第二項第七号イに規定する衣服を購入するための支出 次に掲げる事項
 - イ その者の氏名及び住所
 - ロ その衣服の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容
 - ハ その衣服の種類
 - 十 法第五十七条の二第二項第七号ロに掲げる支出 次に掲げる事項
 - イ その者の氏名及び住所
 - ロ その接待、供応、贈答その他これらに類する行為（ハにおいて「接待等」という。）のための支出がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容
 - ハ その接待等の内容並びに当該接待等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方との関係
 - 2 前項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、法第五十七条の二第二項第四号及び第五号に規定するキャリアコンサルタントによる証明について準用する。この場合において、前項中「事項（当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、当該補填される部分の金額を含む。）」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする。
 - 3 令第六百六十七条の三第一項の料金を規定する財務省令で定める料金は、特別車両料金、特別船室料金その他令第六百六十七条の五第二号ロ（特定支出の支出等を証する書類）に規定する鉄道等の客室の特別設備の利用についての料金（寝台料金で六千六百円以下のものを除く。）とする。
 - 4 令第六百六十七条の三第二項第一号に規定する財務省令で定める料金は、前項に規定する料金及び航空機の客室の特別設備の利用についての料金とする。
 - 5 令第六百六十七条の三第四項に規定する配偶者の生死の明らかでない者で財務省令で定めるものは、令第十一号各号（寡婦の範囲）に掲げる者の配偶者とする。
 - 6 令第六百六十七条の三第四項に規定する生計を一にする子で財務省令で定める者は、令第十一条の二第二項（ひとり親の範囲）に規定する子及び特別障害者である子とする。
- 第三十六條の六** 令第六百六十七条の五第二号イ又はロ（特定支出の支出等を証する書類）に定める書類は、同号イ又はロに規定する航空運送事業を営む者又は鉄道事業者、船舶運航事業を営む者若しくは自動車運送事業を営む者が、法第五十七条の二第二項第六号（給与所得者の特定支出の控除の特例）（令第六百六十七条の三第五項第一号（給与所得者の特定支出の範囲）に係る部分に限る。）に掲げる支出をした者からの航空機又は令第六百六十七条の五第二号ロに規定する鉄道等を利用した年月日及び搭乗又は乗車若しくは乗船した区間の記載がある書面による申出に基づいて証明するものとする。
- 2 令第六百六十七条の五第二号ロに規定する財務省令で定める金額は、一万五千円とする。
 - 3 前項に規定する金額は、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額によるものとする。この場合において、当該交通機関が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一号第一項（会社）の目的及び事業）に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）附則第二号第一項（指針の公表等）に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二号第一項（指針の公表等）に規定する新会社（以下この項において「旅客会社等」という。）が営む旅客鉄道事業（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第九条第一項（連絡船事業の引継ぎ）に規定する連絡船事業を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、各旅客会社等が営む旅客鉄道事業に係る鉄道又は船舶の利用に係る運賃及び料金の額の合計額によるものとする。
- 第三節の二 外貨建取引の換算**
- （外貨建資産・負債の発生時の外国通貨の円換算額を確定させる先物外国為替契約）
- 第三十六條の七** 令第六百六十七条の六第一項（先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等）に規定する財務省令で定める契約は、外国通貨をもつて表示される支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段をいう。）又は外貨債権（外国通貨をもつて支払を受けること

とができる債権をいう。)の売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引をその売買契約の締結の日後の一定の外国為替の売買相場により実行する取引(次条第一項において「先物外国為替取引」という。)に係る契約のうち令第六十七條の六第一項に規定する外貨建取引(法第五十七條の三第一項(外貨建取引の換算)に規定する外貨建取引をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に伴つて支払い、又は受け取る外国通貨の金額の円換算額(法第五十七條の三第一項に規定する円換算額をいう。次条第一項において同じ。)を確定させる契約とする。

2 令第六十七條の六第一項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載した場合、同項に規定する先物外国為替契約(次項において「先物外国為替契約」という。)の締結の日において、次項に規定する書類に同条第一項の規定に該当する旨、同項に規定する外貨建資産・負債の取得又は発生の基因となる外貨建取引の種類及びその金額その他参考となるべき事項を記載した場合とする。

3 令第六十七條の六第一項に規定する帳簿書類その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者 その者の当該業務に係る先物外国為替契約の締結に関する帳簿書類

二 雑所得を生ずべき業務を行う居住者 その者の当該業務に係る先物外国為替契約の締結に関する書類

(外貨建資産等の決済時の円換算額を確定させる先物外国為替契約等)

第三十六條の八 法第五十七條の三第二項(先物外国為替契約等)により円換算額を確定させた外貨建取引の換算)に規定する財務省令で定める契約は、先物外国為替取引に係る契約のうち同項に規定する資産若しくは負債の決済によつて受け取り、若しくは支払う外国通貨の金額の円換算額を確定させる契約(第二号において「先物外国為替契約」という。)又は金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引に係る契約のうちその取引の当事者が元本及び利息として定めた外国通貨の金額についてその当事者間で取り決めた外国為替の売買相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引に係る契約(次に掲げるいずれかの要件を満たすものに限る。)とする。

一 その契約の締結に伴つて支払い、又は受け取ることとなる外貨元本額(その取引の当事者がその取引の元本として定めた外国通貨の金額をいう。以下この項において同じ。)の円換算額が満了時円換算額(その契約の期間の満了に伴つて受け取り、又は支払うこととなる外貨元本額の円換算額をいう。次項において同じ。)と同額となつていこと。

二 その契約に係る満了時円換算額がその契約の期間の満了の日を外国為替の売買相場により外貨元本額を円換算額に換算した金額に相当する金額となつていこと。

2 法第五十七條の三第二項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載したときは、同項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する次項に規定する書類に同条第二項の規定に該当する旨、同項に規定する先物外国為替契約等(以下この条において「先物外国為替契約等」という。)の契約金額、締結の日、履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又はその先物外国為替契約等の締結に関する次項に規定する書類に法第五十七條の三第二項の規定に該当する旨、その外貨建取引の種類及びその金額その他参考となるべき事項を記載したときとする。

3 法第五十七條の三第二項に規定する帳簿書類その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者 その者の当該業務に係る法第五十七條の三第二項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類又は先物外国為替契約等の締結に関する帳簿書類

二 雑所得を生ずべき業務を行う居住者 その者の当該業務に係る法第五十七條の三第二項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する書類又は先物外国為替契約等の締結に関する書類

第四節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例

(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の適用を受けるための記載事項)

第三十七條 法第五十八條第三項(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十八條第一項に規定する取得資産及び譲渡資産の種類、数量及び用途

二 法第五十八條第一項に規定する交換の相手方の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 前号の交換がされた年月日

四 第一号の取得資産及び譲渡資産の取得の年月日

五 その他参考となるべき事項

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)

第三十七條の二 法第六十條の二第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する財務省令で定める取引は、第二十三條の四(発行日取引の範囲)に規定する発行日取引とする。

2 法第六十條の二第二項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十條の二第二項に規定する信用取引(次号において「信用取引」という。)又は同項に規定する発行日取引(次号において「発行日取引」という。)の方法により有価証券の売付けをし、又は買付けをした有価証券(同条第一項に規定する国外転出(以下この条において「国外転出」という。)の時に決済されていないものに限る。)のその売付けに係る対価の額から当該国外転出の時において有している当該有価証券の次に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額(次号において「時価評価額」という。)に当該有価証券の数を乗じて計算した金額を控除した金額

イ 取引所売買有価証券(その売買が主として金融商品取引法第二条第十六項(定義)に規定する金融商品取引所(これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。イにおいて「金融商品取引所」という。)の開設する市場において行われている有価証券をいう。イにおいて同じ。)金融商品取引所において公表された当該国外転出の日におけるその取引所売買有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価

格の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価

- 格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該国外転出の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)
- ロ 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。ロにおいて同じ。)及び取扱有価証券(同法第六十七条の十九(売買高、価格等の通知等)の規定により公表された当該国外転出の日におけるその店頭売買有価証券又は取扱有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該国外転出の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。))
- ハ その他他価格公表有価証券(イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち、価格公表者(有価証券の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。ハにおいて同じ。)によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。ハにおいて同じ。)) 価格公表者によつて公表された当該国外転出の日における当該他価格公表有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該国外転出の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。))
- 二 信用取引又は発行日取引の方法により有価証券の買付けをしている場合、その買付けをした有価証券(当該国外転出の時において決済されていないものに限る。)の時価評価額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額から当該有価証券のその買付けに係る対価の額を控除した金額
- 三 前項の規定は、法第六十条の二第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前項中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額とする。」
- 四 法第六十条の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(以下この号において「市場デリバティブ取引等」という。)市場デリバティブ取引等につき、同条第十六項に規定する金融商品取引所若しくは同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における当該国外転出の日の最終の価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額
- 二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(同項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引を除く。以下この号において「先渡取引等」という。)先渡取引等につき、当該先渡取引等により当事者間で授受することを約した金額(その金額が当該国外転出の時において確定していない場合には、金利、通貨の価格、金融商品市場(同条第十四項に規定する金融商品市場をいう。))における相場その他の指標(次号において「指標」という。)の予想される数値に基づき算出される金額)を当該国外転出の時の現在価値に割り引く合理的な方法により割り引いた金額
- 三 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。以下この号において「金融商品オプション取引」という。)金融商品オプション取引につき、当該金融商品オプション取引に係る権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(その金額が当該国外転出の時において確定していない場合には、当該金融商品オプション取引に係る指標の予想される数値に基づき算出される金額)、当該国外転出の時の当該権利の行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算出した金額
- 四 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち前三号に掲げる取引以外の取引 前三号に定める金額に準ずる金額として合理的な方法により算出した金額
- 五 前項の規定は、法第六十条の二第三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前項第一号中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第三項第二号に規定する国外転出の予定日から起算して三月前の日(以下この項において「国外転出前基準日」という。))と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは、「国外転出前基準日」と読み替えるものとする。
- 六 令第七十条第三項第二号(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
- 一 令第二百六十六条の二第十項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)において準用する法第三百三十七条の三第九項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定
- 二 令第二百六十六条の二第十一項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定
- 七 令第七十条第三項第三号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
- 一 令第二百六十六条の三第八項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定
- 二 令第二百六十六条の三第二十項において準用する法第三百三十七条の三第九項の規定
- 三 令第二百六十六条の三第二十一項において準用する法第三百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定
- 八 第二項の規定は、法第六十条の二第八項に規定する未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額、同項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第三号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、第二項中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第八項に規定する限定相続等に係る贈与の日又は相続の開始の日」と読み替えるものとする。
- 九 第四項の規定は、法第六十条の二第八項に規定する未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額、同項第五号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。

この場合において、第四項第一号中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第八項に規定する限定相続等（以下この項において「限定相続等」という。）に係る贈与の日又は相続の開始の日」と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは「限定相続等の時」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 第二項の規定は、法第六十条の二第十項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第三号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、第二項中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第十項に規定する五年を経過する日」と読み替えるものとする。

11 第四項の規定は、法第六十条の二第十項第五号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、第四項第一号中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の二第十項に規定する五年を経過する日（以下この項において「五年経過日」という。）」と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは「五年経過日」と読み替えるものとする。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）

第三十七条の三 前条第二項の規定は、法第六十条の三第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同条第一項に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）の時」とあるのは「法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する贈与等（以下この条において「贈与等」という。）の時」と、「国外転出の時」において有している」とあるのは「贈与等により移転のあつた」と、「当該国外転出の日」とあるのは「その贈与の日又は相続の開始の日」と、同項第二号中「国外転出の時」とあるのは「贈与等の時」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前条第四項の規定は、法第六十条の三第三項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第四項第一号中「国外転出の日」とあるのは「贈与の日又は相続の開始の日」と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは「贈与、相続又は遺贈の時」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は、法第六十条の三第十一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第三号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第二項中「当該国外転出の日」とあるのは、「その法第六十条の三第十一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する五年を経過する日」と読み替えるものとする。

4 前条第四項の規定は、法第六十条の三第十一項第五号に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額及び同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額について準用する。この場合において、前条第四項第一号中「当該国外転出の日」とあるのは「その法第六十条の三第十一項に規定する五年を経過する日（以下この項において「五年経過日」という。）」と、同項第二号及び第三号中「国外転出の時」とあるのは「五年経過日」と読み替えるものとする。

（保証債務の履行のため資産を譲渡した場合の所得計算の特例の適用を受けるための記載事項）

第三十八条 法第六十四条第三項（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条第二項に規定する譲渡となった場合等の所得計算の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 主たる債務者及び債権者の氏名又は名称及び資産の数量及び譲渡金額並びに保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつた金額

三 保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつた年月日

四 第一号に規定する資産の譲渡の年月日及び取得の年月日

五 求償権の行使ができないこととなつた事情の説明

六 その他参考となるべき事項

第五節 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

（消費税の課税売上割合に準ずる割合の計算等）

第三十八条の二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第四十八条第一項（課税売上割合の計算方法）の規定は、令第八十二条の二第一項（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）に規定する課税売上割合に準ずる割合として財務省令で定めるところにより計算した割合について準用する。この場合において、消費税法施行令第四十八条第一項中「課税期間中」とあるのは、「年中」と読み替えるものとする。

2 令第八十二条の二第五項に規定する区分は、同項に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額並びに課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額を、それぞれ仮受消費税等及び仮払消費税等としてこれらに係る取引の対価と区分する方法その他これに準ずる方法により行うものとする。

第六節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算

（損害保険契約等に基づく年金に係る支払総額の見込額の計算）

第三十八条の三 令第八十四条第一項第二号イ（二）（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ（二）に掲げる年金（有期の年金で契約対象者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡した日からその保証期間の終了の日までの期間に相当する部分の金額の支払が行われるものに限る。）の支払の基礎となる損害保険契約等（同項に規定する損害保険契約等をいう。以下この条において同じ。）において定められているその年額（当該年金の支払開始の日以後に当該損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額を除く。）に、当該損害保険契約等において定められているその支払期間に係る年数（その年数がその保証期間に係る年数とその契約対象者に係る当該年金の支払開始の日における令別表に定める余命年数とのうちいずれか長い年数を超える場合には、そのいずれか長い年数）を乗じて計算した金額とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 契約対象者 年金の支払の基礎となる損害保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。
- 二 保証期間 有期の年金の支払開始の日以後一定期間をいう。

第七節 収入及び費用の帰属時期の特例

(工事未収入金に係る売掛債権等の額の計算)

第三十九条 令第九十三條第一項(工事進行基準の方法による未収入金)の居住者が有する同項の売掛債権等について、同項に規定する期間内において、貸倒れにより生じた損失の金額がある場合には、同項の売掛債権等の額は、同項に規定する控除した金額から当該損失の金額を控除した金額とする。

(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)

第三十九条の二 令第九十五條第二号(小規模事業者の要件)に規定する税務署長の承認を受けようとする者は、再び法第六十七條第一項(小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受けようとする年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その申請書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 前に法第六十七條第一項の規定の適用を受けていた期間及びその適用を受けないこととなつた事由
- 三 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、法第六十七條第一項の規定による不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算によつてはその者のその後の各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。

3 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、再び法第六十七條第一項の規定の適用を受けようとする年の三月十五日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(収入及び費用の帰属時期の特例の細目)

第四十条 法第六十七條第一項(小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなつた場合におけるその適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第六十七條第一項の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日(年の中途において新たに不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日。次号において同じ。)における売掛金、買掛金、未収収益、前受収益、前払費用、未払費用その他これらに類する資産及び負債並びに棚卸資産(以下この号において「売掛金等」という。)の額と同項の規定の適用を受けないこととなつた年の一月一日における売掛金等の額との差額に相当する金額は、その適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、それぞれ総収入金額又は必要経費に算入する。

二 法第六十七條第一項の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日における法その他所得税に関する法令の規定による引当金及び準備金の金額は、それぞれ同項の規定の適用を受けないこととなつた年の前年繰り越されたこれらの引当金及び準備金の金額とみなす。

2 その年の前年において法第六十七條第二項の規定の適用を受けていた雑所得を生ずべき業務を行う居住者がその年において同項の規定の適用を受けないこととなる場合におけるその適用を受けないこととなる年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算については、その適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日(年の中途において新たに雑所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日)における売掛金、買掛金、未収収益、前受収益、前払費用、未払費用その他これらに類する資産及び負債並びに当該雑所得を生ずべき業務に係る令第三條各号(棚卸資産の範囲)に掲げる資産に準ずる資産(以下この項において「売掛金等」という。)の額と法第六十七條第二項の規定の適用を受けないこととなる年の一月一日における売掛金等の額との差額に相当する金額は、その適用を受けないこととなる年分の当該雑所得の金額の計算上、それぞれ総収入金額又は必要経費に算入する。

3 前項の場合において、同項のその年の前年以前五年内の各年のいずれの年においても法第六十七條第二項の規定の適用を受けていたときは、その者の選択により、前項の規定を適用しないことができる。

4 前二項の規定の適用を受ける居住者は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定の適用を受ける旨の記載をしなければならない。

(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用に関する届出書の記載事項)

第四十条の二 令第九十七條第一項(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第九十七條第一項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 その者が令第九十五條各号(小規模事業者の要件)に掲げる要件に該当する事実
- 三 前条第一項各号に規定する前年十二月三十一日における同項第一号の売掛金等の額並びに同項第二号の引当金及び準備金の金額
- 四 その他参考となるべき事項

2 令第九十七條第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第九十七條第二項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 前項の届出書に記載した同項第三号に掲げる事項
- 三 その他参考となるべき事項

第二章 所得控除及び税額控除

(医療費の範囲)

第四十条の三 令第二百七條(医療費の範囲)に規定する財務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号（施設介護サービス費の支給）に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の第二項（地域密着型介護サービス費の支給）に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十二項（定義）に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における合第二百七条各号に掲げるものの提供の状況）
 - 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項（特定健康診査等基本指針）に規定する特定健康診査の結果に基づき同項に規定する特定保健指導（当該特定健康診査を行った医師の指示に基づき積極的支援（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号。以下この号において「実施基準」という。）））
 - イ 実施基準第一項第五号（特定健康診査の項目）に掲げる血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準
 - ロ 実施基準第一項第七号に規定する血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準
 - ハ 実施基準第一項第八号に掲げる血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる基準
- 2 令第二百七条第三号に規定する財務省令で定めるものは、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設とする。
- （社会保険料控除の対象となる互助会の範囲）
- 第四十条の四** 令第二百八条第二号（社会保険料控除の対象となる互助会の掛金の範囲）に規定する税務署長の承認を受けようとする同号に規定する互助会（以下この条において「互助会」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該互助会の設立に係る条例及びその規約並びに当該申請書を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度の決算書及び同日の属する事業年度の予算書を添付し、これを当該互助会の主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 当該申請書を提出する互助会の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しないものにあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 前号の互助会の代表者の氏名及び住所又は居所
 - 三 令第二百八条第二号に規定する制度に関する事業の開始年月日
 - 四 当該申請書を提出する時において前号に規定する事業に加入することの見込まれる職員の数
 - 五 第一号の互助会の行う令第二百八条第二号に規定する制度が同号イからハまでに掲げる要件を備えている事実
 - 六 その他参考となるべき事項
- （承認規定等の範囲）
- 第四十条の五** 令第二百八条の八第一項（承認規定等の範囲）に規定する財務省令で定める規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次項において「旧確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転、第百十條の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転））又は第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）の規定とする。
- 2 令第二百八条の八第二項に規定する旧効力確定給付企業年金法第百十條の二第三項の規定その他財務省令で定める規定は、旧確定給付企業年金法第百七条第一項又は第百十條の二第三項の規定とし、令第二百八条の八第二項に規定する旧効力確定給付企業年金法第百十二条第一項（厚生年金基金から基金への移行）の規定その他財務省令で定める規定は、旧確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定とする。
- （生命共済契約等の対象となる共済に係る契約の要件の細目）
- 第四十条の六** 令第二百十條第二号（生命共済契約等の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下この条において「組合」という。）が、その締結した生命共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。
- （年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目）
- 第四十条の七** 令第二百十一條第三号（年金給付契約の対象となる契約の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 令第二百十一條第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下この条において「年金共済契約」という。）を締結する組合の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること）。
 - 二 当該年金共済契約を締結する組合（全国連合会を除く。）が当該年金共済契約により負う共済責任は、当該組合が当該組合を会員とする全国連合会との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）。
 - 三 当該年金共済契約に基づく金銭の支払は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 当該年金共済契約に基づく年金以外の金銭の支払（割戻金の割戻し及び解約返戻金を除く。）は、当該年金共済契約で定める被共済者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に限り行うものであること。
 - ロ 当該年金共済契約で定める被共済者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に支払う金銭の額は、当該年金共済契約の締結の日以後の期間又は支払掛金の総額に応じて増減的に定められていること。
 - ハ 当該年金共済契約に基づく年金の支払は、当該年金の支払期間を通じて年一回以上定期に行うものであり、かつ、当該年金共済契約に基づき支払うべき年金（年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある年金共済契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金とする。）の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。

二 当該年金共済契約に基づく割戻金の金銭による割戻し（当該割戻しを受ける割戻金をもつて当該年金共済契約に係る掛金の払込みに充てられる部分を除く。）は、年金の支払開始日前において行わないもの又は当該割戻金の割戻しをする日の属する年において払い込むべき当該掛金の金額の範囲内の額とするものであること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合 農業協同組合法第十條第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第十二号（事業の種類）若しくは第九十三條第一項第六号の二（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。

二 全国連合会 前号に規定する農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。

（地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第四十條の八 令第二百四十四條第三号（地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下この条において「組合」という。）が、その締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第四十條の九 令第二百四十七條第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法第二百四十四條（専修学校）に規定する専修学校とする。

一 学校教育法第二百四十五條第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合に、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間が二千時間以上であるもの

二 学校教育法第二百五條第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間が千七百時間以上であるもの

2 令第二百四十七條第四号に規定する財務省令で定める各種学校は、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第三百四十四條第一項（各種学校）に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとする。

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等）

第四十條の十 令第二百四十七條の二第一項第四号ハ（特定公益信託の要件等）に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託（貸付信託の受益権の取得を除く。）とする。

2 令第二百四十七條の二第三項第八号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動物植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

一 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの

二 国又は地方公共団体が拠出をしているもの（前号に掲げる法人を除く。）

三 前二号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）

第四十條の十一 法第九十三條第二項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四條の三第三項第二号（確定申告を要しない配当所得等）に掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除く。）とする。

一 令第三百六條第六項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する内国法人が同項又は同条第七項若しくは第十項ただし書の規定により通知する書面

二 令第三百六條の二第四項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国法人が同項又は同条第五項若しくは第八項ただし書の規定により通知する書面

三 法第二百二十五條第二項又は第三項ただし書（支払調書及び支払通知書）の規定により交付される通知書

四 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八條の四第四項、第五項又は第六項ただし書（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定により交付される通知書

五 租税特別措置法施行令第四條の六の二第二十九項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者が同項又は同条第三十項若しくは第三十二項ただし書の規定により通知する書面

六 租税特別措置法施行令第四條の九第十一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社が同項又は同条第十二項若しくは第十五項ただし書の規定により通知する書面

七 租税特別措置法施行令第四條の十第七項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

八 租税特別措置法施行令第四條の十一第七項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する受託法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

九 租税特別措置法施行令第五條第七項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する受託法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

（共通費用の額の配分に関する書類）

第四十條の十一 令第二百二十一條の三第七項（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第二百二十一條の三第六項に規定する共通費用の額の配分となる費用の明細及び内容を記載した書類

二 令第二百二十一條の三第六項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三 前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

(発生し得る危険の範囲)

第四十条の十二 令第二百二十一条の四第三項第一号ハ(国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める理由により発生し得る危険は、次に掲げるものとする。

- 一 取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険
- 二 保有する有価証券等(有価証券その他の資産及び取引をいう。)の価格の変動により発生し得る危険
- 三 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険
- 四 前三号に掲げるものに類する危険

(同業個人比準法を用いた国外事業所等に帰せられるべき純資産の額の計算)

第四十条の十三 令第二百二十一条の四第三項第二号イ(国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二倍を超える場合とする。

- 一 イに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合

イ 令第二百二十一条の四第三項第二号に規定する居住者に係る比較対象者(同号イに規定する比較対象者をいう。以下この号において同じ。)のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地(同項第二号イに規定する国外事業所等所在地をいう。以下この条において同じ。)に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(法第九十五条第四項第一号(外国税額控除)に規定する国外事業所等をいい、当該国外事業所等所在地に所在するものに限る。以下この項において同じ。)に係る純資産の額)

ロ イの比較対象者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の当該国外事業所等に係る資産の額)

二 令第二百二十一条の四第三項第二号に規定する居住者の国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地において行う個人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2 前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国外事業所等所在地において行う個人の貸借対照表(同号の居住者のその年の前年以前三年内の各年に係るものに限る。)に基づき合理的な方法により計算するものとする。

(危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載事項)

第四十条の十四 令第二百二十一条の四第五項(国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百二十一条の四第四項の規定の適用を受けようとする居住者の氏名及び住所
- 二 令第二百二十一条の四第四項の規定の適用を受けようとする最初の年
- 三 令第二百二十一条の四第四項に規定する一定の日
- 四 令第二百二十一条の四第四項に規定する確定申告期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由
- 五 その他参考となるべき事項

(国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入に関する保存書類)

第四十条の十五 令第二百二十一条の四第十項(国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 居住者が令第二百二十一条の四第三項第二号に定める方法又は同条第六項第二号に掲げる方法を用いてその年分の国外事業所等に帰せられるべき純資産の額(同条第一項に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額をいう。第三号において同じ。)を計算する場合における当該居住者に係る同条第三項第二号イに規定する比較対象者の選定に係る事項を記載した書類並びに当該比較対象者の同号イ及びロに掲げる金額又は同条第六項第二号イ及びロに掲げる金額の基礎となる書類
- 二 その年の令第二百二十一条の四第四項に規定する危険勘案資産額の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類
- 三 前三号に掲げるもののほか国外事業所等に帰せられるべき純資産の額の計算の基礎となる事項を記載した書類

(共通費用の額の配分に関する書類)

第四十条の十六 第四十条の十一(共通費用の額の配分に関する書類)の規定は、令第二百二十一条の六第三項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類について準用する。

(所得税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国所得税の額の範囲)

第四十条の十七 令第二百二十二条の二第三項第三号(外国税額控除の対象とならない外国所得税の額)に規定する財務省令で定める関係は、同号の居住者と同号の他の者との間に次に掲げる関係がある場合における当該関係とする。

- 一 一方の者が他方の者(法人に限る。次号において同じ。)の株式又は出資を保有する関係
- 二 一方の者が他方の者の残余財産について分配を請求する権利を保有する関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)
- 三 一方の者が他方の者の財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係がある場合における当該一方の者と当該他方の者との間の関係(前二号に掲げる関係に該当するものを除く。)
- 四 一方の者と他方の者(次に掲げる者のいずれかに該当するものに限る。)との間の関係(前三号に掲げる関係に該当するものを除く。)

イ 当該一方の者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

ロ イ又はハに掲げる者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

ハ ロに掲げる者が、その株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

五 一方の者が他方の者と資産の販売等（資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。以下この号において同じ。）に係る取引関係（当該一方の者と当該他方の者との間にこれらの者と資産の販売等に係る取引関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の者が介在している場合における当該取引関係を含む。以下この号において同じ。）にある場合（当該他方の者が当該取引関係を通じて行う資産の販売等から生ずる所得のうち当該一方の者が当該取引関係を通じて行った資産の販売等から生ずる所得に係る部分に限る。）における当該一方の者と当該他方の者との間の関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

六 連鎖関係者（一方の者と他の者に第四号中「他方の者」とあるのを「他の者」と、「関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）とあるのを「関係」と読み替えた場合に同号に掲げる関係がある者をいう。）と他方の者との間に前号中「一方の者が他方の者」とあるのを「次号に規定する連鎖関係者が他方の者」と、「当該一方の者」とあるのを「当該連鎖関係者」と読み替えた場合に同号に掲げる関係があるときにおける当該一方の者と当該他方の者との間の関係

七 その他前各号に掲げる関係に準ずる関係

2 令第二百二十二条の第三項第四号に規定する財務省令で定める関係は、同号の居住者と同号の他の者との間に親族関係、当該居住者が当該他の者の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係がある場合に、当該居住者の国外事業所等（法第九十五条第四項第一号（外国税額控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所等所在地」という。）の外国所得税（法第九十五条第一項に規定する外国所得税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該居住者の国外事業所等（当該国外事業所等所在地に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該居住者の関連者等（当該他の者（当該国外事業所等所在地に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該居住者の法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等（当該国外事業所等所在地に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該居住者の国外事業所等が当該居住者の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該居住者の他の外国所得税の課税標準となる所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を当該他の外国所得税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所等所在地の外国所得税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

（外国税額控除を受けるための書類等）

第四十一条 法第九十五条第十項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第九十五条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税の名称及び金額、その税を納付することとなつた日及びその納付の日又は納付予定日、その税を課する外国又はその地方公共団体の名称並びにその税が同項に規定する外国所得税（次号において「外国所得税」という。）に該当することについての説明を記載した書類

二 法第九十五条第九項の規定の適用がある場合には、令第二百二十六条第一項（外国所得税が減額された場合の特例）に規定する減額に係る年において減額された外国所得税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国所得税の額が当該減額に係る年の前年以前の各年において法第九十五条第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第二百二十六条第一項に規定する減額控除対象外国所得税額の計算に関する明細を記載した書類

三 第一号に規定する税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類

2 法第九十五条第十項に規定する財務省令で定める金額は、同条第一項に規定する控除対象外国所得税の額（次条第三項第二号において「控除対象外国所得税の額」という。）とする。ただし、法第九十五条第九項の規定の適用がある場合には、令第二百二十六条第一項に規定する控除後の金額とする。

（繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類等）

第四十二条 法第九十五条第十一項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額がない場合において同条第二項の規定の適用を受けようとするときにおける前条第一項各号に掲げる書類に相当する書類とする。

2 法第九十五条第十一項に規定する繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項の記載は、次の各号に掲げる計算に関する明細を示ししなければならない。

一 その年の令第二百二十四条第四項若しくは第五項（繰越控除限度額等）に規定する国税の控除余額若しくは地方税の控除余額（以下この項において「控除余額」という。）又は同条第六項に規定する控除限度超過額（以下この項において「控除限度超過額」という。）に関する計算

二 その年の前年以前三年内の各年の控除余額又は控除限度超過額（これらの金額が当該各年の法第九十五条第十項に規定する申告書等に添付された同条第十一項の規定による書類に当該各年の控除余額又は控除限度超過額として記載された金額と異なる場合には、これらの金額とその記載された金額とのうちいずれか低い金額）に関する計算

三 前号の控除余額又は控除限度超過額のうち令第二百二十四条第三項又は第二百二十五条第三項若しくは第四項（繰越控除対象外国所得税額等）の規定によりなされる部分の金額及び当該控除余額又は控除限度超過額からそのないものとみなされた部分の金額を控除した残額に関する計算

四 その年の控除限度超過額又は控除余額及び前号に規定する残額を基礎として計算した法第九十五条第二項に規定する繰越控除限度額（次項第一号において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額（次項第一号において「繰越控除対象外国所得税額」という。）に関する計算

3 法第九十五条第十一項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年（次号において「繰越控除限度額等に係る各年」という。）の法第九十五条第一項に規定する控除限度額

二 繰越控除限度額等に係る各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額（当該繰越控除限度額等に係る各年において法第九十五条第九項の規定の適用があつた場合には、令第二百二十六条第一項（外国所得税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第四十二条の二 法第九十五条第十二項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第九十五条第十二項に規定する居住者の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類
- 二 法第九十五条第十二項の居住者の国外事業所等及び事業場等（同条第四項第一号に規定する事業場等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類
- 三 法第九十五条第十二項の居住者の国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれという。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類
- 四 法第九十五条第十二項の居住者の国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

（内部取引に関する書類）

第四十二条の三 法第九十五条第十三項（外国税額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等と事業場等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し
- 二 法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類
- 三 法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれという。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類
- 四 法第九十五条第十三項の居住者の国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類
- 五 その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）

第四十三条 法第九十五条の二第二項（国外転出をする場合の特例に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第四十一条第一項（外国税額控除を受けるための書類等）の規定の適用については、同項第一号中「名称並びに」とあるのは「名称」と、「同項」とあるのは「法第九十五条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）」と、「次号」とあるのは「以下この号及び次号」と、「説明」とあるのは「説明並びに当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たつて法第六十条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされている旨」とする。

第四十四条 削除

第三章 申告、納付及び選付

第一節 予定納税

（特別農業所得者の申請書に記載すべき事項）

第四十五条 法第一百十条第二項（特別農業所得者の申請）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第一百十条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 その年分の総所得金額の見積額、その年中の法第二条第一項第三十五号（定義）に規定する農業所得の金額の見積額及び当該農業所得の金額の見積額のうちその年九月一日以後に生ずる部分の金額の見積額
- 三 その他参考となるべき事項

（予定納税額減額承認申請書の記載事項）

第四十六条 法第一百十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第一百十二条第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 その年分の総所得金額及び山林所得金額並びに課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額
- 三 法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用を受けようとする場合には、その年分の変動所得及び臨時所得の金額の見積額並びに同条第三項に規定する平均課税対象金額の見積額
- 四 前二号に掲げるもののほか、法第一百十二条第一項に規定する申請書に記載された同項に規定する申告納税見積額の計算の基礎
- 五 法第一百四十一条（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額
- 六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

- イ 法第百十一条第一項（予定納税額の承認の申請）の規定による申請をする場合 同項に規定する申告納税見積額の三分の一に相当する金額
- ロ 法第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項の規定による申請をする場合 同項に規定する申告納税見積額から法第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき予定納税額（令和六年分の所得税につき当該居住者が当該申請をする場合には、租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の特例）に規定する控除前第一期予定納税額）を控除した金額の二分の一に相当する金額
- ハ 法第百十一条第二項第二号に掲げる居住者が同項の規定による申請をする場合 同項に規定する申告納税見積額の二分の一に相当する金額
- 七 令和六年分の所得税につき法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をする場合において、租税特別措置法第四十一条の三の五第一項若しくは第二項（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）又は第四十一条の三の六第一項の規定の適用があるときは、同法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額又は同法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額
- 八 租税特別措置法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除未済等予定納税特別控除額がある場合には、当該控除未済等予定納税特別控除額
- 九 その他参考となるべき事項

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告

（確定所得申告書の記載事項）

- 第四十七条** 法第百二十条第一項（確定所得申告）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条まで（障害者控除等）及び第八十六条（基礎控除）の規定による控除のうち居住者のその年分の所得税に係るこれらの控除の額が同項に規定する給与等に係る法第九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからホまでに掲げる金額と同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び第三項第十九号から第二十一号までに掲げる事項とする。
- 2 法第百二十条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、前項に規定する同額である法第七十四条から第七十七条まで、第七十九条から第八十四条まで及び第八十六条の規定による控除については、これらの控除の額（これらの控除の額の合計額が同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第九十条第二号イからホまでに掲げる金額の合計額と同額である場合にあっては、当該合計額）の記載とする。
- 3 法第百二十条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第百二十条第一項、第百二十二条第一項若しくは第二項（還付等を受けるための申告）、第百二十五条第一項若しくは第二項（年途中で死亡した場合の確定申告）又は第百二十七条第一項若しくは第二項（年途中で出国をする場合の確定申告）の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所））と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 法第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告）又は第百二十五条第一項若しくは第二項の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 三 各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該各種所得の生ずる場所（当該各種所得に係る収入金額の支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）
- 四 各種所得のうち譲渡所得の基因となつた資産につき次に掲げる事項（当該資産について第十一号又は第十四号に掲げる事項を記載する場合にあつてはロ及びハに掲げる事項とし、第十二号又は第十三号に掲げる事項を記載する場合にあつてはロに掲げる事項とする。）
- イ 当該資産の種類及び数量並びに当該資産の譲渡の年月日及び取得の年月日
- ロ 当該資産の譲渡による収入金額並びに当該資産の法第三十三条第三項（譲渡所得）に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額
- ハ 当該資産が法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定に該当するもの（ニ又はホに規定する資産を除く。）である場合には、同項各号に定める金額の合計額
- ニ 当該資産が法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権である場合には、当該配偶者居住権の消滅について令第六十九條の二第二項（贈与等により取得した資産の取得費等）の規定により計算した金額
- ホ 当該資産が法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利である場合には、当該権利の消滅について令第六十九條の二第四項の規定により計算した金額
- 五 法第四十二条第一項若しくは第二項（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は第四十三条第一項（条件付国庫補助金等の総収入金額不算入）の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ法第四十二条第三項又は第四十三条第四項に規定する事項
- 六 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した金額の計算の基礎となつた棚卸資産の価額の評価につき選定した法第四十七条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）に規定する評価の方法の種類、当該基礎となつた有価証券の価額の評価につき選定した法第四十八条第一項（有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する評価の方法の種類又は当該基礎となつた法第四十八条の二第二項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産の価額の評価につき選定した同項に規定する評価の方法の種類
- 七 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入した償却費の額の計算につき選定した法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却の方法の種類
- 八 法第五十二条第一項若しくは第二項（貸倒引当金）又は第五十四条第一項（退職給与引当金）の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ法第五十二条第四項又は第五十四条第四項に規定する明確

九 法第五十七條第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する事業専従者の氏名及び個人番号並びに同条第五項に規定する事項

十 法第五十七條の二第一項（給与所得者の特定支出の控除の特例）の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項に規定する事項

十一 法第五十八條第一項（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項に規定する事項

十二 法第六十條の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得の特例）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ 当該適用に係る法第六十條の二第一項に規定する国外転出の日又はその予定日

ロ 当該適用に係る法第六十條の二第一項に規定する有価証券等、同条第二項に規定する未決済信用取引等に係る契約又は同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（次号において「対象資産」という。）の種類別及び名称又は銘柄別の数量、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額、取得費並びに取得又は取引開始の年月日

十三 法第六十條の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ 当該適用に係る贈与の日又は相続の開始の日

ロ 当該適用に係る対象資産の移転を受けた受贈者、相続人又は受遺者の氏名及び住所又は居所

ハ 当該適用に係る対象資産の種類別及び名称又は銘柄別の数量、法第六十條の三第一項に規定する贈与等の時における価額に相当する金額又は同条第二項若しくは第三項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額、取得費並びに取得又は取引開始の年月日

ニ 法第五十一條の五第一項から第三項まで（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する場合には、これらの規定の適用がある旨、当該適用に係る同条第一項に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日

十四 その年分の各種所得につき法第六十三條（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第六十四條（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）の規定の適用を受けようとする場合には、これらの規定の適用に関する事項

十五 法第六十五條第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）、第六十六條第二項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は第六十七條第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けようとする場合には、その旨

十六 法第七十條第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）の規定によりその年において控除すべき純損失の金額又は法第七十一條第一項（雑損失の繰越控除）の規定によりその年において控除すべき雑損失の金額及びこれらの金額の計算の基礎

十七 法第九十條第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用を受けようとする場合には、その旨及びその計算に関する明細

十八 法第二百二十三條第二項第二号、第四号又は第五号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額及びその計算の基礎

十九 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除又は配当控除に関する事項

二十 控除対象配偶者又は法第八十三條の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びにこれらの者が法第二百六十二條第三項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する国外居住配偶者である場合には、その旨

二十一 控除対象扶養親族の氏名、生年月日、当該控除対象扶養親族を有する居住者又はその続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該控除対象扶養親族を有する居住者との続柄）並びにその者が法第二百六十二條第四項に規定する国外居住扶養親族である場合には、その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

二十二 分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除に関する規定の適用を受けようとする場合には、これらの控除を受けようとするべき金額及びその計算に関する明細

二十三 租税特別措置法第四十一條の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ 租税特別措置法第四十一條の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額（ロ及びハにおいて「令和六年分特別税額控除額」という。）

ロ 令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一條の三の三第二項に規定する同一生計配偶者を有する場合には、当該同一生計配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該同一生計配偶者が控除対象配偶者でない場合には、その旨

ハ 令和六年分特別税額控除額に係る租税特別措置法第四十一條の三の三第二項に規定する扶養親族を有する場合には、当該扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄）

二十四 その他参考となるべき事項

4 第一項及び第二項の規定は、法第二百二十二條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項並びに令第二百六十三條第一項後段（死亡の場合の確定申告の特例）において準用する法第二百二十條第一項後段に規定する財務省令で定める事項及び同項後段の規定による同項の申告書の記載について、それぞれ準用する。

（確定所得申告書に添付すべき書類等）

第四十七條の二 令第二百六十二條第一項第四号（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる保険料の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 法第七十六條第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料 当該新生命保険料に係る同条第五項に規定する新生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する新生命保険料に該当する旨

二 法第七十六條第一項に規定する旧生命保険料 当該旧生命保険料に係る同条第六項に規定する旧生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する旧生命保険料に該当する旨

- 三 法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料 当該介護医療保険料に係る同条第七項に規定する介護医療保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名及び当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第二項に規定する介護医療保険料に該当する旨
- 四 法第七十六条第三項に規定する新個人年金保険料 当該新個人年金保険料に係る同条第八項に規定する新個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する新個人年金保険料に該当する旨
- 五 法第七十六条第三項に規定する旧個人年金保険料 当該旧個人年金保険料に係る同条第九項に規定する旧個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する旧個人年金保険料に該当する旨
- 2 令第二百六十二条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料に係る同条第二項に規定する損害保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名、保険又は共済の種類及びその目的並びに当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する地震保険料に該当する旨とする。
- 3 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金（以下この項において「特定寄附金」という。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 特定寄附金で次号から第四号までに掲げるもの以外のもの 次に掲げる書類
- イ 次に掲げるいずれかの書類
- (1) 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百七十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
- (2) 特定事業者（地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができる）と認められるものとして国税庁長官が指定したものをいう。の地方公共団体が当該特定寄附金を受領した旨、当該地方公共団体の名称、当該特定寄附金の額及び当該特定寄附金を受領した年月日を証する書類
- ロ 当該特定寄附金を受領した者が令第二百七十七条第一号の二に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項（財産的基礎）に規定する設立団体のその旨を証する書類（当該特定寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの
- ハ 当該特定寄附金を受領した者が令第二百七十七条第四号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁のその旨を証する書類（当該特定寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの
- ニ 法第七十八条第三項に規定する特定公益信託とみなされるもの 次に掲げる書類
- イ 法第七十八条第三項に規定する特定公益信託（以下この号において「特定公益信託」という。）の信託財産とするために支出した金銭の受領をした当該特定公益信託の受託者のその受領をした金銭が当該特定公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該金銭の額及びその受領した年月日を証する書類
- ロ 令第二百七十七条の二第三項（特定公益信託の要件等）に規定する主務大臣の認定に係る書類（当該書類に記載されている当該認定の日が当該特定公益信託の信託財産とするために支出する日以前五年内であるものに限る。）の写しとして当該特定公益信託の受託者から交付を受けたもの
- 三 租税特別措置法第四十一条の十八第一項（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）の規定により特定寄附金とみなされるもの 総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二條（報告書の提出）若しくは第十七條（解散の届出等）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九條（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）、第八十六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）又は第八十六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）の規定により届出のあつた公職の候補者（以下この号において「届出のあつた公職の候補者」という。）である旨を証する書類で当該報告書により報告された又は政治資金規正法第六條から第七條まで（政治団体の届出等）若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで（立候補の届出等）の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの
- イ その特定寄附金を支出した者の氏名及び住所
- ロ その特定寄附金の額
- ハ その特定寄附金を受領した団体又は届出のあつた公職の候補者がその受領した年月日
- ニ その特定寄附金を受領した団体又は届出のあつた公職の候補者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- ホ その特定寄附金を受領した団体が租税特別措置法第四十一条の十八第一項第三号に掲げる団体に該当する場合には、当該団体の主宰者又は主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名
- ヘ その特定寄附金を受領した団体が租税特別措置法第四十一条の十八第一項第四号に掲げる団体に該当する場合には、当該団体が推薦し、又は支持する者の氏名（当該団体が同号ロに掲げる団体に該当する場合には、当該団体が推薦し、又は支持する者の氏名、その者が同号ロに規定する特定の公職の候補者に該当することとなつた年月日及び当該特定の公職の候補者となつた選挙名）
- ト その特定寄附金を受領した者が届出のあつた公職の候補者に該当する場合には、その者が届出のあつた公職の候補者に該当することとなつた年月日及び当該届出のあつた公職の候補者となつた選挙名

- 四 租税特別措置法第四十一条の十八の第二項（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）の規定により特定寄附金とみなされるもの 当該特定寄附金を受領した同項に規定する認定特定非営利活動法人等の受領した旨（当該特定寄附金が当該認定特定非営利活動法人等の行う同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金である旨を含む。）を、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
- 4 令第二百六十二条第二項に規定する財務省令で定める電磁的記録は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第二条第一項第二号イからハまで（定義）に掲げるもののいずれかに該当するものとする。
- 5 令第二百六十二条第三項第一号に規定する書類は、同号イ又はロに掲げる者に係る次に掲げるいづれかの書類であつて、同号イ又はロに掲げる者の区分に応じ同号イ又はロに定める旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。
- 一 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号（定義）に規定する旅券をいう。第七項第一号において同じ。）の写し
- 二 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（令第二百六十二条第三項第一号イ又はロに掲げる者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）
- 6 令第二百六十二条第三項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において同項に規定する国外居住障害者又は国外居住配偶者（以下この項において「国外居住障害者等」という。）の生活費又は教育費に充てるための支払を必要とするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。
- 一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号（定義）に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住障害者等に支払をしたことを明らかにするもの
- 二 クレジットカード等購入あつせん業者（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号及び第八項第二号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び同項第二号において「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入手し、又は特定の役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者等に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者をいう。同項第二号において同じ。）の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住障害者等が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの
- 三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項（定義）に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を發行する者に関する特例）の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者（以下この号及び第八項第三号において「みなし電子決済手段等取引業者」という。）を含む。以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同法第五項に規定する電子決済手段（以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段」という。）の移転によつて当該居住者から当該国外居住障害者等に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しは、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）
- 7 令第二百六十二条第四項第一号イに規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する国外居住扶養親族（以下第十項までにおいて「国外居住扶養親族」という。）に係る次に掲げるいづれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が同法第四項の居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。
- 一 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券の写し
- 二 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）
- 8 令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要とする旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。
- 一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの
- 二 クレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、クレジットカード等を当該国外居住扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの
- 三 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しは、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）
- 9 令第二百六十二条第四項第二号ハに規定する財務省令で定める書類は、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住扶養親族に係る次に掲げるいづれかの書類であつて、当該国外居住扶養親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表（在留資格）の留字の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。
- 一 外国における査証に類する書類の写し
- 二 外国における出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中长期在留者）に規定する在留カードに相当する書類の写し

イ 法第七条第一項第二号（課税所得の範囲）に規定する国外源泉所得（ロにおいて「国外源泉所得」という。）以外の所得の金額
 ロ 国外源泉所得の金額並びに当該金額のうち、国内において支払われた金額及び国外から送金された金額

五 その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百二十五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第二百二十七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第二百二十条第七項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類に記載する同項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（還付を受けるための申告書の記載事項）

第四十七条の五 法第二百二十二条第一項第四号（還付等を受けるための申告）に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号から第三号までに掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、

参考となるべき事項とする。

（確定損失申告書の記載事項）

第四十八条 法第二百二十三条第二項第九号（確定損失申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百二十三条第一項、第二百五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第二百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定による申告書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 法第二百二十四条第二項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）又は第二百五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する場合には、これらの規定に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時に掲げる住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

三 法第二百二十三条第二項第一号の純損失若しくは雑損失若しくは各種所得の基因となる資産若しくは事業の所在地又は当該純損失若しくは雑損失若しくは各種所得の生じた場所（各種所得（当該純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得を含む。以下この号において同じ。）の生じた場所が当該各種所得に係る収入金額の支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所（以下この号において「本店等」という。）の所在地となる場合には、当該支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店等の所在地若しくは法人番号）

四 第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号まで（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項

五 その他参考となるべき事項

2 その年において支払を受けるべき法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で法第九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者の法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条から第八十四条まで（障害者控除等）の規定による控除のうちその年分の所得税に係るこれらの控除の額が当該給与等に係る法第九十条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからニまでに掲げる金額と同額であるものに係る第四十七条第三項第十九号から第二十一号までに掲げる事項については、前項第四号の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に規定する申告書への記載を要しないものとする。

（死亡の場合の確定申告書の記載事項）

第四十九条 令第二百六十三条第一項（死亡の場合の確定申告の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 各相続人の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）、被相続人との続柄、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分並びに相続又は遺贈によつて得た財産の価額

二 相続人が限定承認をした場合には、その旨

三 相続人が二人以上ある場合には、法第二十号第一項第三号（確定所得申告）に掲げる所得税の額（同項第四号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納税額がない場合には、同項第四号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）を第一号の各相続人の相続分により按分して計算した額に相当する所得税の額

2 令第二百六十三条第二項ただし書の方法により同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第二項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第二款 延納

（延納届出書の記載事項）

第五十条 法第三百三十一条第二項（確定申告税額の延納）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百三十一条第一項に規定する延納届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 法第三百三十一条第一項の規定による延納をしようとする所得税の額

三 その他参考となるべき事項

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納申請書の記載事項）

第五十一条 法第三百三十三条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百三十三条第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 法第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定により納付すべき所得税の額（法第百三十二条第四項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する延払条件付譲渡に係る税額が当該所得税の額に満たない場合には、その延払条件付譲渡に係る税額）

三 前号の延払条件付譲渡に係る税額の計算に関する明細

四 第一号の申請書を提出する者に係る法第百三十二条第一項各号に掲げる要件の全てに該当する事実及び当該申請書に係る同項に規定する延払条件付譲渡が同条第三項各号に掲げる条件に該当する事実

五 法第百三十二条第二項の規定により担保を提供する場合には、その担保の種類並びにその担保として提供する財産の内容、数量、価額及びその所在場所（その担保が保証人の保証である場合には、その保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

六 その他参考となるべき事項

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の申請書の記載事項）

第五十二条 法第百三十四条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第百三十四条第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 法第百三十四条第一項の規定により延納の条件の変更を求めようとする理由
- 三 法第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた所得税の額及び期間（二回以上に分割して納付する場合には、各分納税額に係る延納の期間及びその額）
- 四 その他参考となるべき事項

第三款 納税の猶予

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第五十二条の二 令第百六十六条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める書類は、法第百三十七条の二第二項第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非上場株式会社等（以下この項において「非上場株式会社等」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 次号に掲げる非上場株式会社等以外のもの 次に掲げる書類

イ 法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式会社等である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ（一）に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(1) イの個人の印に係る印鑑証明書

(2) イの個人の自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次号ロ（2）において同じ。）が証する書類

ハ 当該非上場株式会社等に係る株式会社が交付した会社法（平成十七年法律第八十六号）第百四十九条第一項（株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等）の書面（当該株式会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該株式会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書

二 合名会社、合資会社又は合同会社に係る非上場株式会社等 次に掲げる書類

イ 法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式会社等である当該合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該個人が自署したものに限るものとし、ロ（一）に掲げる書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。）

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(1) イの個人の印に係る印鑑証明書

(2) イの個人の自署に係る領事官が証する書類

ハ 当該合名会社、合資会社又は合同会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

(1) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

(2) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

(3) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。）で郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十八条第一項（内容証明）の規定により内容証明を受けたもの及び当該合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

2 令第百六十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。

3 法第百三十七条の二第二項に規定する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この款において同じ。）

- 二 法第六十条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）をした年月日
 - 三 法第六十条の二第六項第一号に規定する帰国をする予定年月日（当該帰国をする予定がない場合には、その旨）
 - 四 その他参考となるべき事項
- 4 法第三百三十七条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十二号イ及びロ（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項その他参考となるべき事項とする。
 - 5 法第三百三十七条の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第三百三十七条の二第六項に規定する継続適用届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 国外転出をした年月日及び当該国外転出の時ににおける国内の住所
 - 三 法第三百三十七条の二第二項に規定する適用資産のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次条第六項第三号において同じ。）まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第二項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる金額
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 6 令第二百六十六条の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百七十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。
 - 7 法第三百三十七条の二第二項第二号に規定するその他財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
 - 一 当該株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものの上場がされていないこと。
 - 二 当該株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿（次号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録がされていないこと。
 - 三 当該株式が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられるものに登録がされていないこと。
 - 四 当該株式に係る株式会社が会社法第一百七十七条第七項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社以外の株式会社であること。
 - 五 第九項に規定する要件を満たすものであること。
 - 8 前項第一号、第三号及び第五号の規定は、法第三百三十七条の二第二項第二号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省令で定める要件について準用する。
 - 9 法第三百三十七条の二第二項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、当該有価証券及び社員の持分について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他の当該有価証券及び社員の持分について担保の設定又は処分の制限（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定による処分の制限をいう。）がされていないこと及び譲渡についての制限が解除されていることとする。
- （贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）
- 第五十二条の三 前条第一項の規定は、令第二百六十六条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。**
- 2 前条第二項の規定は、令第二百六十六条の三第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。
 - 3 法第三百三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第三百三十七条の三第三項の届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第三百三十七条の三第三項の届出書の適用に係る贈与又は相続の開始があつた年月日（同条第三項第二号に掲げる者にあつては、当該年月日及び当該相続に係る法第五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）に規定する遺産分割等の事由が生じた年月日）
 - 三 当該贈与に係る受贈者の氏名及び住所若しくは居所又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人若しくは遺贈者の氏名及び死亡の時ににおける住所若しくは居所
 - 四 当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第三項第三号に規定する帰国をする予定がない場合には、その旨
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 4 法第三百三十七条の三第四項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまで（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項その他参考となるべき事項とする。
 - 5 令第二百六十六条の三第十一項に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまでに掲げる事項で令第二百六十六条の三第十一項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相続人等について生じた法第五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由が生じた年月日とする。
 - 6 法第三百三十七条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第三百三十七条の三第七項に規定する継続適用届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第三百三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用に係る贈与又は相続の開始があつた年月日
 - 三 法第三百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産のうち、その年十二月三十一日まで引き続き有しているものの種類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する贈与等の時ににおける価額に相当する金額又は同条第二項若しくは第三項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 7 法第三百三十七条の三第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、前条第九項に規定する要件とする。

第四款 還付

(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項)

第五十三条 令第二百六十七條第二項(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十一条第一項(利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、公社債、預貯金、合同運用信託、株式(投資信託及び投資法人に關する法律第二條第十四項(定義)に規定する投資口を含む)、出資、基金(保険業法(平成七年法律第五五号)第三十條の三第一項(基金の払込み)に規定する基金をいう)、投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権(法第六條の三第四号(受託法人等に關するこの法律の適用)に規定する社債的受益権をいう。以下同じ)について、その支払者及び種類ごとに、その元本又は数量、法第八十一条第一項に規定する利子等又は配当等の収入金額及び徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号

二 法第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第九十条(年末調整に係る源泉徴収義務)、第九十二条(年末調整に係る不足額の源泉徴収義務)及び第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、法第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等又は法第三十條第一項(退職所得)に規定する退職手当等について、その支払者及び種類ごとに、その収入金額(法第二百二條(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)に規定する退職一時金については、その金額のうち同條の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号

三 法第二百三條の二(源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、法第三十五條第三項(雑所得)に規定する年金等については、その金額のうち同號の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の名称及び主たる事務所の所在地又は法人番号

四 法第二百四條(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)、第二百七條(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務)又は第二百十條(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、これらの規定に規定する報酬、料金、契約金、賞金、年金又は利益の分配について、その支払者及び種類ごとに、その金額(賞金のうち金銭以外のもの支払われたものについては令第三百二十一條(金銭以外のもの支払われる賞金の価額)の規定により計算した金額とし、年金についてはその年金の年額からその年金に係る令第三百二十六條第三項(生命保険契約等に基づく年金の額から控除する掛金額の計算)の規定により計算した金額を控除した金額とする)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号

五 法第二百十二條第一項(非居住者の所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税の額(法第二百五五條(非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされるものを含む)、令第二百六十四條(各種所得につき源泉徴収された所得税等の額から控除する所得税の額)に規定する金額を除く)がある場合には、同項に規定する国内源泉所得についてその支払者及び種類ごとに、その国内源泉所得の金額(法第二百三條第一項第一号ロ(非居住者の所得に係る徴収税額)に掲げる賞金のうち金銭以外のもの支払われたものについては令第三百二十九條第一項(金銭以外のもの支払われる賞金の価額等)の規定により計算した金額とし、法第二百三條第一項第一号ハに掲げる年金についてはその年金の年額からその年金に係る令第三百二十九條第二項の規定により計算した金額を控除した残額とする)、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号

六 租税特別措置法第三條の三第三項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)(同條第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く)、第八條の三第三項(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)(同條第二項第一号に係る部分に限る)、第九條の二第二項(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収の特例)又は第九條の三の二第一項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務の特例)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三條の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第八條の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九條の二第二項に規定する上場株式等の配当等(次号に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等を除く。以下この号において「配当等」という)について、その支払者又はこれらの規定に規定する支払の取扱者及び種類ごとに、その元本又は数量、配当等の収入金額及び徴収された所得税の額(同法第三十七條の十一の六第六項(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例)の適用がある場合には、その適用後の金額)並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号又はその支払の取扱者の名称及びその者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの(第十号において「事務所等」という)の所在地若しくは法人番号

七 租税特別措置法第九條の九第二項(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同條第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る同項に規定する非課税口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所(同項に規定する営業所をいう)ごとに、その未成年者口座内上場株式等の配当等の額、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八條の三第三項、第九條の二第二項又は第九條の三の二第一項の規定により徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

八 租税特別措置法第三十七條の十一の四(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収の特例)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三十七條の十一の三第三項第一号(特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例)に規定する特定口座に係る同條第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座において処理された同條第二項に規定する信用取引等の同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済について、その特定口座が開設されている同号に規定する金融商品取引業者等の営業所(同号に規定する営業所をいう)ごとに、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額及び当該信用取引等による同法第三十七條の十一の四第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

九 租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同條第五項第一号に規定する未成年者口座が開設されていた同号に規定する金融商品取引業者等の営業所(同号に規定する営業所をいう)ごとに、同條第八項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額、その徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

十 租税特別措置法第四十一條の十二の二第二項から第四項まで(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同條第二項に規定する割引債の償還金、同條第三項に規定する特定割引債の同項の償還金又は同條第一項第二号に規定する国外割引債の償還金(以下この号において「償還金」という)について、その支払者又は同條第三

項に規定する特定割引債取扱者若しくは同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者及び種類ごとに、その償還金の額、徴収された所得税の額並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号又はその特定割引債取扱者若しくは国外割引債取扱者の名称及びその事務所等の所在地若しくは法人番号

十一 前各号に掲げる所得税の額のうちその納付期日が到来していないものがある場合には、その税額

十二 その他参考となるべき事項

2 確定申告書に法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書の写し、同条第二項若しくは第三項ただし書に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したもの、租税特別措置法第八条の第四項、第五項若しくは第六項ただし書（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したもの、同法第三十七条の十一の三第七項若しくは第九項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの、同法第四十一条の十二の二第八項、第九項若しくは第十項ただし書に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したもの又は法第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第四項ただし書（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該源泉徴収票に記載すべき事項を書面に出力したものが添付されている場合においては、令第二百六十七条第二項に規定する明細書には、前項各号に掲げる事項のうち当該調書の写し又はこれらの通知書、報告書若しくは源泉徴収票（以下この項において「通知書等」という。）若しくは当該通知書等に記載すべき事項を書面に出力したものに記載されている事項は、記載することを要しない。

（純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項）

第五十四条 法第四百十条第一項又は第五項（純損失の繰戻しによる還付の請求）の規定による還付の請求をする場合における法第四百十二条第一項（純損失の繰戻しによる還付の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四百十二条第一項に規定する還付請求する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 前号の請求書に係る純損失の金額を生じた年の前年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額に係る所得税の額

三 法第四百十条第一項若しくは第五項（純損失の繰戻しによる還付の請求）の規定の適用を受けようとする純損失の金額

四 第一号の請求書に係る青色申告書がその提出期限後に提出された場合において、当該請求書を出しようとするときは、当該青色申告書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五 その他参考となるべき事項

2 法第四百十一条第一項又は第四項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）の規定による還付の請求をする場合における法第四百十二条第一項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 各相続人の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号並びに被相続人との続柄

二 法第四百十一条第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする純損失の金額

三 法第四百十一条第一項又は第四項に規定する死亡をした者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四 相続人が二人以上ある場合には、各相続人別の還付を受けようとする所得税の額

3 令第二百七十三条第一項ただし書（相続人等による還付の請求）の方法により同項の請求書を出す場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第一項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第三節 青色申告

（青色申告承認申請書の記載事項）

第五十五条 法第四百十四条（青色申告の承認の申請）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四百十四条に規定する申請書を出す者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 前号の申請書を出した後最初に青色申告書を出しようとする年

三 その他参考となるべき事項

（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類）

第五十六条 青色申告者（法第四百十三条（青色申告）の承認を受けている居住者をいう。以下この節において同じ。）は、法第四百十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）の規定により、その不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿書類については、次条から第六十四条まで（青色申告者の帳簿書類の備付け等）に定めるところによらなければならない。ただし、当該帳簿書類については、次条から第五十九条まで（青色申告者の帳簿書類）、第六十一条（貸借対照表及び損益計算書）及び第六十四条（帳簿書類の記載事項等の省略又は変更）の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。

2 法第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける青色申告者は、前項の規定にかかわらず、第六十条（決算）の規定による棚卸資産の棚卸を行うことを要しない。

3 財務大臣は、第一項ただし書の定めをしたときは、これを告示する。

(取引の記録等)

第五十七條 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引(以下この節において「取引」という。)を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

- 一 不動産所得については、その不動産所得を生ずべき法第二十六条第一項(不動産所得)に規定する不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本
- 二 事業所得については、その事業所得を生ずべき事業に係る資産、負債及び資本
- 三 山林所得については、その山林所得を生ずべき業務に係る資産、負債及び資本

2 青色申告者は、取引のうち事業所得、不動産所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、そのつどその総収入金額又は必要経費に算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。ただし、そのつど区分整理し難いものは年末において、一括して区分整理することができる。

(取引に関する帳簿及び記載事項)

第五十八條 青色申告者は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿(次条において「仕訳帳」という。)、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿(次条において「総勘定元帳」という。その他必要な帳簿を備え、財務大臣の定める取引に関する事項を記載しなければならない。)

2 財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)

第五十九條 青色申告者は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 青色申告者は、総勘定元帳には、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(決算)

第六十條 青色申告者(法第二百五条第一項から第三項まで(年の中途で死亡した場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者)は、毎年十二月三十一日(同条又は法第二百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、青色申告者の死亡の日又は出国の時。次条において同じ。)において棚卸資産の棚卸しその他決算のために必要な事項の整理を行い、その事項を明瞭に記録しなければならない。

2 その年において新たに青色申告者となつた者は、その年一月一日(年の中途において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を開始した場合)には、当該業務を開始した日)において、棚卸資産(事業所得の基因となる有価証券及び法第四十八条の二第二項(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する暗号資産を含む。以下この条において同じ。)の棚卸し及び諸勘定科目についての必要な整理を行い、その事項を明瞭に記録しなければならない。

3 前二項に規定する棚卸しを行う場合には、棚卸表を作成し、棚卸資産の種類、品質、型等の異なることに、数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、棚卸資産に付すべき単価は、令第九十九条第一項(棚卸資産の評価の方法)に規定する評価の方法若しくは令第九十九条の二(棚卸資産の特別な評価の方法)の規定により財務署長の承認を受けた方法(令第九十九条第一項(有価証券の評価の方法)に規定する評価の方法又は令第九十九条の二第二項(暗号資産の評価の方法)の規定により評価の方法の変更手続)又は第九十九条の四(暗号資産の評価の方法の変更手続)の規定により評価の方法の変更につき財務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた方法とし、令第一百零一条第一項(棚卸資産の法定評価方法)、第一百零八条第一項(有価証券の法定評価方法)又は第九十九条の五第一項(暗号資産の法定評価方法)の規定の適用を受ける青色申告者については、これらの規定によりその者が用いるべきものとして定められた方法とする。)により計算した価額を記載するものとする。

(貸借対照表及び損益計算書)

第六十一條 前条第一項に規定する青色申告者は、毎年十二月三十一日において、財務大臣の定める科目に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

2 財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

(親族の労務に従事した期間等の記録)

第六十二條 財務署長が必要があると認める場合には、青色申告者でその者と生計を一にする親族に給与の支払をする者に対し、帳簿を備え、その親族の労務に従事した期間、労務の性質その他その労務の事項を明らかにする事項の記載を命ずることができる。

(帳簿書類の整理保存)

第六十三條 第六十條第一項(決算)に規定する青色申告者は、次に掲げる帳簿及び書類を整理し、起算日から七年間(第三号に掲げる書類のうち、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のものにあつては、五年間)、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存しなければならない。

一 第五十八條(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する帳簿並びに当該青色申告者の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項の青色申告者で、その年三月十五日における前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額(令第九十五条第一号(小規模事業者の要件)に規定する合計額をいい、法第二百十五條第一項から第三項まで(年の中途で死亡した場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、これらの規定に規定する居住者に係る当該合計額とする。)が同号に規定する金額以下であるものは、前項の規定にかかわらず、その年において作成し、又は受領した同項第三号に掲げる書類については、起算日から五年間を超えて保存することを要しない。

3 第一項に規定する現金預金取引等関係書類とは、同項第三号に掲げる書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたもの及び帳簿に第五十八條第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日々の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類をいう。

4 第一項及び第二項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年三月十五日の翌日をいう。

5 第一項各号に掲げる帳簿及び書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。

一 第一項第三号に掲げる書類のうち国税庁長官が定めるもの	前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間	財務大臣の定める方法
二 第一項各号に掲げる帳簿及び書類	前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間	財務大臣の定める方法

6 国税庁長官は、前項の表の第一号の規定により書類を定めるときは、これを告示する。

7 財務大臣は、第五項の表の各号の規定により方法を定めるときは、これを告示する。

第六十四条 青色申告者は、その業種、業態、規模等により、第五十八条から第六十二条まで（青色申告者の帳簿書類等）の規定により難いときは、納税地の所轄税務署長の承認を受け、これらの規定に規定する記載事項の一部を省略し又は変更することができる。

第六十五条 法第四十九条（青色申告書に添付すべき書類）の規定により青色申告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 貸借対照表及び損益計算書

二 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算に関する明細書（事業所得の金額のうちに変動所得の金額又は臨時所得の金額がある場合には、当該変動所得の金額又は臨時所得の金額とその他の事業所得の金額とに区分し、不動産所得の金額のうちに臨時所得の金額がある場合には、当該臨時所得の金額とその他の不動産所得の金額とに区分した明細書）

三 純損失の金額の計算に関する明細書

2 第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類）の規定の適用を受ける青色申告者は、前項の規定にかかわらず、貸借対照表を青色申告書に添付することを要しない。

第六十六条 法第五十一条第一項（青色申告の取りやめ等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十一条第一項の規定による届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 その他参考となるべき事項

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 非居住者の納税義務

（不動産関連法人の上場株式に類するものの範囲）

第六十六条の二 令第二百八十一条第九項第一号（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は出資に類するものとして財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 店頭売買登録銘柄（株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下この条において同じ。）で、金融商品取引法第十三条（定義）に規定する認可金融商品取引業協会（次号において「認可金融商品取引業協会」という。）が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録された株式

二 店頭管理銘柄株式（金融商品取引法第十六条に規定する金融商品取引所の上場が廃止され、又は前号に規定する店頭売買登録銘柄としての登録が取り消された株式のうち、認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い指定したものをいう。）

三 金融商品取引法第二条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において売買されている株式

（発生し得る危険の範囲）

第六十六条の三 令第二百九十二条の三第二項第一号ハ（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める理由により発生し得る危険は、次に掲げるものとする。

一 取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険

二 保有する有価証券等（有価証券その他の資産及び取引をいう。）の価格の変動により発生し得る危険

三 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険

四 前三号に掲げるものに類する危険

（同業個人比準法を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算）

第六十六条の四 令第二百九十二条の三第二項第二号イ（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一 イに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合

イ 令第二百九十二条の第三項第二号に規定する非居住者に係る比較対象者（同号イに規定する比較対象者をいう。以下この号において同じ。）のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）
 ロ イの比較対象者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る資産の額）

二 令第二百九十二条の第三項第二号に規定する非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合（前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う個人の貸借対照表（同号の非居住者のその年の前年以前三年内の各年に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。）
 （危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載事項）

第六十六条の五 令第二百九十二条の第三項第五号（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第二百九十二条の第三項第四号の規定の適用を受けようとする非居住者の氏名及び居所
- 二 恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名
- 三 令第二百九十二条の第三項第四号の規定の適用を受けようとする最初の年
- 四 令第二百九十二条の第三項第四号に規定する一定の日
- 五 令第二百九十二条の第三項第四号に規定する確定申告期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由
- 六 その他参考となるべき事項

（資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額を計算することができない場合）

第六十六条の六 令第二百九十二条の第三項第六号（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一 イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ 令第二百九十二条の第三項第一号に規定する非居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額

ロ イの非居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額

二 令第二百九十二条の第三項第一号に規定する非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合
 2 前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う個人の貸借対照表（同号の非居住者のその年の前年以前三年内の各年に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

（配賦経費に関する書類）

第六十六条の七 法第六十五条の五第一項（配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十五条の五第一項に規定する配賦経費の配分の基礎となる費用が同項の非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するものであることについての説明、その明細並びにその内容を記載した書類
- 二 令第二百九十二条第三項（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類
- 三 前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除を受けるための添付書類）

第六十六条の七の二 第四十条の十の二（分配時調整外国税相当額控除）の規定は、法第六十五条の五の第三項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）において法第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）の規定を準用する場合について準用する。

（共通費用の額の配分に関する書類）

第六十六条の八 令第二百九十二条の七第三項（国外所得金額）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 令第二百九十二条の七第二項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類
- 二 令第二百九十二条の七第二項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類
- 三 前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

（外国税額控除を受けるための書類等）

第六十六条の九 第四十一条（外国税額控除を受けるための書類等）の規定は法第六十五条の六第七項（非居住者に係る外国税額の控除）において法第九十五条第十項（外国税額控除）の規定を準用する場合について、第四十二条（繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類等）の規定は法第六十五条の六第七項において法第九十五条第十項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。

（申告、納付及び還付）

第六十七条 法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する法第二編第五章（申告、納付及び還付）の規定及び令第二百九十三条（申告、納付及び還付）の規定を準用する令第二編第五章（申告、納付及び還付）の規定の適用に係る事項については、前編第三章（申告、納付及び還付）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条第一項（取引の記録等）	次の各号に掲げる	法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る所得（以下この節において「国内源泉所得に係る所得」という。）に関連する次の各号に掲げる
第五十八條第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）	一切の取引（貸借対照表及び損益計算書）	一切の取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）
第六十一条（貸借対照表及び損益計算書）	貸借対照表及び損益計算書	法第六十四条第一項各号に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）
第六十三条第一項第一号（帳簿書類の整理保存）	資産	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切の取引
第六十三条第一項第二号	貸借対照表及び損益計算書	法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）
第六十三条第一項第三号	書類	書類で国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切のもの
第六十五条第一項第一号（青色申告書に添付すべき書類）	ものはその写し 貸借対照表及び損益計算書	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす一切の取引 ものはその写し並びに第六十八条の第三号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し 法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告者にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）

（非居住者の提出する確定申告書への添付書類）
第六十八条 法第六十六条（申告、納付及び還付）において読み替えて準用する法第二百六条第六項（確定所得申告）に規定する財務省令で定める明細書は、同項に規定する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合に、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得とした金額及びその計算方法について記載した明細書とする。

（恒久的施設帰属外部取引に関する書類）

第六十八条の二 法第六十六条の二第二項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十六条の二第二項に規定する非居住者の恒久的施設に帰せられる取引（以下この条において「恒久的施設帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類
- 二 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が恒久的施設帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該恒久的施設帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類
- 三 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が恒久的施設帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該恒久的施設帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他）の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が恒久的施設帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類
 （内部取引に関する書類）
第六十八条の三 法第六十六条の二第二項（恒久的施設に係る取引に係る文書化）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設と事業場等との間の法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し
- 二 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類
- 三 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他）の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十六条の二第二項の非居住者の恒久的施設及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類
 五 その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

(給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書の記載事項)
第六十九条 法第七十二条第一項第四号(給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十二条第一項の申告書を提出する者の氏名及びその国内にある住所又は居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、その国内にある住所又は居所及び個人番号)
- 二 法第七十二条第一項第一号に規定する給与又は報酬(法第四編第五章(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収)又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項(免税芸能人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例)の規定の適用を受けないものに限る。)の支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号

三 国内に居所を有することとなつた日

四 その他参考となるべき事項

(退職所得の選択課税による還付のための申告書の記載事項)

第七十条 法第七十三条第一項第四号(退職所得の選択課税による還付)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七十三条第一項の申告書を提出する者の氏名及び住所並びに国内に居所があるときは当該居所(個人番号を有する者にあつては、氏名、住所及び国内に居所があるときは当該居所並びに個人番号)
- 二 法第七十三条第一項第一号に掲げる退職手当等の総額のうち法第六十一条第一項第十二号ハ(国内源泉所得)に該当する部分の金額の計算の基礎
- 三 法第七十三条第二項の規定による還付金の支払を受けようとする銀行又は郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)第二条(定義)に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社)の営業所であつて郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条(定義)に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項(定義等)に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。)の名称及び所在地
- 四 その他参考となるべき事項

(退職所得の選択課税による還付のための申告書への添付書類)

第七十一条 令第二百九十七条第一項(退職所得の選択課税による還付)に規定する財務省令で定める事項は、その年中に支払を受ける法第七十一条(退職所得)に規定する退職手当等であつて法第七十二条第一項(源泉徴収義務)の規定により所得税を徴収されたものの支払者ごとの内訳、その支払の日及び場所、その徴収された所得税の額並びにその支払者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号とする。

2 法第七十三条第一項(退職所得の選択課税による還付)に規定する申告書に法第二百二十五条第一項第八号(支払調書)に規定する支払に関する同項の調書の写しが添付されている場合においては、前項に規定する事項のうち当該調書の写しに記載されている事項は、令第二百九十七条第一項の明細書に記載することを要しない。

第二章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務

(死亡保険金額等)

第七十二条 令第二百九十八条第六項第一号(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する財務省令で定める死亡保険金は、災害、不慮の事故、感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六号第二項(感染症の定義)に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症若しくは同条第四項に規定する三類感染症又は悪性新生物による人の死亡又は高度の障害(以下この項において「災害死亡等」という。)を保険事故として支払われる保険金とし、同号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 各被保険者又は各被共済者の災害死亡等により支払われる死亡保険金又は死亡共済金の額

二 各被保険者又は各被共済者の疾病又は傷害に基因する入院及び通院に係る給付金の日額にその支払限度日数を乗じて計算した金額

2 令第二百九十八条第六項第二号に規定する保険金で財務省令で定めるものは、不動産若しくは動産の損害を保険事故として支払われる保険金又は身体の傷害に基因する死亡若しくは後遺障害を

保険事故として支払われる保険金とし、同号に規定する金額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 不動産又は動産の全損に対して保険金又は共済金を支払つたときに失効する損害保険契約(令第二百九十八条第六項第二号に規定する損害保険契約をいう。)又はこれに類する共済に係る契約(次号及び第三号において「損害保険契約等」という。) 当該不動産又は動産の全損に対して支払われる保険金又は共済金の額

二 人の身体の傷害に基因する死亡又は後遺障害に対して保険金又は共済金を支払つたときに失効する損害保険契約等 次に掲げる金額の合計額

イ 各被保険者又は各被共済者(配偶者以外の生計を一にする親族が含まれているときは、当該親族に係る被保険者又は被共済者の数は二とする。ロにおいて同じ。)の死亡保険金又は死亡共済金の額と後遺障害保険金又は後遺障害共済金の額とのいずれが多い金額

ロ 各被保険者又は各被共済者の傷害に基因する入院及び通院に係る保険金又は共済金の日額にその支払限度日数及び当該損害保険契約等の年数を乗じて計算した金額

三 不動産若しくは動産の全損に対して保険金若しくは共済金を支払つたとき又は人の身体の傷害に基因する死亡若しくは後遺障害に対して保険金若しくは共済金を支払つたときに失効する損害保険契約等 前二号に定める金額のうちいずれが多い金額

(証券投資信託の信託財産について)

第七十二条之二 法第七十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十六条第一項に規定する内国信託会社(次条第一号において「内国信託会社」という。)の名称及び本店の所在地

二 法第七十六条第一項に規定する証券投資信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該証券投資信託に係る信託契約の委託者の氏名又は名称

三 法第七十六条第一項の規定による記載をした年月日

(退職年金等信託の信託財産についての登載事項)

第七十二条の三 法第七十六条第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国信託会社の名称及び本店の所在地
- 二 法第七十六条第二項に規定する退職年金等信託の信託された営業所の名称及び所在地並びに当該退職年金等信託に係る信託契約の種類
- 三 法第七十六条第二項の規定による登載をした年月日

(集団投資信託の信託財産に係る利子等の課税の特例)

第七十二条の四 令第三百条第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する財務省令で定める証券投資信託は、その受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で、その信託契約によりその受益権の譲渡が制限されているもの(その受益権に係る受益証券が発行されている場合には、当該受益証券が記名式であり、かつ、当該受益証券の券面に当該制限が付されている旨が表示されているものに限る。)とする。

2 集団投資信託(法第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を引き受けた内国法人は、当該集団投資信託の信託財産について同条第三項に規定する所得税を課された場合には、令第三百条第五項に規定する書類を、法第七十六条第三項の規定により当該所得税の額を控除した日又は租税特別措置法第九条の三の二第三項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により当該所得税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

3 令第三百条第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する所得税のうち外国の法令により課される税が同条第一項に規定する外国所得税に該当することについての説明及び通知外国所得税の額(同条第九項に規定する通知外国所得税の額をいう。次項第五号において同じ。)の計算に関する明細を記載した書類とする。

4 令第三百条第六項及び第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 集団投資信託の収益の分配を受ける者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条(国内に住所を有しない者の告知すべき居所等)に規定する場所)
- 二 その支払の確定した前号の収益の分配の額及びその支払の確定した日(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配の額及びその支払をした日)

三 前号の収益の分配の額につき源泉徴収をされる所得税の額

四 第一号の集団投資信託の受益権の名称並びに当該受益権の口数及び第二号の収益の分配の額の計算の基礎

五 その支払の確定した第一号の収益の分配(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配)に係る通知外国所得税の額

六 無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る第一号の収益の分配の支払を受けた者が元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

七 第一号の収益の分配が租税特別措置法第九条第一項第四号(配当控除の特例)に規定する外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、当該外貨建等証券投資信託に係る租税特別措置法施行令第四条の四第二項(配当控除の特例)に規定する外貨建資産割合及び同項に規定する非株式割合

八 第一号の支払を受ける者が国税通則法第一百七十七条第二項(納税管理人)の規定により届け出た納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所

九 令第三百条第六項から第八項まで又は第十項ただし書の規定に基づく通知である旨

十 第一号の支払を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨

十一 その他参考となるべき事項

5 前項の規定は、令第三百条第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号中「その支払の確定した前号」とあるのは、「その年中に支払の確定した前号」と、「その」とあるのは、「その年中に」と、同項第五号中「その支払の確定した」とあるのは、「その年中に支払の確定した」と、「その」とあるのは、「その年中に」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定は、令第三百条第十項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

7 令第三百条第七項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する内国法人ごとに選択しなければならない。

8 令第三百条第十項に規定する財務省令で定める方法は、第九十二条の二第一項(支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法)に規定する方法とする。

9 前項に規定する方法は、第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

10 第九十二条の三(支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾)の規定は、令第三百条第十二項に規定する内国法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

第二節 外国法人の納税義務

(恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に係る公示の方法等)

第七十二条の五 法第八十条第五項(恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)の規定による公示は、次項各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

2 法第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第八十条第五項に規定する届出をした者又は通知を受けた者の名称
- 二 前号に規定する者の令第三百五条第一項第二号(外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等)に規定する納税地にある事務所等の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名

三 法第八十条第六項第一号の有効期限

- 一 法第九十四條第六項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号
- 二 法第九十四條第六項の規定により經由すべき同条第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称
- 三 その他参考となるべき事項
- 四 法第九十四條第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

第七十三條の二 令第三百十六條の二第一項(給与所得者の扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する財務省令で定める書類は、第四十七條の二第十一項各号(確定所得申告書に添付すべき書類等)に定める書類とする。

2 令第三百十六條の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外居住親族(同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 令第三百十六條の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族 当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、同項第一号又は第二号に掲げる者の区分に応じ同項第一号又は第二号に定める旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)
 - イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号(定義)に規定する旅券をいう。次号イにおいて同じ。)の写し
 - ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
- 二 令第三百十六條の二第二項第三号に掲げる国外居住親族 当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が同項に規定する居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)(当該国外居住親族の法第九十四條第一項第七号(給与所得者の扶養控除等申告書)に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(一)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、当該証する書類及び外国政府又は外国の地方公共団体が発行した当該国外居住親族に係る第四十七條の二第九項各号に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表(在留資格)の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。))
 - イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券の写し
 - ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

3 令第三百十六條の二第三項に規定する生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、同項に規定する居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)とする。

一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第二条第三号(定義)に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの

二 第四十七條の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該国外居住親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は同号に規定する特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

三 第四十七條の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同号に規定する電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの(同号に規定するみなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する同号に規定する電子決済手段に係るものに限る。)

4 令第三百十六條の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二ロ(三)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、前項に規定する財務省令で定める書類であつて、令第三百十六條の二第三項に規定する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

第七十四條 法第九十五條第一項第五号(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九十五條第一項の規定による申告書を提出する者(以下この項において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号
 - 二 源泉控除対象配偶者の生年月日、住所及びその合計所得金額の見積額
 - 三 控除対象扶養親族の生年月日、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額
 - 四 法第九十四條第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する主たる給与等の支払者の氏名又は名称並びにその支払者からその年中に支払を受けるべき給与等の収入金額の見積額、当該見積額から当該給与等から控除される法第七十四條第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料の金額の見積額及び法第七十五條第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金の額の見積額を控除した金額並びに申告者につき認められる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額に相当する金額の合計額
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第九十五條第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第九十五條第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号
 - 二 法第九十五條第三項の規定により經由すべき同条第一項に規定する従たる給与等の支払者の氏名又は名称

- ホ 保険期間又は共済期間
- ヘ その年中に支払った新生命保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 五 法第七十六条第一項に規定する旧生命保険料（以下この号において「旧生命保険料」という。）については、次に掲げる事項
- イ 前号イからホまでに掲げる事項
- ロ その年中に支払った旧生命保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 六 法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料（以下この号において「介護医療保険料」という。）については、次に掲げる事項
- イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
- ロ 保険金、年金又は共済金の受取人の氏名
- ハ 保険、年金又は共済の種類
- ニ 保険金の額、年金額又は共済金の額
- ホ 保険期間又は共済期間
- ヘ その年中に支払った介護医療保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 七 法第七十六条第三項に規定する新個人年金保険料（以下この号において「新個人年金保険料」という。）については、次に掲げる事項
- イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
- ロ 年金の受取人の氏名
- ハ 年金の種類並びに当該年金の支払開始日及び支払期間
- ニ その年中に支払った新個人年金保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 八 法第七十六条第三項に規定する旧個人年金保険料（以下この号において「旧個人年金保険料」という。）については、次に掲げる事項
- イ 前号イからハまでに掲げる事項
- ロ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 九 法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料（以下この号において「地震保険料」という。）については、次に掲げる事項
- イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
- ロ 保険又は共済の種類及びその目的
- ハ 地震保険料に係る保険金の額又は共済金の額
- ニ 保険期間又は共済期間
- ホ その年中に支払った地震保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- 十 その他参考となるべき事項
- 2 法第九十六条第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。
- （保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項）
- 第七十六条 令第三百十九号第三号（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する新生命保険料に係る法第七十六条第五項（生命保険料控除）に規定する新生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する新生命保険料に該当する旨とする。
- 2 令第三百十九号第四号に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号に規定する旧生命保険料に係る法第七十六条第六項に規定する旧生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する旧生命保険料に該当する旨とする。
- 3 令第三百十九号第五号に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名及び当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第二項に規定する介護医療保険料に該当する旨とする。
- 4 令第三百十九号第六号に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する新個人年金保険料に該当する旨とする。
- 5 令第三百十九号第七号に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号に規定する旧個人年金保険料に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する旧個人年金保険料に該当する旨とする。
- 6 令第三百十九号第八号に規定する財務省令で定める事項は、法第九十六条第一項第三号に規定する地震保険料に係る法第七十七条第二項（地震保険料控除）に規定する損害保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名、保険又は共済の種類及びその目的並びに当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する地震保険料に該当する旨とする。
- （給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）
- 第七十六条之二 法第九十八号第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイル）をいう。以下この項において同じ。）を自己の

- 三 法第三十条第六項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは、法第二百一十一条第二項（徴収税額）に規定する退職所得控除額の計算の基礎
- 四 法第二百三条第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該支払済みの他の退職手当等につき法第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額及びその支払を受けた年月日
- 五 法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項
- イ 令第七十一条の二第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎
- ロ 令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、令第三百十九條の三第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎
- 六 法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項
- イ 令第七十一条の二第四項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎
- ロ 令第七十一条の二第十二項各号に掲げる場合に該当するときは、令第三百十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 法第二百三条第一項の規定による申告書の提出を受ける同項の退職手当等の支払者（次項及び第四項において「退職手当等の支払者」という。）が、当該申告書に記載されるべき当該申告書の提出をする居住者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前にその居住者から法第九十八条第四項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、前項第一号の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する法第二百三条第一項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているその居住者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。
- 3 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法第九十八条第四項各号に掲げる申告書に記載された当該居住者の氏名、住所及び個人番号
- 二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称
- 三 その他参考となるべき事項
- 4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された法第二百三条第一項の規定による申告書に係る第六項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 5 第七十六条の二第七項から第九項まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）の規定は、第二項の規定の適用を受けて法第二百三条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。
- 6 法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受理した場合には、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）を、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。
- 7 法第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。
- 第三章 公的年金等に係る源泉徴収**
- （公的年金等の金額から控除する金額の調整を行わない退職共済年金）
- 第七十七条の二** 令第三百十九條の六第一項第一号ハ（公的年金等の金額から控除する金額の調整等）に規定する財務省令で定める退職共済年金は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び次条において「一元化法」という。）附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第一号及び第三項第一号において「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第一項において「旧退職共済年金」という。）で令第三百十九條の六第二項第一号イに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるものほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。
- 一 旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）又は第十二条の八（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金
- 二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金
- 2 令第三百十九條の六第一項第一号ニに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとする一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第一号において「旧効力地共済法」という。）第七十四条第一号（長期給付の種類）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第二項において「旧退職共済年金」という。）で令第三百十九條の六第二項第一号ロに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるものほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。
- 一 旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）又は第二十六条（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金
- 3 令第三百十九條の六第一項第一号ホに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（第一号において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第一号（給付）に掲げる退職共済

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に添付すべき書類等)

第七十七条の五 第七十三条の第二項(給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)の規定は、令第三十九条の十(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、同項中「国外居住親族(同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「令第三十九条の十(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示)に規定する記載がされた者」と、「第三百六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十九号の十第一号又は第三号に掲げる記載がされた者」と、「当該国外居住親族」とあるのは「当該記載がされた者」と、「第二号に掲げる者」とあるのは「第三号に定める者」と、「第三百六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十九号の十第二号に掲げる記載がされた者」と、「同項に規定する居住者」とあるのは「同条に規定する居住者」と、「第九十四条第一項第七号(給与所得者の扶養控除等申告書)」とあるのは「第二百三条の六第一項第六号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)」と読み替えるものとする。

(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の承認申請書の記載事項等)

第七十七条の六 令第三十九条の九第一項(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百三条の六第二項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に規定する公的年金等の支払者の名称、当該公的年金等に係る所得税の同項に規定する納税地及び法人番号
 - 二 法第二百三条の六第二項の規定による国税庁長官の承認を受けようとする事由の詳細
 - 三 その受理しようとする法第二百三条の六第二項の規定による申告書の書式及びその記載の要領
 - 四 令第三十九条の九第一項に規定する申請書を提出する日の属する年において受理した同条第二項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びに当該記録に関する書類の保存の状況
 - 五 当該申請書を提出する日の属する年の前年以前三年内の各年における法第二百三条の六第二項に規定する公的年金等の支払金額及び当該公的年金等に係る法第四編第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定により徴収した所得税の額並びにその受給者の数
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 令第三十九条の九第一項に規定する財務省令で定める日は、同条第二項に規定する簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年十月三十一日とする。

第四章 非居住者の所得に係る源泉徴収

(源泉徴収を要しない非居住者の受ける国内源泉所得に係る公示の方法等)

第七十七条の七 法第二百四十四条第五項(源泉徴収を要しない非居住者の受ける国内源泉所得)の規定による公示は、次項各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

2 法第二百四十四条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百四十四条第五項に規定する届出をした者又は通知を受けた者の氏名
- 二 前号に規定する者の令第三十一条第一項第二号(非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等)に規定する国内にある事務所等の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名
- 三 法第二百四十四条第六項第一号の有効期限

第五章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例

(納期の特例に関する承認の申請書)

第七十八条 法第二百七条第一項(納期の特例に関する承認の申請等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百七条第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号
- 二 法第二百六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定による承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る給与等の支払を受ける者の数(臨時に雇用している者がある場合には、給与等の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数)
- 三 現に国税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由
- 四 その他参考となるべき事項

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第七十九条 法第二百八条(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百八条に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号
- 二 前号の届出書に係る事務所等の所在地
- 三 給与等の支払を受ける者が常時十人未満でなくなった事実
- 四 その他参考となるべき事項

第六章 源泉徴収に係る所得税の納付

(計算書の書式)

第八十条 法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)に規定する計算書の書式は、別表第三(一)から別表第三(六)までによる。

(特定株式投資信託等の要件等)

第八十一条の五 令第三百三十六条第二項第五号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)に規定する特定株式投資信託の要件を定める同号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 当該証券投資信託の投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項(投資信託契約の締結)に規定する委託者指図型投資信託約款に次のイからハまでに掲げる事項の定めがあること(当該証券投資信託が外国投資信託(令第三百三十六条第二項第五号に規定する外国投資信託をいう。以下この号において同じ。))である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類に次のイ及びニからハまでに掲げる事項の定めがあり、かつ、その受益権を上場することとされている金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項(定義)に規定する金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。))の上場に関する規則に次のト及びチに掲げる事項の定めがあること。
 - イ 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。ト、次項第一号及び第三項において同じ。))の登録を行つた上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
 - ロ 収益の分配は、信託の計算期間(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間)ごとに、信託財産について生ずる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行われること。
 - ハ 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき租税特別措置法第九条の三の第二項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者)にあつては、氏名又は名称及び住所。チ及び次項第二号において同じ。))が受託者に登録されている者に対して行われること。
- ニ 受益者は、その者の有する一定口数以上の受益権をもつて、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(当該信託財産に属する株式のうち、その株式の発行法人から支払がされる法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等を受ける権利その他の株主の権利に係る基準日とその交換の日であるもの(二)において「権利落ち株式」という。))がある場合には、当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交付を含む。ホ及びヘにおいて同じ。))を請求することができること。
- ホ ニの交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は、その受託者に対し、当該受益権と信託財産に属する株式のうち当該受益権の信託財産に対する持分に相当するものと同様の交換を行うこと(当該証券投資信託が外国投資信託であるときは、当該外国投資信託の受託者は、当該受益権と信託財産に属する株式のうち当該受益権の信託財産に対する持分に相当するものと同様の交換を行うこと。))。
- ヘ 当該証券投資信託の受益権の口数がホの交換を行うことにより一定の口数を下ることになった場合には、委託者は当該証券投資信託を終了させることができること(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該外国投資信託の信託財産の純資産額がホの交換を行うことにより一定の金額を下ることとなったときは、委託者は当該外国投資信託を終了させることができること。))。
- ト 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号の売買決済の委託を受けた法人(その受益権を上場することとされている金融商品取引所から当該受益権の売買の決済に関する事務の委託を受けた法人をいう。チにおいて同じ。))への登録を行つた上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
- チ 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が売買決済の委託を受けた法人に登録されている者に対して行われること。
- 二 当該証券投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十二条第一号又は第二号(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)に掲げるものであること。
- 2 令第三百三十六条第二項第五号に規定する特定不動産投資信託の要件を定める同号に規定する財務省令で定める要件は、当該証券投資信託以外の投資信託の投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項(投資信託契約の締結)に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。))に次に掲げる事項の定めがあることとする。
 - 一 当該投資信託の設定又は追加設定に係る信託又は追加信託についての当初の受益者については、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号の登録を行つた上で、受益権の振替又は交付を行うこと。
 - 二 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が受託者に登録されている者に対して行われること。
- 3 令第三百三十六条第二項第五号の登録は、同号に規定する特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の収益の分配につき支払を受ける者が、令第三百三十七条第二項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する書類その他これに類する書類の提示又は署名用電子証明書等(令第三百三十六条第四項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この章において同じ。))の送信をして、当該特定株式投資信託の同号に規定する委託者指図型投資信託約款又は当該特定不動産投資信託の同号に規定する投資信託約款に定めるところにより、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該収益の分配に係る令第三百三十六条第一項に規定する支払事務取扱者に登録することににより行われるものとする。
- 4 令第三百三十六条第二項第五号イに規定する財務省令で定める期間は、当該証券投資信託に係る契約において定める信託期間が、その信託の設定の日から百年を経過した日以後の日で当該契約において定められた日若しくは当該契約で指定された者のうち最後の生存者の死亡の日から二十年を経過した日以後の日で当該契約において定められた日のいずれか早い日とされている場合の当該信託期間又は当該信託期間と同程度の期間が定められている場合の信託期間とする。
- 5 令第三百三十六条第二項第五号ホに規定する財務省令で定める資産は、地役権及び投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号)第十二条第三項第二号(資産の部(区分)に掲げる建設仮勘定とする。))

- イ 当該法人課税信託の受託者の第一項各号又は前二号に掲げる区分に応じこれらの号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。）
- ロ 当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された法第六条の三第一号に規定する営業所の所在地の記載のあるものに限り。）
- 4 前項に規定する法人確認書類とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類（その法人の名称及び住所又は第八十一条第四号若しくは第五号に規定する場所の記載のあるものに限り。）をいう。
- 一 内国法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託法人を除く。） 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類
- イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所所在地を証する書類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可、承認に係る書類（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に交付又は送付を受けたものに限る。第三号イ及び第四号において同じ。）
- ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもの）で、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）
- 二 人格のない社団等（国内に主たる事務所を有するものに限る。） 当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類
- イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの
- ロ 前号ロに掲げる書類
- 三 外国法人（第八十一条第四号に掲げる外国法人に限るものとし、法人課税信託の受託法人を除く。） 当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類
- イ 当該外国法人の令第三百四十二条（外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件）に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書
- ロ 第一号ロに掲げる書類
- 四 前号に掲げる外国法人以外の外国法人（法人課税信託の受託法人を除く。） 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（法人番号通知書及び法人番号印刷書類を除く。）
- 5 令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける法人が貯蓄取扱機関等の営業所の長に同項から同条第三項までの規定による告知をする際、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長が、当該告知があつた名称及び住所につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項（指定等）に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項（定義等）に規定する登記情報に記録されたその支払を受ける法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に、令第三百三十七条第一項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。
- 6 国内に住所を有しない個人又は第四項第四号に掲げる外国法人が、国内に住所を有する個人又は内国法人（人格のない社団等を除く。）若しくは銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店若しくは金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）と令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める書類は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書で国内に住所を有しない個人又は第四項第四号に掲げる外国法人の氏名又は名称及び国外の住所の記載があるものの写しとする。
- 7 法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 番号既告知者以外の者 当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録
- イ 第七条第三項第一号に規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）
- ロ イの署名用電子証明書に係る者の第七条第六項第二号に掲げる情報
- ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名（第七条第三項第二号に規定する電子署名をいう。次号ロにおいて同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの
- 二 番号既告知者 当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録
- イ 署名用電子証明書
- ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの
- 8 貯蓄取扱機関等の営業所の長が令第三百三十六条第四項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 令第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号
- 二 当該提示若しくは送信を受け、又は令第三百三十七条第四項の規定による確認をした書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受け、若しくは当該確認をした旨（第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該提示を受けた年月日及び書類の名称並びに当該確認をした旨）
- 三 その他参考となるべき事項
- 9 前項の貯蓄取扱機関等の営業所の長は、同項の帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

- 3 貯蓄取扱機関等の営業所の長及び前項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは同項に規定する保管の委託を受ける者は、令第三十八條第四項に規定する帳簿（令第三十七條第五項に規定する帳簿を含む。）又は前項に規定する登録若しくは振替若しくは保管の委託に関する帳簿を、これらの帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。
 - 4 第二項に規定する登録の取扱いをする者又は同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは同項に規定する保管の委託を受ける者は、その受けた令第三十八條第二項又は第三項の規定による通知の内容を記載した書類を、当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。
 - 5 第一項又は第三項の場合において、貯蓄取扱機関等の営業所の長が郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四條（定義）に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長である場合には、令第三十八條第四項に規定する帳簿については、郵便貯金銀行が当該営業所の所在地以外の場所においてこれを保存することができるものとする。
（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）
- 第八十一條の九** 令第三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する財務省令で定める者は、無記名公社債等（同項に規定する無記名公社債等をいう。以下この条において同じ。）の利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条において同じ。）の支払の取扱者（令第三十九條第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一條（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所。以下この項、第三項第一号及び第六項第一号において同じ。）及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第三十九條第九項において準用する令第三十七條第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は令第三十九條第九項において準用する令第三十七條第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。
- 2 無記名公社債等の利子等の支払の取扱者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第八十一條の六第八項各号（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同第九項の規定は、当該帳簿について準用する。
 - 3 令第三十九條第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 無記名公社債等の利子等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は第一項の規定に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所。第六項第一号において同じ。）
 - 二 無記名公社債等の種類又は名称
 - 三 無記名公社債等について、その元本の所有者以外の者が当該無記名公社債等の利子等につき支払を受ける場合には、当該無記名公社債等の元本の所有者の氏名又は名称及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
 - 四 第一号の支払を受ける者が国税通則法第一百七條第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 4 令第三十九條第三項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等は、第八十一條の三第三号（金融機関等の範囲）に掲げる投資信託委託会社の営業所とする。
 - 5 令第三十九條第三項に規定する契約に基づき保管の委託をしようとする無記名公社債等の種別（公社債、無記名株式等（同条第一項に規定する無記名株式等をいう。）又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券の別をいう。次項第二号及び第七項第二号において同じ。）
 - 一 前号の保管の委託をする無記名公社債等の利子等につき当該保管の委託をしている期間内に支払を受ける利子等の支払の取扱いを依頼する旨
 - 二 その他参考となるべき事項
 - 6 令第三十九條第六項に規定する財務省令で定める事項は、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項とする。
 - 一 令第三十九條第三項の規定による告知書を提出した者の当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号
 - 二 保管の委託を受けた無記名公社債等の種別及び名称並びに当該保管の委託を受けた年月日
 - 三 前号の無記名公社債等の保管の委託をやめた年月日
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 7 令第三十九條第三項の保管の委託が同項に規定する保管委託取次契約に係る保管の委託の契約に基づくものである場合における同条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前項第一号に掲げる事項
 - 二 保管の委託がされた無記名公社債等の種別及び名称並びに当該保管の委託がされた年月日
 - 三 前号の無記名公社債等の保管の委託を受けた者の名称及び所在地
 - 四 第二号の無記名公社債等の保管の委託の取次ぎをした年月日
 - 五 第二号の無記名公社債等の保管の委託の取りやめがされた年月日
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 8 令第三十九條第八項の登録は、第八十一條の五第三項（特定株式投資信託等の収益の分配につき支払を受ける者の登録等）に定めるところにより行われるものとする。
 - 9 令第三十九條第一項の告知書の書式は、別表第四（一）から別表第四（三）までによる。

(損害保険等給付の支払調書)

- 第八十七條 国内において法第二百二十五条第一項第五号（損害保険等給付の支払調書）に規定する政令で定める給付（その支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、法第六十一條第一項第十四号（国内源泉所得）又は第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げるものに限る。以下この条において「損害保険等給付」という。）の支払をする者は、法第二百二十五條第一項第五号又は第八号の規定により、損害保険等給付の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項（令第八十四條第一項（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する損害保険契約等に基づく年金にあつては、第八号に掲げる事項を除く。）を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその損害保険等給付の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 その年中に支払の確定した損害保険等給付の金額
- 三 その年中に損害保険等給付の支払の基礎となる契約に基づき分配又は割戻しをする剰余金又は割戻金でその損害保険等給付とともに又はその損害保険等給付の支払の後に分配又は割戻しをするものの金額
- 四 前号の契約に係る令第八十四條第三項第一号に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで同条第一項第二号の規定により計算した金額又は同条第二項第二号に規定する保険料若しくは掛金の総額
- 五 第二号の損害保険等給付につき源泉徴収をされる所得税の額
- 六 支払の確定した日
- 七 第二号の損害保険等給付の支払をする者とその支払の基礎となる契約を締結した者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号
- 八 第三号の契約（団体保険に係る契約及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号に規定する管理者等を契約者とし建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四項（定義）に規定する共有部分又は同法第六十七條第一項（団地共用部分）に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約を除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われる変更を除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、次に掲げる事項
- イ 当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更を二回以上行つた場合には、その最後の契約者の変更）前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ロ 当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は掛金の額
- ハ 当該契約に係る契約者の変更の回数
- 九 その支払を受ける者が国税通則法第一百七條第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所
- 十 その他参考となるべき事項
- 2 損害保険等給付の支払をする者は、当該損害保険等給付が法第二百九条第二号に掲げる年金である場合には、当該損害保険等給付（以下この条において「相続等損害保険年金」という。）に係る前項の調書に、同項各号に掲げる事項のほか、当該相続等損害保険年金に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 支払開始日（令第八十六條第一項第一号（相続等）に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）に規定する支払開始日をいう。）
- 二 令第八十六條第一項第一号の規定により当該相続等損害保険年金を令第八十五條第一項第一号（相続等）に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）に規定する確定年金とみなして計算する場合における同号イに規定する残存期間年数又は令第八十六條第一項第二号の規定により当該相続等損害保険年金を令第八十五條第一項第五号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払期間年数及び支払開始日余命年数に係る支払開始日年齢並びに同号イに規定する保証期間年数
- 三 令第八十六條第一項第一号に規定する支払総額又は同項第二号の規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額
- 四 令第八十六條第一項第五号又は第六号に規定する割合
- 五 当該相続等損害保険年金が令第八十六條第二項の規定の対象となる年金である場合には、当該相続等損害保険年金に係る権利について相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額
- 3 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号の規定に該当する年金又は満期返戻金等（令第八十四條第四項に規定する満期返戻金等をいう。第二号において同じ。）に係る同項の調書は、提出することを要しない。
- 一 同一人に対するその年中の令第八十四條第一項に規定する年金（相続等損害保険年金を除く。）の支払金額が百万円以下である場合
- 二 同一人に対するその年中の満期返戻金等の支払金額が百万円以下である場合
- (保険等代理報酬の支払調書)
- 第八十八條 生命保険契約（法第二百二十五條第一項第四号（支払調書）に規定する生命保険契約をいう。）、損害保険契約（同項第五号に規定する損害保険契約をいう。）その他これらに類する共済に係る契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者は、同項第六号の規定により、その報酬の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその報酬の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 その年中に支払の確定した報酬の金額
- 三 その報酬の金額の計算の基礎
- 四 その他参考となるべき事項

- 1 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、第十六条の二第二号の改正規定、第八十一条の十二の次に五条を加える改正規定、第九十条の次に一条を加える改正規定、第九十一条の改正規定及び別表第五(二十六)の次に一表を加える改正規定並びに附則第五項の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 居住者の昭和六十四年から昭和六十八年までの各年分の所得税の額からの控除に係る新規規則第四十二条第二号(繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類)の規定の適用については、同号中「前三年」とあるのは、「前五年」とする。
- 4 新規規則第六十三条(帳簿書類の整理保存)及び第二百二条(事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領する帳簿及び書類を保存する場合について適用し、施行日前において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿及び書類を保存する場合には、なお従前の例による。
- 5 新規規則第九十一条(支払調書の書式)の規定及び新規規則別表第五(二十七)に定める書式は、昭和六十四年四月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号。以下「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出する調書について適用する。
- 6 新規規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)及び第九十四条の二第一項(公的年金等の源泉徴収票)の規定並びに新規規則別表第六(二)及び別表第六(三)に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十六条第一項及び第三項(源泉徴収票)の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する源泉徴収票について適用し、施行日前に提出し、又は交付する改正法による改正前の所得税法第二百二十六条第一項及び第三項(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。
- 7 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に新規規則別表第六(二)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (平成元年三月三十一日大蔵省令第三十九号)

- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)第九十三条(給与等の源泉徴収票)の規定並びに新規規則別表第一(一)から別表第一(三)まで、別表第二(一)から別表第二(六)まで、別表第三(一)から別表第三(六)まで、別表第四(一)から別表第四(四)まで、別表第五(一)から別表第五(二十七)まで、別表第六(一)から別表第六(三)まで及び別表第八(一)から別表第八(三)までに定める書式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、添付し、又は交付する新規規則第三条の十三(非課税郵便貯金申込書等の書式)、第十五条(非課税貯蓄申告書等の書式)、第八十条(計算書の書式)、第八十一条の八(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等)、第八十一条の十二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知書)、第九十一条(支払調書の書式)、第九十二条(オープン型の証券投資信託の収益の分配等の通知書)、第九十五条(源泉徴収票の書式)及び第九十七条(名義人受領の配当所得等の調書)に規定する申込書、届出書、申告書、計算書、告知書、調書、通知書及び源泉徴収票について適用し、施行日前に提出し、添付し、又は交付したこれらの申込書、届出書、申告書、計算書、告知書、調書、通知書及び源泉徴収票については、なお従前の例による。

- 3 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申込書、届出書、申告書、計算書、告知書、調書、通知書又は源泉徴収票に新規規則別表第一(一)から別表第一(三)まで、別表第二(一)から別表第二(六)まで、別表第三(一)から別表第三(六)まで、別表第四(一)から別表第四(四)まで、別表第五(一)から別表第五(二十七)まで、別表第六(一)から別表第六(三)まで及び別表第八(一)から別表第八(三)までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (平成元年七月七日大蔵省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日大蔵省令第一三三号)

- 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。)以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 新規規則第三条の四第一項第二号(非課税郵便貯金申込書の特例が認められる郵便貯金の範囲)の規定は、平成二年四月二日以後に預入をする郵便貯金について適用し、同日前に預入をした郵便貯金については、なお従前の例による。
- 4 新規規則第八十一条の四第五号(反復して預貯金等の預入等を行うことを約する契約の範囲等)の規定は、平成二年四月二日以後に支払の確定する郵便貯金の利子について適用し、同日前に支払の確定した郵便貯金の利子については、なお従前の例による。
- 5 新規規則別表第三(四)及び別表第五(二十三)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付)又は第二百二十五条第一項第八号(支払調書)の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書及び調書について適用し、施行日前に添付し、又は提出したこれらの計算書及び調書については、なお従前の例による。
- 6 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に新規規則別表第三(四)又は別表第五(二十三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (平成三年三月三十一日大蔵省令第一五号)

- 1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)第九十条第二項の規定並びに別表第三(四)、別表第五(一)、別表第五(九)、別表第五(十四)、別表第五(二十七)及び別表第五(二十八)に定める書式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に所得税法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)又は第二百二十五条(支払調書)の規定により添付し、提

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第八十一条の六第二項(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲)(新規則第八十一条の十六第一項(株式等の譲渡対価の支払者に提示する書類の範囲)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の所得税法第二百二十四条第一項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)若しくは第二百二十四条の三第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知又は同法第二百二十四条第二項若しくは第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)の規定による告知書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前の当該告知又は当該告知書の提出の際に提示した当該書類については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第三条 新規則別表第二(四)に定める書式は、施行日以後に提出する所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第百十八号)による改正後の所得税法施行令第四十三条第三項(非課税貯蓄に関する異動申告書)の規定による申告書について適用し、施行日前に提出をした所得税法施行令の一部を改正する政令による改正前の所得税法施行令第四十三条第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新規則別表第三(四)、別表第四(一)、別表第五(一)、別表第六(一)及び別表第六(三)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)、別表第二(四)第二項(利子の受領者の告知)、第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)、第二百二十五条第一項(支払調書)又は第二百二十六条第一項若しくは第三項(源泉徴収票)の規定により添付し、提出し、又は交付するこれらの規定に規定する計算書、告知書、調書及び源泉徴収票について適用し、施行日前に添付し、提出し、又は交付したこれらの計算書、告知書、調書及び源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、計算書、告知書、調書又は源泉徴収票に新規則別表第二(四)、別表第三(四)、別表第四(一)、別表第四(四)、別表第五(一)、別表第六(一)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則(平成十一年四月二十五日大蔵省令第五一号)抄

1 この省令は、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第一条ただし書に規定する日から施行する。ただし、第七十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第七十二条第一項(死亡保険金額等)の規定は、平成十一年四月一日以後に締結する所得税法第七十四条第八号(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する契約について適用し、同日前に締結した当該契約については、なお従前の例による。

3 新規則第八十八条の二の規定並びに新規則別表第四(四)及び別表第五(十九)に定める書式は、都市基盤整備公団法附則第一条ただし書に規定する日以後に所得税法第二百二十四条第四項(償還金の受領者の告知)及び別表第二(五)及び別表第五(二十)から別表第五(三十)までに定める書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める告知書又は調書に新規則別表第四(五)及び別表第五(二十)から別表第五(三十)までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則(平成十一年六月三十日大蔵省令第六十五号)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十五号)の施行の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)別表第五(三十)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出する調書について適用し、同日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

3 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書に新規則別表第五(三十)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則(平成十一年三月三十一日大蔵省令第二十八号)

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九十五条の二の改正規定及び附則第四条の規定は、同年十一月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成十二年分以後の所得税について適用し、平成十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(源泉徴収票の提出に関する経過措置)

第三条 新規則第九十三条第一項(給与等の源泉徴収票)及び第九十四条の二第一項(公的年金等の源泉徴収票)の規定並びに新規則別表第六(一)及び別表第六(三)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十六条第一項又は第三項(源泉徴収票)の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に提出し、又は交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第四条 新規則第九十五条の二第二項(支払調書等の提出の特例)の規定は、平成十二年十一月一日以後に同項の規定により提出をする同項に規定する磁気テープ等について適用する。

附則(平成十二年六月七日大蔵省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成十二年八月二日大蔵省令第六九号)抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十二年一月一日五日大蔵省令第七八号）

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十八号）の施行の日（平成十二年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成十二年一月三〇日大蔵省令第八一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表第二（一）から別表第二（六）までに定める書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の所得税法第十条第一項、第三項若しくは第四項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百八十二号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正後の所得税法施行令第四十三条第一項から第三項まで（非課税貯蓄に関する異動申告書）、第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による申告書及び申込書について適用し、施行日前に提出した改正法第三条の規定による改正前の所得税法第十条第一項、第三項若しくは第四項又は改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令第四十三条第一項から第三項まで、第四十五条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による申告書及び申込書については、なお従前の例による。

2 新規別表第三（一）、別表第三（二）、別表第三（三）、別表第三（四）、別表第三（五）、別表第三（六）から別表第三（七）まで、別表第五（九）、別表第五（十）、別表第五（十一）、別表第五（十二）、別表第五（十三）、別表第五（十四）、別表第五（十五）、別表第五（十六）、別表第五（十七）、別表第五（十八）、別表第五（十九）、別表第五（二十）に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）、第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）、第二百二十七条（信託に関する計算書）又は第二百二十八条第一項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により添付し、提出し、又は交付するこれらの規定に規定する計算書、告知書、調書及び通知書について適用し、施行日前に添付し、提出し、又は交付したこれらの計算書、告知書、調書及び通知書については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、申込書、計算書、告知書、調書又は通知書に新規別表第二（一）から別表第二（六）まで、別表第三（一）、別表第三（二）、別表第三（三）、別表第三（四）、別表第三（五）、別表第三（六）、別表第三（七）、別表第三（八）、別表第三（九）、別表第三（十）、別表第三（十一）、別表第三（十二）、別表第三（十三）、別表第三（十四）、別表第三（十五）、別表第三（十六）、別表第三（十七）、別表第三（十八）、別表第三（十九）、別表第三（二十）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成十三年三月三〇日財務省令第二十七号）

1 この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の六第二項第十五号の改正規定、予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）の施行の日

二 第三十五条の二から第三十六条の二までの改正規定、第九十三条第一項の改正規定、別表第五（三十）の表の備考2（2）の改正規定（第37条の13の2第1項）を「第37条の14第1項」に改める部分に限る。）、同表の備考2（5）の改正規定、同表の備考2（7）の改正規定及び別表第六（一）の改正規定、平成十三年四月一日

2 改正後の所得税法施行規則（以下「新規規則」という。）第八十三条第一項及び第二項（配当等の支払調書）並びに第九十条の三（交付金銭等の支払調書）の規定並びに新規別表第三（一）、別表第三（二）、別表第三（三）（四）及び別表第五（七）から別表第五（二十八）までに定める書式は、平成十三年四月一日以後に所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）又は第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）の規定により添付し、提出し、又は交付するこれらの規定に規定する計算書、調書及び通知書について適用し、同日前に添付し、提出し、又は交付したこれらの計算書、調書及び通知書については、なお従前の例による。

3 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書、調書又は通知書に新規別表第三（一）、別表第三（二）、別表第三（三）、別表第三（四）及び別表第五（七）から別表第五（二十八）までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成十三年六月六日財務省令第四四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に設定される同項に規定する証券投資信託については、なお従前の例による。

附則（平成十三年六月二八日財務省令第四五号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成十三年九月一四日財務省令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（次項において「新所得税法施行規則」という。）第九十三条第一項及び第九十六条第一項の規定並びに別表第五（七）、別表第五（二十八）、別表第六（一）及び別表第七に定める書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法第二百二十五条から第二百二十七条までの規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する調書、通知書、源泉徴収票及び計算書について適用し、施行日前に提出し、又は交付したこれらの調書、通知書、源泉徴収票及び計算書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書、通知書、源泉徴収票又は計算書に新所得税法施行規則別表第五（七）、別表第五（二十八）、別表第六（一）及び別表第七に準じて、記載したのもつてこれに代えることができる。

附則（平成十三年一〇月三十一日財務省令第六〇号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行規則第三十六条の六第二項の改正規定並びに第四条中租税特別措置法施行規則第二十四条の五の改正規定及び同規則第三十一条の十一の改正規定は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成十四年三月一八日財務省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行規則第八十一条の二十三の改正規定及び第五条中租税特別措置法施行規則第二条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（公的年金等の金額から控除する金額の調整等に関する経過措置）

第二条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成十三年政令第三百七十五号）附則第二条の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正後の所得税法施行令第三百十九條の四第二号に規定する財務省令で定める退職共済年金は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第九十一号）附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）附則第七條若しくは附則第十三條の規定により支給される退職共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされる農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十五條第四項の規定により加算することとされている金額を加算して支給される退職共済年金とする。

（特定株式投資信託の要件に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（次条において「新所得税法施行規則」という。）第八十一条の二十三の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に設定される所得税法第二百二十四條の三第二項第五号に規定する特定株式投資信託について適用する。

（書式に関する経過措置）

第四条 新所得税法施行規則別表第三（五）、別表第六（二）及び別表第七に定める書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法第二百二十條、第二百二十六條第三項又は第二百二十七條の規定により添付し、提出し、又は交付するこれらの規定に規定する計算書及び源泉徴収票について適用し、施行日前に添付し、提出し、又は交付したこれらの計算書及び源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は源泉徴収票に、新所得税法施行規則別表第三（五）、別表第六（三）及び別表第七に準じて、記載したのもつてこれに代えることができる。

附則（平成十四年三月三十一日財務省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第一編第三章の章名の改正規定、第三条の二の改正規定、第三条の三（見出しを含む。）の改正規定、第三条の四第三項第二号の改正規定、第三条の五（見出しを含む。）の改正規定、第三条の六の見出しの改正規定、第三条の七の改正規定、第三条の八第二項、第三条の十一第一号及び第三条の十二第三項第一号の改正規定、第一編第四章の章名の改正規定、第四条の改正規定、第六条の二（見出しを含む。）の改正規定、第七条の見出しの改正規定、同条の改正規定、第八条の二から第十三条まで及び第十五条の二第一項の改正規定、第八十一条の六第一項第一号の改正規定、第八十一条の七第一項第一号の改正規定、第八十二条第二項第一号の改正規定、第八十三条第二項第四号の改正規定、別表第一（一）の改正規定、別表第一（三）の改正規定、別表第二（一）から別表第二（三）まで及び別表第二（六）の改正規定並びに別表第三（一）の改正規定（老人等）を「障害者等」に改める部分に限る。）並びに附則第三条第一項並びに第四条第一項及び第三項の規定は、平成十八年一月一日から施行する。

（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二条 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第三百三号。以下「改正令」という。）附則第三条第三項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改正令附則第三条第三項の申請書（以下この条において「障害者等確認申請書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 改正令附則第三条第三項に規定する障害者等に該当する事実
- 三 その他参考となるべき事項

2 郵便貯金の受入れをする者は、改正令附則第三条第三項に規定する取扱郵便局から送付を受けた障害者等確認申請書を各人別に整理し、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第十九條（貯金原簿）に規定する貯金原簿所管庁その他これに準ずる場所において、当該障害者等確認申請書を受理した日から五年間保存しなければならない。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三条 改正令附則第四条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）に規定する財務省令で定めるものは、貯蓄預金及び貯蓄貯金並びに改正令による改正後の所得税法施行令第三十二条第二号又は第三号に掲げる者が受入れをする預貯金で普通預金又は普通貯金に相当するものとする。

2 改正令附則第四条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改正令附則第四条第四項の申請書（以下この条において「障害者等確認申請書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 改正令附則第四条第四項に規定する障害者等（以下この条において「障害者等」という。）に該当する事実

- 三 その金融機関の営業所等（改正令附則第四条第四項に規定する金融機関の営業所等をいう。以下この条において同じ。）を經由して提出した所得税法第十条第三項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申告書に記載した同項第三号に掲げる最高限度額（当該申告書につき既に同条第四項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）
- 四 その他参考となるべき事項
- 三 改正令附則第四条第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 その障害者等確認申請書を提出した者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 その障害者等確認申請書を提出した者が障害者等に該当する事実
 - 三 障害者等確認申請書を提出した者の前項第三号に掲げる事項
 - 四 障害者等確認申請書の提出年月日
 - 五 その他参考となるべき事項
- 四 金融機関の営業所等の長は、その提出を受けた障害者等確認申請書又はその写しを各人別に整理し、当該障害者等確認申請書を受理した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。（書式に関する経過措置）

附則（平成十四年八月一日財務省令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の所得税法施行規則（次項において「新所得税法施行規則」という。）別表第五（七）に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条の規定により提出し、又は交付する同条に規定する調査又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した当該調査又は通知書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、第四条の規定による改正前の所得税法施行規則別表第五（七）に定める調査又は通知書に、新所得税法施行規則別表第五（七）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附則（平成十四年二月二七日財務省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行規則第十八条の二第三項の改正規定、同規則第四十条の六第二項第一号の改正規定及び同規則第八十一条の三第一号の改正規定、第二条中租税特別措置法施行規則第六条第一項第四号イの改正規定、同規則第十八条の四第五項の改正規定、同規則第十八条の二第二十三項の改正規定、同規則第二十条の二十第一項第四号イの改正規定及び同規則第二十四条の十二の改正規定並びに第三条の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

（所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号。以下「証券市場整備法」という。）附則第九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十三条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第十条（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定及び証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第三百六十三号。以下「証券市場整備令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備令第七条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この条において「旧所得税法施行令」という。）第三十一条から第五十条までの規定に基づく第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下この条において「旧所得税法施行規則」という。）第四条、第五条（平成十六年一月一日以後は、同条第一項に係る部分を除く。）、第六条、第六条の二、第七条（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日以後は、同条第一項に係る部分を除く。）及び第八号から第十五条の二までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日から租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十三号）の施行の日（以下この条及び次条において「金融商品取引法施行日」という。）の前日までの間は、旧所得税法施行規則第四条、第六条及び第六条の二の規定中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行規則第七條第一項中「第三条の六第一項」とあるのは「所得税法施行規則第三条の六第一項」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一項第一号及び第二号」とあるのは「第三十条の九第一項」と、「規定する」とあるのは「規定する障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類及び同項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険法の被保険者証、運転免許証その他の」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第二項第一号」と、同条第三項中「第三条の六第一項各号」とあるのは「所得税法施行規則第三条の六第二項各号」と、同条第六項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「第三条の六第一項」とあるのは「所得税法施行規則第三条の六第二項各号」と、同条第六項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法

- 二 目次の改正規定（第七十六条）を「第七十六条の二」に改める部分に限る。）、第四編第一章中第七十六条の次に一条を加える改正規定、第七十七条（見出しを含む。）の改正規定、第七十七条の四の改正規定、別表第三（五）の改正規定（同表の備考4中「翻訳」の次に「通訳」を加える部分に限る。）及び別表第五（八）の改正規定、平成十九年七月一日
- 三 第二十五条の次に一条を加える改正規定、第五十三条第二項の改正規定、第九十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条第一項の改正規定、第九十四条の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二を削る改正規定、第九十五条の三（見出しを含む。）の改正規定、第九十六条の二（見出しを含む。）の改正規定、第九十七条の改正規定（同条第一項第三号に係る部分及び同条第二項に係る部分を除く。）、第百条の改正規定、別表第五（六）の改正規定（同表の備考2（10）を同表の備考2（11）とする部分及び同表の備考2（9）を同表の備考2（10）とし、同表の備考2（8）を同表の備考2（9）とし、同表の備考2（7）を同表の備考2（8）とし、同表の備考2（6）の次に次のように加える部分に限る。）、別表第六（一）から別表第六（三）までの改正規定、別表第七（二）の改正規定、別表第八（三）の改正規定及び別表第八（二）の次に一表を加える改正規定並びに附則第七條第二項、第五項及び第七項の規定、平成二十年一月一日
- 四 第四十七条第十三号の改正規定、平成二十年四月一日
- 五 目次の改正規定（第二十三条の二）を「第二十三条の二」第二十三條の四に、「第七十六条」を「第七十六条の二」に改める部分を除く。）、第一章第一項の改正規定、第一編第一章の次に一章を加える改正規定、第六條の二第二項の改正規定、第五十三條第一項第一号の改正規定（第二條第二十一項）を「第二條第十四項」に改める部分を除く。）、第六十六條の二の改正規定（第二百九十一條第十項第一号）を「第二百九十一條第九項第一号」に改める部分に限る。）、第七十二條の二（見出しを含む。）の改正規定、第七十二條の三の改正規定、第七十二條の六（見出しを含む。）の改正規定、第八十一條の四第九号の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、同条第十一号の改正規定（「又は特定目的信託」を「特定目的信託又は特定受益証券発行信託」に改める部分に限る。）、第八十一條の六第二項の改正規定、第八十一條の九第三項第一号の改正規定、第八十二條第二項第一号の改正規定、第八十三條第一項の改正規定（同項各号を除く。）、同条第二項の改正規定（同項第五号中「受益証券」を「受益権」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、第九十六條の改正規定、第九十七條第一項第三号の改正規定（「投資口」の下に、「公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託及び社債的受益権」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める部分に限る。）、第百五條第二項の改正規定（同項第一号中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分を除く。）、別表第三（一）の改正規定、別表第三（二）の改正規定、別表第三（四）の改正規定（同表の備考9中「受益証券」を「受益権」に改める部分及び同表の備考10中「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、別表第四（二）の改正規定、別表第四（三）の改正規定、別表第五（三）の改正規定（同表の備考2（2）中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分を除く。）、別表第五（四）の改正規定、別表第五（五）の改正規定（同表の備考2（2）中「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、別表第五（七）の改正規定（同表の備考2（2）に係る部分及び同表の備考2（3）に係る部分を除く。）、別表第五（二十九）の改正規定（同表の備考2（2）に係る部分を除く。）、別表第七（一）の改正規定、別表第八（二）の改正規定（同表の備考2（2）中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に、「この受益証券」を「この受益権」に改める部分を除く。）及び別表第十の改正規定並びに附則第六條並びに第七條第一項、第三項及び第六項の規定、信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日
- 六 第三條の第三十三号の改正規定、執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）の施行の日
- 七 第五條第一項の改正規定、第六條第一項第九号の改正規定、第十四條第一項の改正規定、第十六條の二の改正規定、第四十條の九第一項の改正規定、第五十三條第一項第一号の改正規定（第二條第二十一項）を「第二條第十四項」に改める部分に限る。）、第六十六條の二の改正規定（第二百九十一條第十項第一号）を「第二百九十一條第九項第一号」に改める部分を除く。）、第七十二條の四の改正規定、第八十一條の三第三号の改正規定、第八十一條の四第九号の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第八十一條の五の改正規定、第八十一條の六第四項の改正規定、第八十一條の九第二項の改正規定、第八十一條の二十五第三項の改正規定、第八十二條第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、第八十三條第一項の改正規定（同項各号列記以外の部分中「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項第五号中「受益証券」を「受益権」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第九十條の三第一項第二号の改正規定、第九十七條第一項第三号の改正規定（「投資口」の下に、「公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託及び社債的受益権」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、第百五條第二項の改正規定（同表の備考9中「受益証券」を「受益権」に改める部分及び同表の備考10中「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、別表第三（四）の改正規定（同表の備考4中「翻訳」の次に「通訳」を加える部分を除く。）、別表第五（二）の改正規定、別表第五（三）の改正規定（同表の備考2（2）中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分に限る。）、別表第五（五）の改正規定（同表の備考2（2）中「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、別表第五（六）の改正規定（同表の備考2（10）を同表の備考2（11）とする部分及び同表の備考2（9）を同表の備考2（8）とし、同表の備考2（8）を同表の備考2（9）とし、同表の備考2（7）を同表の備考2（8）とし、同表の備考2（6）の次に次のように加える部分を除く。）、別表第五（七）の改正規定（同表の備考2（2）中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分に限る。）、別表第八（二）の改正規定、別表備考2（2）中「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に、「この受益証券」を「この受益権」に改める部分に限る。）、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日
- 八 第六條第一項第十号の改正規定、第十六條第一項の改正規定及び第八十一條の四第八号の改正規定並びに附則第三條の規定、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日
- 九 第八十六條第二項第二号の改正規定及び附則第五條の規定、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行の日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置)

第三条 新規則第十六条第一項(公社債等に係る有価証券の記録等)の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号。以下「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第十一条第四項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が附則第一条第八号(施行期日)に定める日以後に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の利子等について適用し、改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)(第十一条第四項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、同日前に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の利子等)については、なお従前の例による。

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第四条 所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第八十二号。以下「改正令」という。)附則第十二条第三項(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改正令附則第十二条第三項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)
- 二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類(二以上の事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合には、事業所又は船舶ごとのこれらの区分)
- 三 現によっている償却の方法及びその償却の方法を採用した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

(生命保険金等の支払調書に関する経過措置)

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第八十八条第三項(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第八十七条(勤労者財産形成促進法の一部改正)の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第八十八条の二第三号(勤労者財産形成助成金等)に規定する事業主から支払を受ける同号に規定する財産形成貯蓄活用給付金については、改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第八十六条第二項第二号(生命保険金等の支払調書)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「令第三百五十一条第一項第九号」とあるのは、「所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第八十二号)附則第二十四条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の令第三百五十一条第一項第九号」とする。

(信託の計算書に関する経過措置)

第六条 新法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)が附則第一条第五号(施行期日)に定める日(以下「信託法施行日」という。)前に開始する事業年度に係る新法第二百二十七条に規定する計算書で信託法施行日以後に提出するもの(信託会社以外の受託者にあつては、信託法施行日から平成二十一年一月一日前に提出するもの)に係る新規則第九十六条(信託の計算書)の規定の適用については、同条第一項第一号中「居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)」とあるのは「居所」と、同項第三号中「資産及び負債の内訳並びに資産及び負債の額」とあるのは「財産の種類及び現在額」と、同項第四号中「資産」とあるのは「財産」と、「信託財産に帰せられる収益及び費用」とあるのは「信託に関する収入及び支出」とする。

(書式に関する経過措置)

第七条 新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(三)、別表第四(一)、別表第四(二)、別表第五(三)、別表第五(四)及び別表第八(二)に定める書式は、信託法施行日以後に新法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)、第二百二十四条第二項(配当等の受領者の告知)、第二百五条第一項(支払調書及び支払通知書)又は第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調書)の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書について適用し、信託法施行日前に旧法第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)、第二百二十四条第二項(配当等の受領者の告知)、第二百五条第一項(支払調書及び支払通知書)又は第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調書)の規定により添付し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書については、なお従前の例による。

2 別表第五(六)の改正規定(同表の備考2(10))を同表の備考2(11)とする部分及び同表の備考2(9)を同表の備考2(8)を同表の備考2(9)とし、同表の備考2(8)を同表の備考2(9)とし、同表の備考2(7)を同表の備考2(8)とし、同表の備考2(6)の次に次のように加える部分に限る。)による新規則別表第五(六)に定める書式は、平成二十一年一月一日以後に新法第二百二十五条第二項又は第三項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する通知書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第二項の規定により交付した同項に規定する通知書については、なお従前の例による。

3 別表第五(七)の改正規定(同表の備考2(2))に係る部分及び同表の備考2(3)に係る部分を除く。)及び別表第五(二十九)の改正規定(同表の備考2(2))に係る部分を除く。)による新規則別表第五(七)及び別表第五(二十九)に定める書式は、信託法施行日以後に新法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付する同条第一項又は第二項に規定する調書及び通知書について適用し、信託法施行日前に旧法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付した同条第一項又は第二項に規定する調書及び通知書については、なお従前の例による。

4 別表第五(七)の改正規定(同表の備考2(2))に係る部分及び同表の備考2(3)に係る部分に限る。)及び別表第五(二十九)の改正規定(同表の備考2(2))に係る部分に限る。)による新規則別表第五(七)及び別表第五(二十九)に定める書式は、平成十九年五月一日以後に新法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付した同条第一項又は第二項に規定する調書及び通知書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付した同条第一項又は第二項に規定する調書及び通知書については、なお従前の例による。

5 新規別表第六(一)から別表第六(三)までに定める書式は、平成二十年一月一日以後に新法第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)の規定により提出し、又はこれらの規定若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項から第三項までに規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6 新規別表第七(一)に定める書式は、信託会社が信託法施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する計算書(信託会社以外の受託者にあつては平成二十一年一月一日以後に提出する同条に規定する計算書)について適用し、信託法施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二百二十七条(信託に関する計算書)に規定する計算書(信託会社以外の受託者にあつては平成二十一年一月一日前に提出する同条に規定する計算書)については、なお従前の例による。

7 新規別表第七(二)及び別表第八(三)に定める書式は、平成二十年一月一日以後に新法第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)又は第二百二十八条第二項の規定により提出するこれらの規定に規定する計算書及び調書について適用し、同日前に提出した旧法第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

8 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、告知書、調書、通知書又は源泉徴収票に、新規別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)、別表第四(二)、別表第四(三)、別表第五(三)から別表第五(七)まで、別表第五(二十九)、別表第六(一)から別表第六(三)まで、別表第七(一)、別表第七(二)又は別表第八(二)に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

附 則 (平成一九年九月二七日財務省令第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

(特定株式投資信託の要件に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則第八十一条の五第一項(第三号トに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に設定される所得税法施行令第三百三十六条第二項第五号に規定する特定株式投資信託について適用する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日から施行する。

(児童又は生徒の預貯金の利子等につき課税を受けないための手続等に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の所得税法施行規則(以下「新所得税法施行規則」という。)第二条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の所得税法施行規則(以下「旧所得税法施行規則」という。)第二条第一項に規定する預入等をした同項に規定する預貯金等については、なお従前の例による。

(生命保険料控除に関する証明事項等に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧所得税法施行規則第四十七条の二第一項第一号に規定する郵便振替又は同号に規定する払込書を用いて行う銀行振込を利用して払い込んだ保険料又は掛金に係る所得税法施行令第二百六十二条第五号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧所得税法施行規則第七十六条第一号に規定する郵便振替又は同号に規定する払込書を用いて行う銀行振込を利用して払い込んだ保険料又は掛金に係る所得税法施行令第三百九条第三号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(反復して預貯金等の預入等を行うことを約する契約の範囲等に関する経過措置)

第七条 旧所得税法施行規則第八十一条の四第五号又は第六号に掲げる契約に基づき施行日前に預入をしたこれらの規定に規定する定額郵便貯金又は定期郵便貯金につき支払を受ける所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第八条 新所得税法施行規則第八十二条第二項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同号の規定に該当する同号に規定する利子等について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法施行規則第八十二条第二項第二号の規定に該当する同号に規定する利子等については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第九条 新所得税法施行規則別表第三(一)及び別表第五(一)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条又は第二百二十五条の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書及び調書について適用し、施行日前に添付し、又は提出したこれらの計算書及び調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に、新所得税法施行規則別表第三(一)及び別表第五(一)に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

附 則 (平成一九年二月一四日財務省令第六二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。附則第四条第四項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）において同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（いずれもその者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもので当該告知又は提示をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、新規規則第七條第二項第一号に規定する書類とみなす。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存等に関する経過措置）

第三条 新規規則第七十六條の三（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）の規定は、同条に規定する給与等の支払者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条に規定する居住者から受理する同条に規定する申告書等について適用する。

2 新規規則第七十七條第三項（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）の規定は、同項に規定する退職手当等の支払者が施行日以後に同項に規定する居住者から受理する同項に規定する申告書について適用する。

3 新規規則第七十七條の三第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）の規定は、同項に規定する公的年金等の支払者が施行日以後に同項に規定する居住者から受理する同項に規定する申告書について適用する。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置）

第四条 新規規則第八十一條の六第一項第二号（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）（新規規則第八十一條の十（無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）及び第八十一條の十四（無記名割引債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）において読み替えて適用する場合並びに新規規則第八十一條の二十第一項（株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）、第八十一條の二十五第一項（交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲）、第八十一條の三十一第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第八十一條の三十八（金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に新法第二百二十四條第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十四條の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十四條の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）、第二百二十四條の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）若しくは第二百二十四條の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知又は新法第二百二十四條第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用し、同日前に旧法第二百二十四條第一項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）、第二百二十四條の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十四條の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）、第二百二十四條の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）若しくは第二百二十四條の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知又は旧法第二百二十四條第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）の規定による告知書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類については、なお従前の例による。

2 入管法等改正法附則第十五條第二項（入管法に伴う経過措置等）に規定する中长期在留者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規規則第八十一條の六第一項の規定の適用については、同項第一号ト中「又は特別永住者証明書又は外国人登録証明書」とする。

3 前項の規定は、入管法等改正法附則第二十八條第二項（特例法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特別永住者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規規則第八十一條の六第一項の規定の適用について準用する。

4 次の各号に掲げる個人で国内に住所を有するものが、附則第一条第三号に定める日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、同号に定める日以後六月を経過する日までの間は、その者の外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（いずれもその者の氏名及び住所の記載があるもので当該各号に規定する告知又は告知書若しくは書類の提出をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、当該各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とみなす。

一 新令第三百三十六條第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知又は新法第二百二十四條の二の規定による告知書の提出をする個人 新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

二 新令第三百三十九條第一項若しくは第三項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類の提出をする個人 新規規則第八十一條の十の規定により読み替えられた新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

三 新令第三百三十九條の二第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類の提出をする個人 新規規則第八十一條の十四の規定により読み替えられた新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

四 新令第三百四十二條第一項から第三項まで（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の二十第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

五 新令第三百四十五條第三項（交付金銭等の受領者の告知等）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の二十五第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

六 新令第三百四十六條第三項（株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知等）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の二十九第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

七 新令第三百四十八條（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の三十三第一項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

八 新令第三百五十條の三（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の三十六第二項において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

九 新令第三百五十條の八（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする個人 新規規則第八十一條の三十八において準用する新規規則第八十一條の六第一項第一号に規定する書類

(退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置)

第五条 新規則第九十四条(退職手当等の源泉徴収票)の規定及び別表第六(二)に定める書式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第二項(源泉徴収票)に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第二項(源泉徴収票)に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(二)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (平成二十四年九月二十八日財務省令第五九号)

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二十四年一〇月三十一日財務省令第六三号)

この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月三〇日財務省令第一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三(一)の改正規定、別表第三(二)の改正規定、別表第三(四)の改正規定及び別表第八(三)の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 平成二十六年一月一日

二 第九十条の五の改正規定及び別表第五(三十一)の改正規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十六号)の施行の日

(財産債務明細書の記載事項に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第五百五条(財産債務明細書の記載事項)の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第三条 新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)及び別表第八(三)に定める書式は、平成二十六年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)又は第二百二十八条第二項(名義人受領の配当所得等の調書)の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書又は調書について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二百二十条(源泉徴収に係る所得税の納付手続)又は第二百二十八条第二項(名義人受領の配当所得等の調書)の規定により添付し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書又は調書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十三条第一項(配当等の支払調書)の規定及び新規則別表第五(三)に定める書式は、この省令の施行の日以後に新法第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項(支払調書)の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)、別表第五(三)及び別表第八(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (平成二十五年五月三十一日財務省令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第六(一)の改正規定並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 平成二十六年一月一日

二 附則第三条の規定 平成二十七年一月一日

(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第五十三条(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項)の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項の特例)

第三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。)附則第六条(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)の規定又は所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第六十五号。次条において「改正令」という。)附則第五項(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)の規定がある場合における改正法第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第四百二十二条第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)に規定する還付請求書には、同項に規定する事項(新規則第五十四条第一項第二号(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項)に掲げる事項を除く。)のほか、平成二十六年分の同号に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額に係る改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二編第三章第一節(税率)の規定及び旧法第六十五条(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額を記載しなければならない。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第三条の二 改正令附則第八條第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する公社債等(以下この条において「公社債等」という。)の譲渡の対価の同項に規定する支払者(以下この条において「支払者」という。)は、同項に規定する書類(以下この条において「確認書類」という。)の提示を受けた場合(平成二十七年十二月三十一日までに当該提示を受けた

- (棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十三条** 新規則第二十三条(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、施行日以前に提出した旧令第一百一条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、なお従前の例による。
- (特別な償却方法の承認申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十四条** 新規則第二十四条(特別な償却方法の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十条の三第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)の申請書については、なお従前の例による。
- (取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十五条** 新規則第二十五条(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十一条第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)の申請書については、なお従前の例による。
- (旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項に関する経過措置)
- 第十六条** 新規則第二十五条の二(旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十一条の二第二項(リース賃貸資産の償却の方法の特例)の届出書については、なお従前の例による。
- (特別な償却率の認定申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十七条** 新規則第二十七条(特別な償却率の認定申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十二条第二項(特別な償却率による償却の方法)の申請書については、なお従前の例による。
- (減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十八条** 新規則第二十九条(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第二百二十四条第二項(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)の規定は、なお従前の例による。
- (耐用年数短縮の承認申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第十九条** 新規則第三十一条(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十条第二項(耐用年数短縮)の申請書については、なお従前の例による。
- (耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等に関する経過措置)
- 第二十条** 新規則第三十二条第二項及び第四項(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十条第七項又は第八項(耐用年数短縮)の届出書については、なお従前の例による。
- (増加償却割合の計算等に関する経過措置)
- 第二十一条** 新規則第三十四条第三項(増加償却割合の計算等)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百三十三条(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)の書類については、なお従前の例による。
- (青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置)
- 第二十二条** 新規則第三十六条の四第二項(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する書類については、なお従前の例による。
- (再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続に関する経過措置)
- 第二十三条** 新規則第三十九条の二第二項(再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用を受ける場合の手続)の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書については、なお従前の例による。
- (小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用に関する経過措置)
- 第二十四条** 新規則第四十条の二(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新令第九十七条第一項又は第二項(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)の届出書については、なお従前の例による。
- (社会保険料控除の対象となる互助会の範囲に関する経過措置)
- 第二十五条** 新規則第四十条の四(社会保険料控除の対象となる互助会の範囲)の規定は、施行日以後に同条の規定により提出する申請書については、なお従前の例による。
- (特別農業所得者の申請書に記載すべき事項に関する経過措置)
- 第二十六条** 新規則第四十五条(特別農業所得者の申請書に記載すべき事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第一百十条第二項(特別農業所得者の申請)の申請書については、施行日以前に提出した旧法第一百十条第二項(特別農業所得者の申請)の申請書については、なお従前の例による。
- (予定納税額減額承認申請書の記載事項に関する経過措置)
- 第二十七条** 新規則第四十六条(予定納税額減額承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第一百十二条第一項(予定納税額の減額の承認の申請手続)の申請書については、なお従前の例による。

(確定所得申告書の記載事項に関する経過措置)
第二十八条 新規則第四十七条(確定所得申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(確定損失申告書の記載事項に関する経過措置)

第二十九条 新規則第四十八条(確定損失申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(死亡の場合の確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十条 新規則第四十九条(死亡の場合の確定申告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税については、なお従前の例による。

(延納届出書の記載事項に関する経過措置)

第三十一条 新規則第五十条(延納届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百三十一条第二項(確定申告税額の延納)に規定する延納届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第三百三十一条第二項(確定申告税額の延納)に規定する延納届出書については、なお従前の例による。

(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納申請書の記載事項に関する経過措置)

第三十二条 新規則第五十一条(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等)の申請書については、なお従前の例による。

(延払条件付譲渡に係る所得税額の変更の申請書の記載事項に関する経過措置)

第三十三条 新規則第五十二条(延払条件付譲渡に係る所得税額の変更の申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百三十四条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更)の申請書については、なお従前の例による。

(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項に関する経過措置)

第三十四条 新規則第五十四条(純損失の繰戻しによる還付請求書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百四十二条第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)に規定する還付請求書については、なお従前の例による。

(青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置)

第三十五条 新規則第五十五条(青色申告承認申請書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百四十四条(青色申告の承認の申請)の申請書については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

第三十六条 新規則第六十六条(青色申告をやめようとする場合の届出)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百五十一条第一項(青色申告の取りやめ等)の届出書については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十七条 新規則第七十三条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十八条 新規則第七十四条第三項(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

(給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第三十九条 新規則第七十四条第二項(給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十五条第二項(給与所得者の配偶者特別控除申告書)に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第四十条 新規則第七十五条(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十六条第三項(給与所得者の保険料控除申告書)に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、施行日前に提出した旧法第九十六条第三項(給与所得者の保険料控除申告書)に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置)

第四十一条 新規則第七十六条の二第四項及び第五項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)(これらの規定を新規則第七十七条第二項(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等)又は第七十七条の四第三項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出する新法第九十九条の二第九項又は第九十九条の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)の申請書又は届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第九十九条の二第九項又は第九十九条の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)の申請書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)の申請書又は届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第九十九条の二第九項又は第九十九条の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)又は第三百十九條の十一(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等)の申請書又は届出書については、なお従前の例による。

(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等に関する経過措置)

第四十二条 新規則第七十七条第一項及び第四項(退職所得の受給に関する申告書の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十八条第八項(退職所得の受給に関する申告書)に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百三十八条第八項(退職所得の受給に関する申告書)に規定する退職所得の受給に関する申告書については、なお従前の例による。

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置)

第四十三条 新規則第七十七条の四第二項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十八条の五第八項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の承認申請書の記載事項等に関する経過措置)

第四十四条 新規則第七十七条の五第一項(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の承認申請書の記載事項等)の規定は、施行日以後に提出する新法第三百十九条の十第一項(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法第三百十九条の十第一項(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続)の申請書については、なお従前の例による。

(納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置)

第四十五条 新規則第七十八条(納期の特例に関する承認の申請書)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十七条第一項(納期の特例に関する承認の申請等)の申請書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百三十七条第一項(納期の特例に関する承認の申請等)の申請書については、なお従前の例による。

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項に関する経過措置)

第四十六条 新規則第七十九条(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百三十八条(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)の届出書については、なお従前の例による。

(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)

第四十七条 住民基本台帳カードが旧住民基本台帳法第三十条の四第九項(住民基本台帳カードの交付)の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項(個人番号カードの交付等)の規定により同法第二条第七項(定義)に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間における所得税法施行規則第八十一条の六第二項(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等)の規定の適用については、同項中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類又は所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年財務省令第五十三号)附則第四十七条(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)に規定する住民基本台帳カードで貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの」とする。

(支払事務取扱者等に提示する書類の範囲)

第四十八条 番号利用法整備令第十六条第五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)に規定する財務省令で定める書類は、所得税法施行規則第八十一条の六第一項第一号若しくは第二号(口に係る部分に限る。)又は第三項第一号若しくは第三号(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等)に掲げる者の区分に応じこれらの号に定める書類とする。

(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第四十九条 新規則第八十一条の七第二項(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定は、施行日以後に受理する新法第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第三百三十七條第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧法第三百三十六條第一項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)に規定する利子等又は配当等の支払を受けるものは、施行日から六年を経過した日(以下「経過日」という。)以後最初に当該利子等又は配当等の支払を受ける日(同日において個人番号及び所得税法施行規則第八十一条の七第三項第一号(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)に規定する法人番号(以下「法人番号」という。)を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知された日(以下「番号通知日」という。)から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該申請書を受領した所得税法施行令第三百三十七條第一項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長(以下この項及び次項において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。)に、その者の同条第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(次項並びに附則第五十一条及び第五十四条から第五十九条まで(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置等)において「確認書類」という。)を提示し、又は番号利用法整備令第八條第三項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する署名用電子証明書等(以下「署名用電子証明書」という。)を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該利子等又は配当等が当該貯蓄取扱機関等の営業所の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、同令第三百三十七條第五項及び所得税法施行規則第八十一条の七第三項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知(以下この項において「告知」という。)を受けた貯蓄取扱機関等の営業所の長は、旧規則第八十一条の七第二項(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならぬ。

4 新規則第八十一条の七第三項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の七第三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

条第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する旧令第三百三十七條第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百三十九條第九項において準用する旧令第三百三十七條第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百三十九條第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該申請書を受理した金融機関の営業所等の長に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならぬ。この場合において、当該無記名公社債等の利子等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該無記名公社債等の利子等で当該金融機関の営業所等の長がその支払の取扱いをするものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百三十九條第九項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）において準用する同令第三百三十七條第五項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一條の十一第三項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定を適用する。

3 前項の場合において、同項の規定による告知（以下この項において「告知」という。）を受けた金融機関の営業所等の長は、旧規則第八十一條の十一第二項（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）の規定により作成した帳簿に当該告知のあつた者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならぬ。

4 新規則第八十一條の十一第三項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一條の十一第三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（譲渡性預金の譲渡等に関する経過措置）

第五十三條 新規則第八十一條の十七第一項及び第三項（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）の規定は、施行日以後に行われる新法第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第五十四條 新規則第八十一條の二十一第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）（新規則第八十一條の二十六（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等））又は第八十一條の三十（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）において準用する新令第三百四十三條第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の申請書（新令第三百四十五條第六項（交付金銭等の受領者の告知等）又は第三百四十六條第六項（償還金等の受領者の告知等））又は第三百四十七條第六項（償還金等の受領者の告知等））の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十三條第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百四十二條第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該申請書を受理した所得税法施行規則第八十一條の二十一第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）に規定する株式等の譲渡の対価の支払者（以下この項及び次項において「株式等の譲渡の対価の支払者」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならぬ。この場合において、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価の支払者に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十三條第五項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一條の二十一第二項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知（以下この項において「告知」という。）を受けた株式等の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一條の二十一第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定により作成した帳簿に当該告知のあつた者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならぬ。

4 新規則第八十一條の二十一第二項（新規則第八十一條の二十六又は第八十一條の三十において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一條の二十一第二項（旧規則第八十一條の二十六又は第八十一條の三十において準用する場合を含む。）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第五十五條 前条第二項及び第三項の規定は、施行日前に旧令第三百四十五條第六項（交付金銭等の受領者の告知等）において準用する旧令第三百四十三條第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百四十五條第三項に規定する交付金銭等の交付を受ける者について準用する。この場合において、前条第二項中「旧令第三百四十三條第三項」とあるのは「旧令第三百四十五條第六項において準用する旧令第三百四十三條第三項」と、「旧令第三百四十二條第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」とあるのは「旧令第三百四十五條第三項」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「交付金銭等の交付」と、「支払日」とあるのは「交付日」と、「所得税法施行規則第八十一條の二十一第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」とあるのは「所得税法施行規則第八十一條の二十六（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」と、「株式等の譲渡の対価の支払者」とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価」とあるのは「交付を受けるべき当該交付金銭等」と、「所得税法施行令第三百四十三條第五項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」及び所得税法施行規則第八十一條の二十一第二項とあるのは「所得税法施行令第三百四十五條第六項（交付金銭等の受領者の告知等）」において準用する同令第三百四十三條第五項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」と、同条第三項中「株式等の譲渡の対価の支払者」とあるのは「交付金銭等の交付者」と、「旧規則第八十一條の二十一第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」とあるのは「旧規則第

八十一条の二十六（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）において準用する旧規則第八十一条の第二十一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）と読み替えるものとする。

（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第五十六条 附則第五十四条第二項及び第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）の規定は、施行日前に旧令第三百四十六条第六項（償還金等の受領者の告知等）において準用する旧令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百四十六条第三項に規定する償還金等の交付を受ける者について準用する。この場合において、附則第五十四条第二項中「旧令第三百四十三条第三項」とあるのは「旧令第三百四十六条第六項において準用する旧令第三百四十三条第三項」と、「旧令第三百四十二条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」とあるのは「旧令第三百四十六条第三項」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「支払日」とあるのは「交付日」と、「所得税法施行規則第八十一条の第二十一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」に「とあるのは「所得税法施行規則第八十一条の三十（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」に」と、「株式等の譲渡の対価の支払者」とあるのは「償還金等の交付者」と、「支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価」とあるのは「交付を受けるべき当該償還金等」と、「所得税法施行令第三百四十三条第五項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一条の第二十一項」とあるのは「所得税法施行令第三百四十六条第六項（償還金等の受領者の告知等）」において準用する同令第三百四十三条第五項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一条の三十において準用する同令第八十一条の第二十一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」とあるのは「旧規則第八十一条の第二十一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」とあるのは「旧規則第八十一条の三十（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」において準用する旧規則第八十一条の第二十一項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」と読み替えるものとする。

第五十七条 新規則第八十一条の三十四第一項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十九条第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百四十八条第一項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該申請書を受理した所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者（以下この項及び次項において「信託受益権の譲渡の対価の支払者」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価で当該信託受益権の譲渡の対価の支払者に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十九条第五項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知（以下この項において「告知」という。）を受けた信託受益権の譲渡の対価の支払者は、旧規則第八十一条の三十四第一項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならない。

4 新規則第八十一条の三十四第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十四第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置）

第五十八条 新規則第八十一条の三十六第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十条の四第三項の申請書を提出した者で施行日以後に旧令第三百五十条の三第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（以下この項において「差金等決済」という。）をするものは、経過日以後最初に当該先物取引の差金等決済をする日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「決済日」という。）までに、当該申請書を受理した所得税法施行規則第八十一条の三十六第五項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する商品先物取引業者等（以下この項及び次項において「商品先物取引業者等」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者が決済日までに当該告知をしないときは、当該決済日以後に当該先物取引の差金等決済で当該商品先物取引業者等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百五十条の四第五項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）及び所得税法施行規則第八十一条の三十六第五項の規定を適用する。

3 前項の規定による告知（以下この項において「告知」という。）を受けた商品先物取引業者等は、旧規則第八十一条の三十六第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定により作成した帳簿に当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならない。

4 新規則第八十一条の三十六第四項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八十一条の三十六第四項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

事務取扱者又は金融機関の営業所等の長に同条第一項の告知をしたものとみなされる者。当該告知をした者が当該支払事務取扱者又は金融機関の営業所等の長に番号利用法整備令第十六条第五項の規定による告知をする日（その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日）

四 当該交付金銭等とともに交付を受ける金銭その他の資産で所得税法施行令第三百四十五條第四項に規定する配当等に該当するもの受領につき、旧令第三百三十九條第三項に規定する場合（施行日前に同項に規定する保管の委託に係る契約を締結している場合に限る。）に該当して同項に規定する金融機関の営業所等の長に同条第一項の規定による告知書の提出があったものとみなされる者。当該告知書を提出した者が当該金融機関の営業所等の長に附則第五十一条第三項の規定による告知をする日（その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日）
（信託受益権の譲渡の対価の支払調書に関する経過措置）

第七十一条 新規則第九十条の四第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同項に規定する信託受益権の譲渡の対価について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第九十条の四第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）に規定する信託受益権の譲渡の対価については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百四十八條第二項各号（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者に対して施行日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払をする者が、当該信託受益権の譲渡の対価のうちその支払を受ける者が番号利用法整備令第十六条第十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日）までに支払の確定するものにつき所得税法施行規則第九十条の四第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）の規定により提出する調書については、同項第一号のうちその支払を受ける者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

（先物取引に関する支払調書に関する経過措置）

第七十二条 新規則第九十条の五（先物取引に関する支払調書）の規定は、同条に規定する先物取引に係る同条に規定する差金等決済で施行日以後に行われるものについて適用し、旧規則第九十条の五（先物取引に関する支払調書）に規定する先物取引に係る同条に規定する差金等決済で施行日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十條の三第二項各号（先物取引の差金等決済をする者の告知）の告知をした者が行う当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済で施行日以後に行うものに係る所得税法施行規則第九十条の五（先物取引に関する支払調書）に規定する商品先物取引業者等が、当該差金等決済のうちその差金等決済を行う者が番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項に規定する決済日までに当該告知をしないときは、当該決済日）までに行うものにつき所得税法施行規則第九十条の五の規定により提出する調書については、同条第一号イ、第二号イ又は第三号イのうちその差金等決済をする者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

（金地金等の譲渡の対価の支払調書に関する経過措置）

第七十三条 新規則第九十条の六（金地金等の譲渡の対価の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条に規定する金地金等の譲渡の同条に規定する対価について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第九十条の六（金地金等の譲渡の対価の支払調書）に規定する金地金等の譲渡の同条に規定する対価については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第三百五十條の八第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者に対して施行日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払をする者が、当該金地金等の譲渡の対価のうちその支払を受ける者が番号利用法整備令第十六條第二十五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をする日（その者が同項に規定する支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日）までに支払の確定するものにつき所得税法施行規則第九十条の六（金地金等の譲渡の対価の支払調書）の規定により提出する調書については、同条第一号の規定のうちその支払を受ける者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第七十四条 新規則第九十三條第一項（給与等の源泉徴収票）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十三條第一項（給与等の源泉徴収票）に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新規則第九十三條第三項（新規則第九十四條第三項（退職手当等の源泉徴収票）又は第九十四條の二第三項（公的年金等の源泉徴収票）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新規則第九十三條第三項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第九十三條第三項（旧規則第九十四條第三項（退職手当等の源泉徴収票）又は第九十四條の二第三項（公的年金等の源泉徴収票）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書については、なお従前の例による。

（退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置）

第七十五条 新規則第九十四條第一項（退職手当等の源泉徴収票）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する退職手当等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十四條第一項（退職手当等の源泉徴収票）に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第七十六条 新規則第九十四條の二第一項（公的年金等の源泉徴収票）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき旧規則第九十四條の二第一項（公的年金等の源泉徴収票）に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（信託の計算書に関する経過措置）

第七十七条 新規則第九十六條第一項（信託の計算書）の規定は、新法第二百二十七條（信託の計算書）に規定する信託会社が施行日以後に開始する事業年度に係る同条の規定により提出する同条に規定する計算書（同条に規定する信託会社以外の受託者にあつては、施行日の属する年の翌年一月一日以後に提出する同条に規定する計算書）について適用し、旧法第二百二十七條（信託の計算書）に規定する信託会社が施行日前に開始した事業年度に係る同条の規定により提出した同条に規定する計算書（同条に規定する信託会社以外の受託者にあつては、施行日の属する年の翌年一月一日前に提出した同条に規定する計算書）については、なお従前の例による。

（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する経過措置）

第七十八条 新規則第九十六條の二第一項（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）の規定は、施行日の属する年の翌年一月一日以後に新法第二百二十七條の二（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

(名義人受領の配当所得等の調査に関する経過措置)
第七十九条 新規規則第九十七条第一項(名義人受領の配当所得等の調査)の規定は、施行日以後に支払を受ける同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新規規則第九十七条第五項の規定は、施行日以後に同項に規定する支払を受ける同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

(新株予約権の行使に関する経過措置)

第八十条 新規規則第九十七条の第二項(新株予約権の行使に関する調査)の規定は、施行日以後の同項に規定する新株予約権の行使については、なお従前の例による。

(株式無償割当てに関する経過措置)

第八十一条 新規規則第九十七条の第三項(株式無償割当てに関する調査)の規定は、同項に規定する株式無償割当てで施行日以後にその効力が生ずるものについて適用し、旧規則第九十七条の第三項(株式無償割当てに関する調査)に規定する新株予約権の行使については、なお従前の例による。

(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査に関する経過措置)

第八十二条 新規規則第九十七条の三の第二項(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査)の規定は、同項に規定する役員等が施行日以後に受ける経済的利益の同項に規定する供与等について適用し、旧規則第九十七条の三の第二項(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査)に規定する役員等が施行日前に受けた経済的利益の同項に規定する供与等については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十三条 新規規則第九十七条の第五項(支払調書等の提出の特例)の規定は、施行日以後に提出する新令第三百五十五条第一項(支払調書等の提出の特例)の申請書については、なお従前の例による。

(開業等の届出書に関する経過措置)

第八十四条 新規規則第九十八条第二項(開業等の届出書)の規定は、施行日以後に提出する新法第二百二十九条(開業等の届出)の届出書について適用し、施行日前に提出した旧法第二百二十九条(開業等の届出)の届出書については、なお従前の例による。

(給与等の支払をする事務所の開設等に関する経過措置)

第八十五条 新規規則第九十九条(給与等の支払をする事務所の開設等の届出)の規定は、施行日以後に同条の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第九十九条(給与等の支払をする事務所の開設等の届出)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項に関する経過措置)

第八十六条 新規規則第三百三条(事業所得等に係る総収入金額報告書の記載事項)の規定は、施行日が属する年分以後の所得税について適用し、施行日が属する年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人番号を確認した場合の特例)

第八十七条 附則第四十九条第二項(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長、附則第五十四条第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)に規定する交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)に規定する交付金銭等の交付者、附則第五十六条(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)に規定する償還金等の交付者、附則第五十七条第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者、附則第五十八条第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)に規定する商品先物取引業者等又は附則第五十九条第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)に規定する金地金等の譲渡の対価の支払者(以下この項において「貯蓄取扱機関等の営業所の長等」という。)が附則第四十九条第二項に規定する利子等若しくは配当等の支払を受ける者、附則第五十四条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十五条に規定する交付金銭等の交付を受ける者、附則第五十六条に規定する償還金等の交付を受ける者、附則第五十七条第二項に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十八条第二項に規定する先物取引の差金等決済をする者又は附則第五十九条第二項に規定する金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者でこれらの規定による個人番号の告知をしていない者(以下この項において「番号未告知者」という。)の個人番号を国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の四第二項(振替機関の加入者情報の管理等)の規定による同項に規定する番号等(以下この条において「番号等」という。)の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該貯蓄取扱機関等の営業所の長等に附則第四十九条第二項、第五十四条第二項、第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む)、第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定による個人番号の告知があったものとみなす。この場合における附則第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む)、第五十七条第三項、第五十八条第三項及び第五十九条第三項の規定の適用については、これらの規定中「当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」とあるのは、「附則第八十七条第一項(個人番号を確認した場合の特例)の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した旨及びその確認した個人番号」とする。

2 支払事務取扱者等(番号利用法整備令第十六条第二十七項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)に規定する支払事務取扱者等をいう。以下この条において同じ。)が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した場合における附則第五十条第一項(支払事務取扱者等の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等)、第六十条第二項(利子等の支払調書及び配当等の支払調書に関する経過措置等)、第六十九条第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書に関する経過措置)、第七十一条第二項(信託受益権の譲渡の対価の支払調書に関する経過措置)、第七十二条第二項(先物取引に関する支払調書に関する経過措置)及び第七十三条第二項(金地金等の譲渡の対価の支払調書に関する経過措置)の規定の適用については、附則第五十条第一項中「同条第五

(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第十条 新規則第八十一条の六第二項(第九号に係る部分に限る。)(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲)、第八十一条の二十五第二項(交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲)、第八十一条の二十九第一項(株式等証券投資信託等の償還金等の交付者に提示する書類の範囲)、第八十一条の三十三第一項(信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲)、第八十一条の三十六第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知)及び第八十一条の三十八(金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲)において準用する場合を含む。の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に新法第二百二十四条第一項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)、第二百二十四条の三第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)、第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)、第二百二十四条の五第一項(先物取引の差金等決済をする者の告知)若しくは第二百二十四条の六(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知又は新法第二百二十四条第二項若しくは第四項若しくは第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)の規定による告知書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類について適用する。

(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十一条 新規則第八十一条の七第二項(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の七第三項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の七第三項(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十二条 新規則第八十一条の十一第二項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百三十九條第九項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)において準用する新令第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百三十九條第九項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の十一第三項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の十一第三項(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十三条 新規則第八十一条の二十一第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)(新規則第八十一条の二十六(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)又は第八十一条の三十(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)において準用する場合を含む。の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)(新令第三百四十五條第六項(交付金銭等の受領者の告知等)又は第三百四十六條第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する場合を含む。の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理した旧令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)(旧令第三百四十五條第六項(交付金銭等の受領者の告知等)又は第三百四十六條第六項(償還金等の受領者の告知等)において準用する場合を含む。の規定は、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の二十一第二項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の二十一第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十四条 新規則第八十一条の三十四第一項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の三十四第二項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の三十四第二項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第十五条 新規則第八十一条の三十六第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百五十條の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の三十六第四項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の三十六第四項(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十六条 新規則第八十一条の三十九第一項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に受理する新令第三百五十條の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書について適用し、同日前に受理した旧令第三百五十條の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八十一条の三十九第二項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧規則第八十一条の三十九第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等)の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

- (生命保険金等の支払調書に関する経過措置)
- 第十七条** 新規則第八十六條第一項(第八号に係る部分に限る。)(生命保険金等の支払調書)の規定は、平成三十年一月一日以後に支払の確定する同項に規定する生命保険金等で同日以後に同項に規定する契約者の変更が行われたものについて適用する。
- (損害保険等給付の支払調書に関する経過措置)
- 第十八条** 新規則第八十七條第一項(第八号に係る部分に限る。)(損害保険等給付の支払調書)の規定は、平成三十年一月一日以後に支払の確定する同項に規定する損害保険等給付で同日以後に同項に規定する契約者の変更が行われたものについて適用する。
- (非居住者等の所得の支払調書に関する経過措置)
- 第十九条** 新規則第八十九條第一項第一号及び第二項第一号(非居住者等の所得の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する新規則第八十九條第一項に規定する利益又は同条第二項に規定する国内源泉所得について適用し、同日前に支払の確定した旧規則第八十九條第一項(非居住者等の所得の支払調書)に規定する利益又は同条第二項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。
- (不動産所得等の支払調書に関する経過措置)
- 第二十条** 新規則第九十條第二項第一号(不動産所得等の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する同項に規定する対価について適用し、同日前に支払の確定した旧規則第九十條第二項(不動産所得等の支払調書)に規定する対価については、なお従前の例による。
- (株式等の譲渡の対価等の支払調書に関する経過措置)
- 第二十一条** 新規則第九十條の二第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書)の規定は、附則第一条第六号(施行期日)に定める日以後に支払の確定する同項に規定する割引債の償還金等について適用し、同日前に支払の確定した旧規則第九十條の二第二項(株式等の譲渡の対価等の支払調書)に規定する割引債の償還金等については、なお従前の例による。
- (給与等の源泉徴収票に関する経過措置)
- 第二十二条** 新規則第九十三條第一項(給与等の源泉徴収票)の規定は、附則第一条第七号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十三條第一項(給与等の源泉徴収票)に規定する給与等については、なお従前の例による。
- (公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)
- 第二十三条** 新規則第九十四條の二第一項(公的年金等の源泉徴収票)の規定は、附則第一条第七号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四條の二第一項(公的年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
- (書式に関する経過措置)
- 第二十四条** 新規則別表第五(十二)及び別表第五(十三)に定める書式は、平成三十年一月一日以後に新法第二百二十五條第一項(支払調書及び支払通知書)の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五條第一項(支払調書及び支払通知書)の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。
- 2 別表第五(十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)**、別表第五(十八)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(十九)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十一)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十二)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十三)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十四)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十五)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十六)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十七)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十八)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(二十九)の改正規定(同表の表に係る部分に限る。)、別表第五(三十)の改正規定(同表の表に係る部分を除く。)による新規則別表第五(二十)に定める書式は、平成二十七年七月一日以後に新法第二百二十五條第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五條第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第六(一)に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に支払うべき新法第二百二十六條第一項(源泉徴収票)に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六條第一項(源泉徴収票)に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。**
- 5 新規則別表第六(三)に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に支払うべき新法第二百二十六條第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六條第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。**
- 6 前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書は、新規則別表第五(十一)、別表第五(十三)、別表第五(十七)から別表第五(二十三)まで、別表第五(二十七)、別表第六(一)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。**
- 7 平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則別表第五(十七)に定める書式の適用については、同表の備考1中「利益」とあるのは、「利益(所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)第1条の規定による改正前の所得税法第161条第1号の2に掲げるものに該当するものに限る。)」とする。**
- (所得税法の一部改正及び所得税法施行令の一部改正に伴う調整規定)
- 第二十五条** 附則第一条第六号(施行期日)に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年財務省令第五十三号)附則第三十七条から第三十九条まで(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置等)、第四十一条(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置)及び第四十三条(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項に関する経過措置)の規定の適用については、同令附則第三十七条中「第百九十四条第四項」とあるのは、「第百九十

二 新所得税法施行規則第八十一条の六第三項第一号ハ 附則（平成二十八年三月三十一日財務省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行規則第八条の三の改正規定、同令第十条第二項第一号の改正規定、同令第二十二條の改正規定、同令第二十三條第一号、第二十四条第一号、第二十五条の二第一号、第二十七條第一号、第二十九條第一号、第三十一條第一号並びに第三十二條第二項第一号及び第四項第一号の改正規定、同令第三十三條第四項第一号の改正規定、同令第三十九条の二第二項第一号の改正規定、同令第四十條の二の改正規定、同令第四十五條第一号の改正規定、同令第四十六条の改正規定、同令第五十条第一号の改正規定、同令第五十一條第一号及び第五十二條第一号の改正規定、同令第五十二條の二の改正規定（同条第四項に係る部分を除く）、同令第五十二條の三第一項第一号の改正規定、同条第三項第一号の改正規定、同令第五十五條第一号及び第六十六條第一号の改正規定、同令第六十六条の五第一号の改正規定、同令第七十六條の二第四項第一号及び第五項第一号の改正規定、同令第七十七條の四第三項の改正規定（「提供」を「提供等」に改める部分を除く）、同令第七十八條第一号及び第七十九條第一号の改正規定、同令第九十三條第三項第一号の改正規定並びに同令第九十七條の四の改正規定（同条第二項に係る部分を除く）、並びに附則第三条、第六条、第十条及び第十三條の規定、平成二十九年一月一日

二 第一条中所得税法施行規則第四十七條第七号の改正規定、同条第十九號の改正規定（「第二百六十二條第二項」を「第二百六十二條第三項」に改める部分に限る）、同令第四十七條の二の改正規定、同令第七十三條の二の改正規定、同令第七十四條の二の改正規定、同令第七十四條の四の改正規定、同令第七十六條第一項の改正規定、同令第七十七條の五の改正規定及び同令第九十条の四第二項の改正規定、平成三十年一月一日

（非課税貯蓄申込書の特例が認められる範囲等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第六條第二項（非課税貯蓄申込書の特例が認められる範囲等）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百五十五号。以下「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十五條第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正令第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三十五條第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。（金融機関等において事業譲渡等があった場合に提出すべき書類の記載事項等に関する経過措置）

第三条 新規則第八條の三及び第十條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書の記載事項等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新令第四十四條第一項又は第四十六條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定により提出する書類について適用し、同日前に旧令第四十四條第一項又は第四十六條第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定により提出した書類については、なお従前の例による。

（非課税貯蓄相続申込書の記載事項に関する経過措置）

第四条 新規則第十一條（非課税貯蓄相続申込書の記載事項）の規定は、施行日以後に提出する新令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、施行日前に提出した旧令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。（特定退職金共済団体の資金運用の対象となる生命保険料等の範囲等に関する経過措置）

第五条 新規則第十八條の四第十二項（特定退職金共済団体の資金運用の対象となる生命保険料等の範囲等）の規定は、施行日以後に新令第七十三條第一項（特定退職金共済団体の要件）の承認（新令第七十四條第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用し、施行日前に旧令第七十三條第一項（特定退職金共済団体の要件）の承認（旧令第七十四條第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受けた場合については、なお従前の例による。

（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項等に関する経過措置）

第六条 新規則第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十二條第二項及び第四項、第三十四條第三項、第三十九條の二第一項、第四十條の二、第四十五條、第四十六條、第五十條から第五十二條まで、第五十二條の二第一項及び第三項、第五十二條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十五條並びに第六十六條（青色申告をやめようとする場合の届出等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第一百十條第二項、第一百三十一條第二項、第一百三十三條第一項、第一百三十三條第三項、第一百七十條の二第二項若しくは第六項、第一百三十七條の三第三項若しくは第七項、第一百四十四條若しくは第一百五十一條第一項（青色申告の取りやめ等）の規定、新令第九十九條の二第二項、第一百一十七條の二第二項若しくは第六項、第一百三十七條の三第三項若しくは第七項、第一百四十四條若しくは第一百五十一條第一項（青色申告の取りやめ等）の規定、新令第九十九條の二第二項、第一百一十七條の二第二項若しくは第七項若しくは第八項、第一百三十三條若しくは第九十七條（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等）の規定又は新規則第三十九條の二第一項（再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手続）の規定により提出する申請書、届出書又は書類について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第一百十條第二項、第一百三十一條第二項、第一百三十三條第一項、第一百三十三條第四項、第一百三十一條の二第二項、第一百三十二條第二項、第一百三十三條第二項、第一百三十三條第三項若しくは第七項、第一百四十四條若しくは第一百五十一條第一項（青色申告の取りやめ等）の規定、旧令第九十九條の二第二項、第一百一十七條の二第二項、第一百二十條の三第三項、第一百二十一條の二第二項、第一百二十二條第二項、第一百二十四條第二項、第一百三十三條第二項、第七項若しくは第八項、第一百三十三條若しくは第九十七條（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等）の規定又は第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十九條の二第一項（再び小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手続）の規定により提出した申請書、届出書又は書類については、なお従前の例による。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第七条 改正令附則第八條第二項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一 改正令附則第八條第二項の届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

三 第一条中所得税法施行規則別表第五(二十八)の改正規定及び同令別表第五(二十九)の改正規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日

(所得金額の計算の通則に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第十九条の四第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる合併及び分割型分割について適用し、施行日前に行われた合併及び分割型分割については、なお従前の例による。

(確定申告書の記載事項に関する経過措置)

第三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という。)附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第二百二十二条第一項に規定する事項は、新規則第四十七条第一項に規定する事項とする。

2 改正法附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二百二十二条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、新規則第四十七条第二項に規定する記載とする。

3 新規則第四十七条第三項(第六号に係る部分に限る。)(新規則第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に令和元年分(平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に平成三十年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

4 新規則第四十八条第二項(新規則第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に令和元年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。(還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置)

第四条 新規則第五十三条第二項の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(決算に関する経過措置)

第五条 新規則第六十条の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第六条 新規則別表第六(一)に定める書式は、施行日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、施行日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二百二十六条第一項に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2 新規則第九十四条の二第一項の規定及び新規則別表第六(三)に定める書式は、令和二年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(一)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二十八日財務省令第一三三号) 抄

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月三〇日財務省令第二七号)

(施行期日)

1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所得税法施行規則第三十六条の五第二項の規定は、個人がこの省令の施行の日以後にする所得税法施行令第六十七条の三第一項第一号、第二項第一号又は第四項に規定する料金の支出について適用し、個人が同日前にしたこれらの規定に規定する料金の支出については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十一月二十九日財務省令第三四号)

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年十二月一日財務省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日財務省令第一二号) 抄

(貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第九条 新規則第八十一条の六第五項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令(令和二年政令百十一号)第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知をする場合に於いて適用する。

(利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十条 新規則第八十一条の七第四項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第八十一条の七第四項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等に関する経過措置)

第十一条 新規則第八十一条の九第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

(無記名公社債に係る貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲に関する経過措置)

第十二条 新規則第八十一条の十の規定により読み替えて適用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百三十九条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。

(無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置)

第十三条 新規則第八十一条の十一第四項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の十一第四項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(無記名公社債の利子等の支払の取扱者等の確認事項の記録及び帳簿書類の保存等に関する経過措置)

第十四条 新規則第八十一条の十二第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百三十九条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。

(譲渡性預金の譲渡等に関する告知書に関する経過措置)

第十五条 新規則第八十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四条の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用する。

2 新規則第八十一条の十七第三項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四条の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用する。

3 新規則第八十一条の十七第六項の規定は、施行日以後に行われる所得税法第二百二十四条の二に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第十六条 新規則第八十一条の二十第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十二条の規定による告知をする場合について適用する。

(株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第十七条 新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(交付金銭等の交付者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第十八条 新規則第八十一条の二十五第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十五条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

(交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第十九条 新規則第八十一条の二十六において準用する新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の二十六において準用する旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(償還金等の交付者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第二十条 新規則第八十一条の二十九第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十六条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

(償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第二十一条 新規則第八十一条の三十において準用する新規則第八十一条の二十一第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十において準用する旧規則第八十一条の二十一第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)

第二十二条 新規則第八十一条の三十三第一項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条の規定による告知をする場合について適用する。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第二十三条 新規則第八十一条の三十四第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十四第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

第二十四条 新規則第八十一条の三十六第二項において準用する新規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三の規定による告知をする場合について適用する。

- 2 新規規則第八十一条の三十六第六項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十六第六項に規定する届出書については、なお従前の例による。
- (金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等に関する経過措置)
- 第二十五条 新規規則第八十一条の三十八第一項において準用する新規規則第八十一条の六第五項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八の規定による告知をする場合について適用する。
- (金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置)
- 第二十六条 新規規則第八十一条の三十九第三項の規定は、施行日以後に提出する届出書について適用し、施行日前に提出した旧規則第八十一条の三十九第三項に規定する届出書については、なお従前の例による。
- (先物取引に関する支払調書に関する経過措置)
- 第二十七条 新規規則第九十条の五(第三号に係る部分に限る。)の規定は、同号に規定する暗号資産「デリバティブ」取引の同条に規定する差金等決済で令和三年一月一日以後に行われるものについて適用する。
- (給与等の源泉徴収票に関する経過措置)
- 第二十八条 新規規則第九十三条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。
- 2 新規規則第九十三条第一項(第九号に係る部分に限る。)の規定は、令和二年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。
- 3 令和二年中に支払うべき新規規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって改正法第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第九十条の規定の適用を受けられないものについては、同項の規定の適用については、同項第九号中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。)第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第一条の規定による改正前の法第二条第一項第三十号(定義)に規定する寡婦、同項第三十一号に規定する寡夫」とする。
- (公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)
- 第二十九条 新規規則第九十四条の二第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
- 2 新規規則第九十四条の二第一項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
- (書式に関する経過措置)
- 第三十条 新規規則第五(三十一)に定める書式は、令和三年一月一日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。
- 2 新規規則第六(一)(同表の備考2(16)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。
- 3 新規規則第六(一)(同表の備考2(17)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき当該給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。
- 4 新規規則第六(三)(同表の表及び同表の備考2(5)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和三年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。
- 5 新規規則第六(三)(同表の備考2(10)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。
- 6 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規規則第五(三十一)、別表第六(一)及び別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
- 7 令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって新法第九十条の規定の適用を受けられないものにつき同項の規定により提出し、又は同項若しくは所得税法第二百二十六条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票についての新規規則第六(一)に定める書式の適用については、同表の備考2(17)(一)中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。)第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の17第一項の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第一条の規定による改正前の法第二条第一項第三十号に規定する寡婦、同項第三十一号に規定する寡夫」とする。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は通知書に、新規別表第五(七)及び別表第五(二十九)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

附 則 (令和五年三月三十一日財務省令第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十七条の二の改正規定及び第七十三条の二の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定 令和六年一月一日
- 二 第七十五条第一項の改正規定及び附則第八条の規定 令和六年十月一日
- 三 第七十三条の改正規定、第七十四条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定(「第九十四条第七項」を「第九十四条第八項」に改める部分に限る。)及び同項第六号の改正規定 令和七年一月一日
- 四 第六十六条の改正規定及び第九十八条の改正規定並びに附則第六条及び第十三条の規定 令和八年一月一日
- 五 第三十六条の四第一項の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十八条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定(及び次項第三号)を削る部分に限る。)、同条第二項の改正規定、第九十四条第二項の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第九十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、第九条から第十一条まで及び第十四条の規定 令和九年一月一日
- 六 第七十九条の改正規定並びに附則第十六条及び第十七条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第四十九条の規定に限る。)の施行の日
- 七 第八十一条の二第二項の改正規定、第八十一条の三十三第二項の改正規定、第九十条の五の改正規定及び別表第五(三十)の表の備考1の改正規定並びに附則第十五条の規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)の施行の日

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)第三十六条の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置)

第三条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規規則」という。)第三十六条の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支払者による証明等に関する経過措置)

第四条 新規規則第四十七条の二第六項第三号及び第八項第三号の規定は、令和六年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

(青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置)

第五条 新規規則第五十五条(所得税法施行規則第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第四百三十三条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第四百三十三条の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。

(青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

第六条 新規規則第六十六条(所得税法施行規則第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和七

年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。

(給与所得者の扶養控除等申告書等に添付すべき書類等に関する経過措置)

第七条 新規規則第七十三条の二第三項第三号及び所得税法施行規則第七十四条の四(新規規則第四十七条の二第六項第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について提出する同法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書について適用する。

(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

第八条 新規規則第七十五条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に提出する所得税法第九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置)

第九条 新規規則第七十八条の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百六十六条に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第十条 新規規則第九十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する給与等の源泉徴収票について適用し、同日前に提出すべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等の源泉徴収票については、なお従前の例による。

(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第五条 新規則第九十三条第一項の規定及び新規則別表第六(一)に定める書式は、令和六年以後に支払うべき同年以後に支払の確定した所得税法第八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年六月一日以後であるものについて適用し、同年以前に支払うべき同年以前に支払の確定した同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年六月一日前であるものについては、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(一)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

(公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)

第六条 新規則第九十四条の二第一項の規定及び新規則別表第六(三)に定める書式は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払う同項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

(信託の計算書に関する経過措置)

第七条 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新規則第九十六条の規定の適用については、同条第一項第七号ハ中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項(寄附金控除に関する経過措置)に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に関する経過措置)

第八条 新規則第百条第一項の規定は、令和六年六月一日以後に支払う所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払う同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第九条 新規則別表第三(五)、別表第四(二)、別表第五(三)及び別表第五(八)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十条、第二百二十四条第二項及び第二百五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書について適用し、施行日前にこれらの規定により添付し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書、告知書及び調書については、なお従前の例による。

2 新規則別表第七(一)に定める書式は、附則第一条第四号に定める日以後に所得税法第二百二十七条の規定により提出する同条に規定する計算書について適用し、同日前に同条の規定により提出した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書、告知書又は調書に、新規則別表第三(五)、別表第四(二)、別表第五(三)、別表第五(八)及び別表第七(一)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

4 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合において、所得税法第二百二十七条に規定する信託が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の五第一項に規定する特定寄附信託であるときにおける所得税法第二百二十七条に規定する計算書についての新規則別表第七(一)に定める書式の適用については、同表の備考2(9)へ(iii)中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項に規定する特定公益信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は特定公益信託」とする。

別表第一 削除

別表第二(一) (略)

別表第二(二) (略)

別表第二(三) (略)

別表第二(四) (略)

別表第二(五) (略)

別表第二(六) (略)

別表第三(一) (略)

別表第三(二) (略)

-
- 別表第三(三)
(略)
- 別表第三(四)
(略)
- 別表第三(五)
(略)
- 別表第三(六)
(略)
- 別表第四(一)
(略)
- 別表第四(二)
(略)
- 別表第四(三)
(略)
- 別表第四(四)
(略)
- 別表第五(一)
(略)
- 別表第五(二)
(略)
- 別表第五(三)
(略)
- 別表第五(四)
(略)
- 別表第五(五)
(略)
- 別表第五(六)
(略)
- 別表第五(七)
(略)
- 別表第五(八)
(略)
- 別表第五(九)
(略)
- 別表第五(十)
(略)
- 別表第五(十一)
(略)
- 別表第五(十二)
(略)
- 別表第五(十三)
(略)
- 別表第五(十四)
(略)
- 別表第五(十五)
(略)
-

別表第五(十六)	削除
別表第五(十七)	
別表第五(十八)	
別表第五(十九)	
別表第五(二十)	
別表第五(二十一)	
別表第五(二十二)	
別表第五(二十三)	
別表第五(二十四)	
別表第五(二十五)	
別表第五(二十六)	
別表第五(二十七)	
別表第五(二十八)	
別表第五(二十九)	
別表第五(三十)	
別表第五(三十一)	
別表第五(三十二)	
別表第六(一)	
別表第六(二)	
別表第六(三)	
別表第七(一)	
別表第七(二)	
別表第八(一)	
別表第八(二)	

-
- (略) 別表第八 (三)
 - (略) 別表第八 (四)
 - (略) 別表第九 (一)
 - (略) 別表第九 (二)
 - (略) 別表第九 (三)
-